

# READ ME

# 2026

静岡大学大学院

総合科学技術研究科・情報学専攻

## 目 次

I	総合科学技術研究科について.....	1
II	情報学専攻の設立趣旨、教育・研究指導方針、各プログラムの教育目標.....	4
III	履修の手引き.....	7
IV	授業時間割.....	33
V	シラバス.....	33
VI	学生生活の手引き.....	33
VII	心身の健康管理.....	42
VIII	南海トラフ巨大地震に備えて.....	47
IX	自然災害等による一斉休講措置のガイドライン.....	50
X	静岡大学大学院規則.....	50
XI	静岡大学学位規程.....	96
XII	静岡大学大学院総合科学技術研究科規則.....	101
XIII	静岡大学大学院学生の学部授業受講に関する申合せ.....	114
XIV	静岡大学総合科学技術研究科転専攻及び転コースに関する申し合わせ.....	115
XV	大学院総合科学技術研究科における標準修業年限未満での修了に関する申合せ.....	116

## I 総合科学技術研究科について

### (1) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

#### 共通

総合科学技術研究科は、基礎科学における深い学識と学問領域の融合による幅広い視野を持ち、グローバルに活躍できる資質・能力を身につけていることを修士の学位授与の方針とする。

1. 各専攻における高度な専門知識を有し、物事の本質を捉え、自由かつ独創的な発想で社会的・科学技術的ニーズに基づく課題を解決できる能力を有する。
2. 各専門分野を越えて、柔軟な発想力と実践力によって社会に貢献できる能力を身につけている。
3. 国際的かつ多様化する社会に対応できるコミュニケーション能力を有するとともに、社会の中でグローバルな視点でリーダーシップを発揮できる能力を有する。

#### 情報学専攻

情報学専攻にあっては、文科系と工学系を融合させた情報学（文工融合）についての幅広く豊かな識見と、専攻分野についての高度な専門知識及び研究能力を基盤として、次の能力を身につけていることを修士（情報学）の学位授与の条件とする。

1. 文科系と工学系を連携・融合させた複眼的アプローチによって課題に取り組み、それを解決する能力を身につけている。
2. 情報学の教育・研究を通じて応用・実践に優れた職業適応力を身につけている。
3. 論理的な思考能力、理解力、表現力、問題発想能力、および問題解決に向けての総合的な研究力と高度な実践力を身につけている。

#### 理学専攻

理学専攻にあっては、真理を探究する理学の精神を身につけ、基礎科学における深い学識とそれに基づいてさまざまな基礎ならびに応用分野における問題解決能力を有する人材の育成を目指す。さらに社会の多様なニーズに応えるための洞察力、適応力、行動力を養うことを目的として、それぞれの専門分野ならびに学際的分野で高度な教育研究を行う。この目的に沿って設定された授業科目を履修し、必要単位数を取得することによって、下記に示す資質・能力を身につけたものに修士（理学）の学位を授与する。

1. 理学の各分野における深い学識を有し、専門的な立場から現代社会の諸問題の解決に指導的に取り組むことができる。
2. 健全な批判精神と高い倫理観を備え、社会人としての自らの行動に責任を負うことができる。
3. コミュニケーション能力と国際感覚を持ち、グローバルな観点からリーダーシップを発揮し活躍できる。

#### 工学専攻

工学専攻にあっては、豊かな教養と国際性を身につけ、多様化する社会でリーダーシップを発揮し、独創性に富んだ科学技術を創造する技術者の育成を教育目標とし、下記に示す資質・能力を身につけていることを修士（工学）の学位授与の方針とする。

1. 工学の専門分野での高度な知識と技術を有し、それらの関連分野の融合領域における幅広い知識を有する。
2. 工学における課題発見能力と課題探求・解決能力を有し、独創性の高い研究を遂行できる。
3. 工学において、国際的な視点からリーダーシップを発揮できるためのコミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を有する。

4. 社会・産業界のニーズに基づく複合的な諸問題を解決できる高度な知識と技術を自己学習により習得できる能力を有し、高度専門職従事者として社会に貢献できる基礎能力を身につけている。

### 農学専攻

農学専攻にあつては、東海地域の豊かな環境や資源を背景に、環境・バイオサイエンスを基礎として衣食住を充足するための学理や技術を深化させた教育と研究を行い、地域や国際社会の持続的発展に貢献できる人材の養成を教育目標としており、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけたものに修士（農学）の学位を授与する。

1. 生物生産、環境保全、生命現象の解明など、各専門分野において必要とされる高度な専門知識と研究技術を習得している。
2. 農学の社会的使命を自覚し、地域並びに国際社会の持続的発展に貢献する資質を有する。
3. 専門領域の研究者に自らの研究成果をアピールするためのプレゼンテーション能力およびディスカッション能力を有している。

## (2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

### ・共通

総合科学技術研究科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し、実施する。

1. 高度な専門性や実践的能力を身につけるために、専門性の高い講義科目および演習科目、修士論文または特定課題研究を設置する。
2. 専門分野にとらわれない幅広い視野を身につけるため、研究科共通科目を置くとともに、主専攻の他に副専攻を履修できる制度を設置する。
3. グローバル人材の育成に向けて、すべての専攻において英語のみで学位取得が可能なカリキュラム編成とする。

### ・情報学専攻

令和3年3月17日改正

#### 【教育課程編成の方針】

1. 秒進分歩のスピードで革新を続ける情報技術と、それがもたらす社会の高度情報化の双方についての豊かな専門的知識を備えた、望ましい情報社会の構築に貢献しうる問題解決能力をもった高度専門職業人の育成を教育課程の基本的目標とする。
2. 情報科学と情報社会学、行動情報学とを連携・融合させた複眼的アプローチによって、技術課題や社会課題を解決する能力を獲得できる教育を行うため、文工融合を教育の基礎にしたカリキュラムを設置する。
3. さらに、体系的な専門教育を実現するため、2 コース（基盤情報学コース、領域情報学コース）3 プログラム制（計算機科学（「CS」という。）、行動情報学（「BI」という。）、情報社会デザイン（「ID」という。））を導入し、授業と研究指導を行う。

#### 【教育課程における教育・学習方法に関する方針】

1. 基礎的学力および基本的知識を教育するため、講義中心の授業を行う。
2. 基礎的技能の修得、基本的知識の定着および応用のため、演習中心の授業を行う。この中には、協働する力、コミュニケーション能力を育むためのグループワークやプロジェクト形式の授業を含む。
3. 時代と社会が求める人材像について現場において体感するため、また、社会的適応力を育成し、職業意識の涵養のため、フィールドワークやグループワークを含む実習中心の授業を行う。
4. 情報化をめぐる社会・技術の現状理解と課題の発見、その解決策の提案・実施・実現にわたる総合的実践力を育成するため、ゼミナール形式の研究指導を行う。

### 【学習成果の評価の方針】

「静岡大学アセスメント・ポリシー（大学院）」に従う。各授業科目の成績評価および研究の評価はシラバス等に明示した合否判定基準に従うが、その方針としては、おおむね次に挙げる成果物と、取り組みの姿勢や過程について評価するものとする。

1. 授業科目の評価は、科目の態様にしたがって、試験、レポート、制作物、発表等によって行う。
2. 研究に対する評価は、修士論文、研究発表（ジャーナル論文、国際会議論文、学会口頭発表、受賞、作品等を含む）、口頭試問等によって行う。

### ・理学専攻

令和3年3月17日改正

#### 【教育課程編成の方針】

理学専攻の学位授与の基本方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、技術職や研究職を目指す上で必要な、基礎科学における深い学識と問題解決能力を有する人材を育成することを目的として編成された履修プログラムに沿って教育を行う。このプログラムは、幅広い視野と国際的な対応能力をもち、かつ各専門分野の求める高度な専門的知識と研究能力を身につけるために編成された以下の授業から成る。

1. 広い視野に立って各専門分野を深く考究する講義科目
2. 教員の直接の指導の下、修士論文の作成を目指して行う特別研究等の科目
3. 幅広い視野を身につけるための研究科共通科目と副専攻プログラム
4. 英語科目ならびに英語対応科目

#### 【教育課程における教育・学習方法に関する方針】

1. 理学専攻の分野横断的な基礎知識をもとに、各専門分野の高度な知識を修得させるため、講義中心の授業を行う。
2. 各専門分野における最先端の技術を修得し、またそれを用いた未知の現象の解明・新たな技術の開発を通して、理学の諸問題を解決するための総合的実践力を育成するため、特別研究等を行う。
3. 研究科共通科目や副専攻プログラムでは、総合的な科学技術を俯瞰する能力や幅広い知識を持つ高度な専門人材の育成のため、各専門分野を跨ぐ基礎的知識の定着を目的とした座学的な授業及び放射科学等の現場でしか得られない隣接する異分野の高度な専門技術の修得を目的とした実習中心の授業を行う。
4. グローバル化への適応能力を育成し、国際的視野の涵養のため、英語による講義、英文資料の配布及び留学生と日本人学生が英語により議論する機会の導入等により、授業を展開する。

### 【学習成果の評価の方針】

「静岡大学アセスメント・ポリシー（理学専攻）」に従う。各授業科目の成績評価はシラバス等に明示した合否判定基準に従うが、その方針としては、おおむね次に挙げる成果物と、取り組みの姿勢や過程について評価するものとする。

1. 授業科目の評価は、科目の態様にしたがって、試験、レポート、発表等によって行う。
2. 特別研究等の評価は、修士論文、研究発表、口頭試問等によって行う。

### ・工学専攻

令和3年4月21日改正

1. 高度で幅広い専門性育成のために、各コースに高い専門性のコア専門科目及び一般専門科目を設置する。さらに、英語で講義する英語科目及び英語対応科目をおくことにより、グローバル社会にリーダーシップを発揮して柔軟に対応できる能力を、自らが育成することを推奨する。
2. 高度な専門性や豊かな独創性、自ら学ぶ能力、課題発見能力、課題探究・解決能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を育成するために、主指導教員および副指導教員が修士論文または特定課題研究を指導する。
3. 社会・産業界での複合的な諸問題を解決できるように、研究科共通科目として理系基礎特論およびマネジメント関連科目を設置する。これにより、高度専門職従事者として指導的役割

を担える能力を、自らが育成することを推奨する。

4. 各コースの高度な専門知識を講義、演習、実習・実験、セミナーにより学ぶ専門科目を系統的に学年配置する。また、創造性、課題解決能力、研究遂行能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力などを育成するために、修士論文、或いは特定課題研究を課す。

#### ・農学専攻

令和3年4月21日改正

総合科学技術研究科農学専攻は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し、実施する。

##### 【教育課程編成の方針】

1. 地域や国際社会の発展に関わる専門分野について多くの基礎知識とともに、実験・演習を重視した教育研究により応用力を修得する。
2. 職業人・社会人となる際の基本的な素養を修得し、また、関連産業と研究との関係を広く理解することにより、将来の研究におけるバックボーンを形成する。
3. 自然科学における多様な先端的分野に関する知識や、技術者倫理・社会観を総合的に修得し、専門分野だけでなく周辺領域や融合領域を広く学ぶ。

##### 【教育課程における教育・学習方法に関する方針】

1. 高度かつ幅広い専門的知識、最新の分析技術、研究者倫理等を教授するための講義を実施する。
2. 最新の研究動向や社会問題を収集・発表・討議する演習形式の授業を行い、本質を見抜く力や批判的思考能力を育成する。
3. 研究成果をセミナー・学会等で発表する機会を通し、得られた成果を効果的に発信する能力や、科学的な議論を適切に行う力を身につけさせる。
4. 地域や国際社会が抱える問題の解決や未知の科学的問題の解明に向けた総合的な実践力を養成するため、特別研究（修士論文）を課す。

##### 【学習成果の評価の方針】

農学専攻教育の質保証ガイドラインに従って行う。その概要は次のとおりである。

1. 授業科目の評価は、科目の態様にしたがって、試験、レポート、発表、実技試験等によって行う。
- 研究遂行能力の評価は、内外の研究発表実績、修士論文およびその審査会等によって行う。

## II 情報学専攻の設立趣旨、教育・研究指導方針、各プログラムの教育目標

### 情報学専攻の設立趣旨

情報学専攻は、現在急速な勢いで展開しつつある高度情報社会において、日本及び国際社会が直面する種々の課題を、情報科学技術と情報社会学を融合した立場から解決するため、情報学の学問的高度化を推進するとともに、高度情報社会が求める専門的な職業人を養成することを目的として設置されました。

リアルタイムで進行しつつある情報科学技術における革新、ならびに現代における社会変容に目を向けるとき、解決しなければならない課題は増大し、それによって高度情報社会の望ましい発展が制約されかねないような状況が生じています。これには二つの主要な側面があります。

第1は、情報技術と人間や社会との不整合です。ユーザー層の拡大にともなう人との親和性の良いインターフェースの必要性、情報弱者の発生危険、情報洪水の中での主体性の喪失、疎外感など、個人のレベルでの問題も深刻化しています。一方、ソフト化に伴う産業構造の変化、電子商取引の実用化に伴う安全性、大規模情報システムやネットワークのセキュリティ、インターネットと既存の法律との関係、マルチメディアの著作権、事務・出版・マスコミ・図書館・教育等の役割や環境の変化、人間のネットワーク構造の変化など、社会のレベルにおいても多くの問題が解決を急がれています。プライバシーや人権の侵害、情報管理社会を招く危険性、世代間・民族間における文化的・社会的摩擦などの問題も懸念されます。これらの問題の研究・解決は急

務ですが、情報技術の進展の速度の方がはるかに大きく、完全に後追いの対応策に追われているのが現状です。

第2は、情報そのものの蓄積と利用、さらには新しい情報文化の創造です。従来の情報科学技術での教育研究は情報の容れ物や道具に関する教育研究であり、中味の情報をどうすべきかに関しては、大規模データベースの構築以外には取り組まれてきませんでした。今後は、インターネットによりあらゆる人が情報を発信できるようになり、膨大な情報が世界中で流通することによって、これまで以上に深刻な情報爆発が起こることが想定されます。そのため、良質な情報をどのようにして蓄積し、万人に利用可能にするか、それによりいかにして望ましい情報社会、情報文化を築いていくかという課題に直面しています。情報の生成・供給・流通・利用に関するより優れた技術と社会体制を研究し、構築し、実際に良質の情報文化を創造していく必要があります。

これら二つの課題は、一つの問題の両面であり、いずれも情報科学技術の側からの教育研究だけでは解決しえません。情報科学からの学問的要請と、情報社会からの現実的要請に対して複眼的視点から応えていかなければならない課題であり、既存の学問領域の枠組みを越えた、情報科学と情報社会学との融合型の大学院レベルの教育研究組織が必要です。

本専攻は、まさに学問的かつ社会的要請による情報学研究的学問的高度化の場を実現するものです。

現代社会を特徴づけるキーワードは、「情報化」と「グローバル化」です。先進諸国における社会の高度情報化はコンピュータとコンピュータネットワークによって推進されています。そしてインターネットに代表されるネットワークは、社会のグローバル化を必然的にもなう一方、海外からの資源調達と海外市場の開拓や生産拠点の海外移転などによる生産・流通・金融システムのグローバル化も情報ネットワークの高度化を要請しています。このような環境下にあつて、本専攻への社会的要請は、次の3要素に分けて考えることができます。

第1に、情報科学技術の高度化

第2に、情報社会研究の高度化

第3に、文工融合の視点の高度化

第1の情報科学技術の高度化は、情報化とグローバル化に対して科学技術的に応えるものです。計算機から発達したコンピュータは、メディア機器として人間情報のあらゆる側面をカバーしつつあります。マルチメディアやバーチャルリアリティはコンピュータと人間とのハードルを低くして、コンピュータの応用面を拡大しました。このような情報社会を支えているコンピュータやコンピュータネットワークの科学技術的研究の高度化は、基礎研究からヒューマン・インタフェースなど応用研究に至るあらゆる面で社会から期待され要請されています。

第2の情報社会研究の高度化は、情報化とグローバル化に対して人文・社会科学的に応えるものです。生産・流通・金融システムばかりではなく、政治・行政・教育・文化のあらゆる局面でコミュニケーションにコンピュータとコンピュータネットワークが利用されています。そして、このような情報化とそれともなう社会のグローバル化は、近代の産業社会・工業社会において実現されてきた生活様式やモラルに変化をもたらしています。資本主義的生産様式から高度情報社会への移行によって生じるであろうさまざまな問題についての理解力・分析力を備えた情報社会研究の高度化が社会から求められています。

第3の文工融合の視点の高度化は、情報科学技術の研究者も情報社会の研究者もひとしく科学技術と現実社会についての共通の知識と技能と認識を備えることを意味します。情報学専攻では、情報科学と情報社会学とに共通基礎となる総合領域を設けますが、ここでの教育研究は文工融合の視点を身につけることで、明日の高度情報社会において活躍できる研究者・大学教員や高度専門職業人のリテラシーの形成が可能となります。情報社会への移行にともなう既存の社会通念が見直されている今日、現実社会に対する文工融合からの複眼的アプローチこそ社会が緊急に要請しているものです。

### 情報学専攻の教育の特色

ハードウェアの高性能化、ソフトウェアの大規模化、コンピュータネットワークの進歩による情報資源の分散化、情報システムの知能化、ハイパーメディア技術の進歩による利用環境の多様

化など、加速度的に展開する情報技術を身につけると同時に、高度情報化がもたらす現代社会の変容について深い洞察力を備えた人材が必要とされています。

現代社会のこうしたニーズに応えるために、本専攻では情報科学と情報社会学との融合による複眼的な視野をもった人材の育成を教育の基本的目標としています。具体的には、情報科学寄りの学生にあっては、単に新しい情報技術を追求するだけでなく、先端的な情報技術の背景に潜む基本的なコンセプトを理解し、情報技術が社会に与える影響まで見通すことができる人材を育成します。また、情報社会学寄りの学生にあっては、高度情報化、情報のグローバル化がもたらす社会構造の変容の実態を多面的に、かつ、深く理解するだけでなく、それを支える情報科学技術を的確に分析・活用できる人材を育成します。

- ① 理工系人材養成に必要な科学技術の応用、専攻を越えた分野横断的領域等専攻領域を広く俯瞰できる能力を身に付けるための科目、機器操作技術及び科学技術分野で必要とされる英語運用能力の向上に関する科目等を専攻共通科目として設けています。また同じく専攻共通科目として、より高度な自立的な研究能力を獲得しようとする学生のために、博士課程進学を視野に入れた研究内容、研究手法への導入的科目、高度なインターンシップ等のキャリア形成科目からなる「博士進学支援科目」を置きます。
- ② 指導教員制度の導入により、学生の研究テーマに沿って、履修計画の策定から修士論文の完成まで、個別にきめ細やかな指導を行います。特に、「情報学研究Ⅰ・Ⅱ」においては研究テーマに特化した指導、また「情報学演習Ⅰ・Ⅱ」では研究テーマに関連した幅広い知識や技術の習得を目指し、それらを有機的に関連づけることによって、高度な知識・技術を身につかせます。

本専攻には、学部の三学科に対応した三つのプログラム及び社会人の再教育を目的とした特別プログラムから構成されるカリキュラムが用意されています。四つのプログラムとそれぞれの教育目標は次のとおりです。

- (1) 計算機科学プログラム (CS プログラム) の教育目標  
モデル化、抽象化、仮想化など情報科学に関する系統化された高度な知識体系を学び、新しい価値を創造できる人材を育てます。
- (2) 行動情報学プログラム (BI プログラム) の教育目標  
さまざまな社会の組織を多面的に分析し、情報システムの計画、設計、開発、運用、評価、改善ができる人材を育てます。
- (3) 情報社会デザインプログラム (ID プログラム) の教育目標  
ガバナンスを基本的なコンセプトとしながら、新しい価値を創造するために、現実社会の問題を発見・分析し、解決策を提言できる人材を育てます。
- (4) 社会人再教育のための特別プログラム  
急速に発展する IT 関連分野の動向について社会人が学び直す場を提供し、情報分野に関連する技術や社会問題について体系的な最先端知識を持つ社会人人材を育てます。

学生の選択により、主専攻のほか、副専攻の履修ができるように、コース専門科目及び専攻共通科目のなかに指定された分野（各専攻・コースに対応した分野及び「防災」「環境リーダー」「生物情報科学」「アジアブリッジプログラム」の専攻横断的分野）の副専攻科目群を置き、8単位以上の履修をそれぞれの分野の副専攻認定の条件とします。

日本語能力が充分でない学生のために、秋季入学生には英語による受験を実施すると共に、英語によって提供される科目（科目名が英語のもの）及び「英語対応科目（英語のテキストを使用し、英語による説明を併用）」を整備し、英語のみによる学位取得が可能です。またこれらの科目についてはあわせて「アジアブリッジプログラム」副専攻科目とします。

## 研究指導方針

指導教員制度により、学生の研究テーマに沿って、履修計画の策定から修士論文の完成まで、きめ細かな個別指導を行います。特に「基盤情報学研究Ⅰ・Ⅱ」または「領域情報学研究Ⅰ・Ⅱ」においては、研究テーマに特化した指導を、また、「基盤情報学演習Ⅰ・Ⅱ」または「領域

情報学演習Ⅰ・Ⅱ」においては、研究テーマに関連した幅広い知識や技術の修得を目指し、それらを有機的に関連付けることにより、高度な知識・技術を身につけることができる点に研究指導上の特色があります。

なお、「社会人再教育のための特別プログラム」では、社会人学生を対象に、夜間・休日開講、インターネットを利用した教育機会の提供により、2年間の在学期間で適切な教育指導が受けられる体制がとられています。

### III 履修の手引き

情報学専攻の教育方法・履修基準等についてはXⅡ 総合科学技術研究科研究科規則に定められているとおりです。規則は必ず通読してください。特に留意してほしい事項は次のとおりです。

#### 1. 履修基準について

##### [1] 修了の要件

本専攻の修士課程を修了するためには、2年以上在学し、所定の単位を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定課題研究の審査及び最終試験に合格することが必要です。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績をあげた者については、在学期間の短縮措置があります（「XV 大学院総合科学技術研究科における標準修業年限未満での修了に関する申合せ」を参照）。

なお、本専攻では、修士論文または特定課題研究の審査にあたり、事前に、構想発表と中間発表を終えていることが必要ですので注意してください。（ただし、学会発表等によりこれらを代替することが可能です。詳細は指導教員に問い合わせてください。）

各コース及び各プログラムの修了要件は以下のとおりです。

〈基盤情報学コース〉

##### 【計算機科学プログラム】

- ① コース必修科目12単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」、「コミュニケーション論」、「情報資源総論」及び「情報社会セキュリティ論」のうち2科目を含む4単位以上を修得していること。
- ③ 計算機科学プログラムの選択科目から14単位以上を修得していること。ただし研究科共通科目の単位を4単位を超えて修得した場合、超過単位は4単位まで計算機科学プログラムの選択科目の単位に算入できる。なお、他大学院、他研究科、他専攻、他コース、他プログラム（「社会人再教育のための特別プログラム」を除く）及びプログラム外科目群から10単位まで計算機科学プログラムの選択科目の単位に算入できる。ただし、他専攻、他大学で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。また、同一科目名の末尾に「（基盤）」又は「（領域）」が付く選択科目については、いずれか一方のみを修得できる。

##### 【行動情報学プログラム】

- ① コース必修科目12単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」、「コミュニケーション論」、「情報資源総論」及び「情報社会セキュリティ論」のうち2科目を含む4単位以上を修得していること。
- ③ 行動情報学プログラムの選択科目から14単位以上を修得していること。ただし研究科共通科目の単位を4単位を超えて修得した場合、超過単位は4単位まで行動情報学プログラムの選択科目の単位に算入できる。なお、他大学院、他研究科、他専攻、他コース、他プログラム（「社会人再教育のための特別プログラム」を除く）及びプログラム外科目群から10単位まで行動情報学プログラムの選択科目の単位に算入できる。ただし、他専攻、他大学で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。また、同一科

目名の末尾に「(基盤)」又は「(領域)」が付く選択科目については、いずれか一方のみを修得できる。

**【情報社会デザインプログラム】**

- ① コース必修科目 12 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」、「コミュニケーション論」、「情報資源総論」及び「情報社会セキュリティ論」のうち 2 科目を含む 4 単位以上を修得していること。
- ③ 情報社会デザインプログラムの選択科目から 14 単位以上を修得していること。ただし研究科共通科目の単位を 4 単位を超えて修得した場合、超過単位は 4 単位まで情報社会デザインプログラムの選択科目の単位に算入できる。なお、他大学院、他研究科、他専攻、他コース、他プログラム（「社会人再教育のための特別プログラム」を除く）及びプログラム外科目群から 10 単位まで情報社会デザインプログラムの選択科目の単位に算入できる。ただし、他専攻、他大学で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。また、同一科目名の末尾に「(基盤)」又は「(領域)」が付く選択科目については、いずれか一方のみを修得できる。

〈領域情報学コース〉

**【計算機科学プログラム】**

- ① コース必修科目 14 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」、「コミュニケーション論」、「情報資源総論」及び「情報社会セキュリティ論」のうち 2 科目を含む 4 単位以上を修得していること。
- ③ 計算機科学プログラムの選択科目から 12 単位以上を修得していること。ただし研究科共通科目の単位を 4 単位を超えて修得した場合、超過単位は 4 単位まで計算機科学プログラムの選択科目の単位に算入できる。なお、他大学院、他研究科、他専攻、他コース、他プログラム（「社会人再教育のための特別プログラム」を除く）及びプログラム外科目群から 10 単位まで計算機科学プログラムの選択科目の単位に算入できる。ただし、他専攻、他大学で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。また、同一科目名の末尾に「(基盤)」又は「(領域)」が付く選択科目については、いずれか一方のみを修得できる。。

**【行動情報学プログラム】**

- ① コース必修科目 14 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」、「コミュニケーション論」、「情報資源総論」及び「情報社会セキュリティ論」のうち 2 科目を含む 4 単位以上を修得していること。
- ③ 行動情報学プログラムの選択科目から 12 単位以上を修得していること。ただし研究科共通科目の単位を 4 単位を超えて修得した場合、超過単位は 4 単位まで行動情報学プログラムの選択科目の単位に算入できる。なお、他大学院、他研究科、他専攻、他コース、他プログラム（「社会人再教育のための特別プログラム」を除く）及びプログラム外科目群から 10 単位まで行動情報学プログラムの選択科目の単位に算入できる。ただし、他専攻、他大学で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。また、同一科目名の末尾に「(基盤)」又は「(領域)」が付く選択科目については、いずれか一方のみを修得できる。。

**【情報社会デザインプログラム】**

- ① コース必修科目 14 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」、「コミュニケーション論」、「情報資源総論」及び「情報社会セキュリティ論」のうち 2 科目を含む 4 単位以上を修得していること。

- ③ 情報社会デザインプログラムの選択科目から12単位以上を修得していること。ただし研究科共通科目の単位を4単位を超えて修得した場合、超過単位は4単位まで情報社会デザインプログラムの選択科目の単位に算入できる。なお、他大学院、他研究科、他専攻、他コース、他プログラム（「社会人再教育のための特別プログラム」を除く）及びプログラム外科目群から10単位まで情報社会デザインプログラムの選択科目の単位に算入できる。ただし、他専攻、他大学で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。また、同一科目名の末尾に「（基盤）」又は「（領域）」が付く選択科目については、いずれか一方のみを修得できる。。

#### 【社会人再教育のための特別プログラム】

- ① コース必修科目14単位を修得していること。
- ② コース選択科目から16単位以上を修得していること。この場合において、当該16単位には、「情報組織化論」、「情報システム設計論（領域）」、「実践マネジメント特論」、「eコマース特論」、「グローバルコミュニケーション特論」、「社会人再教育のための情報学特別講義Ⅰ」、「社会人再教育のための情報学特別講義Ⅱ」、「社会人再教育のための情報学特別講義Ⅲ」、「情報教育カリキュラム設計論」及び「情報科教育法特論」のうちから修得した6単位を含んでいなければならない。また、研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」、「コミュニケーション論」、「情報資源総論」及び「情報社会セキュリティ論」の単位を修得した場合、コース選択科目の単位に算入できる。さらに上記4科目以外の研究科共通科目の単位を修得した場合、4単位までコース選択科目の単位に算入できる。なお、他大学院、他研究科、他専攻、他コースから12単位までコース選択科目の単位に算入できる。ただし、他専攻、他大学で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。また、同一科目名の末尾に「（基盤）」又は「（領域）」が付く選択科目については、いずれか一方のみを修得できる。

#### [2] 単位認定

本学の他プログラム科目およびプログラム外科目、他のコース、他の専攻または他の大学院において修得した授業科目の単位は、基盤情報学コースでは10単位まで、領域情報学コースでは12単位まで修了の要件となる単位として認めることができます。他の専攻または他の大学院の授業科目の履修を希望する者は、情報学部教務係に申請手続きをしてください。

また、他専攻、他大学の大学院で修得した単位がある場合は、入学後すみやかに情報学部教務係に申し出てください。

#### [3] 修士論文または特定課題研究の審査及び最終試験等

修士論文または特定課題研究の審査及び最終試験（論文または特定課題研究を中心とした口頭試問）に合格した者には、修士（情報学）の学位が授与されます。修士論文または特定課題研究の提出時期・審査方法等については、メール、掲示などで通知します。

## 2. 履修方法・手続きについて

- (1) 本年度開講科目及び担当教員については、学務情報システム (<https://gakujo.shizuoka.ac.jp/>) を参照してください。集中講義については、具体的な日程が確定次第、掲示します。
- (2) 履修登録は、学務情報システムを通じて行います。なお、社会人再教育のための特別プログラムの履修者は、履修申告表を提出することにより履修登録を行うこともできます。履修登録を行わないと、受講した科目の単位は認定されないことがあります。
- (3) 受講希望者の登録がなかった場合、その後当該授業は開講されないこととなります。
- (4) 受講の取り止めは、定められた期間内に学務情報システムにより取り止めの手続きを行ってください。認められた期間を過ぎると受講の取り止めはできません。受講を放棄した科目の成績は、「不可」となります。
- (5) 研究指導教員は入学時に決定しています。研究指導教員の変更は原則として認めないことになっていますので、2年生の指導教員は前年度と同様です。「基盤情報学演習Ⅰ・Ⅱ」

「基盤情報学研究Ⅰ・Ⅱ」または「領域情報学演習Ⅰ・Ⅱ」「領域情報学研究Ⅰ・Ⅱ」の履修については、各指導教員の指示に従ってください。

- (6) 「XII 静岡大学大学院総合科学技術研究科規則」の「別表Ⅰ」のうち、「情報学専攻基盤情報学コース」または「情報学専攻領域情報学コース」に記載されていない本学の他の専攻の授業科目を履修するには、「他専攻講義履修申請書」を情報学部教務係に提出してください。

### 3. 英語対応科目について

次の表は英語対応科目の一覧になります。対応欄の L0～L4 は以下を意味しています。なお、複数の記号が書かれている科目は複数教員による共同実施科目であり、それぞれの記号は各教員の責任回における対応内容を示しています。詳細は各科目の担当教員に確認してください。

- L4：資料も講義も英語で実施する  
 L3：資料は日本語と英語の併記、講義は英語で実施する  
 L2：資料は日本語と英語の併記、講義は英語と日本語を半々で実施する（L2'：資料は英語）  
 L1：資料は日本語と英語の併記、講義は日本語で実施する（L1'：資料は英語）  
 L0：講義の主旨からして英語対応は困難

科目名	対応
メディアスタディーズ特論	L1～L3（状況による）
グローバルコミュニケーション特論	L1～L4（状況による）
電子メディア特論	L1～L3（状況による）
計算過程論	L2'、L4
プログラミング言語論	L2'
エージェント・シミュレーション論	L2、L2'
IT技術倫理と社会	L1、L2
データ工学	L2
デジタルコンテンツ特論（基盤）	L2
デジタルコンテンツ特論（領域）	L2
言語理論特論	L2
自然言語処理特論	L2
情報拡散過程論	L2
地理情報科学特論	L2
eコマース特論	L1～L4（状況による）
情報組織化論	L1～L4（状況による）
音声情報処理論（基盤）	L1、L3～L4（状況による）
音声情報処理論（領域）	L1、L3～L4（状況による）
コミュニティデザイン特論	L1～L4（状況による）
情報資源総論	L1、L1'、L3
コミュニケーション論	L1、L3
システム・ネットワーク論	L1、L2
画像情報処理論	L1
認知科学論	L1、L2
脳情報学	L1
領域情報学概論	L1、L1'（担当者による）
領域情報学特別講義	L1、L1'（担当者による）
DX実践論	L0、L1、L1'（担当者による）
生成AI特論	L2
通信システム応用論（基盤）	L1、L1'、L2、L2'
通信システム応用論（領域）	L1、L1'、L2、L2'

知的インターフェース論	L1、L1'、L0～L4（状況による）
アーキテクチャ設計論	L1
ソフトウェア工学	L1
ソフトウェア設計技術	L1'
企業情報システム論	L1
計算言語学	L1
情報システム設計論（基盤）	L1
情報システム設計論（領域）	L1
学習分析学特論	L1
情報社会セキュリティ論	L1
離散情報処理論	L1
教育情報システム論	L1またはL0

#### 4. 副専攻制度について

総合科学技術研究科では、副専攻制度を導入しました。これは、修了要件単位（30単位）以外に、副専攻を希望する専攻・コースの対象科目の中から8単位以上履修した場合、申請により副専攻修了証が授与されます。なお、専攻内の他コースだけでなく、他専攻・コースを副専攻とすることもできます。

##### (1) 申請方法

副専攻対象科目は、以下に記載してありますので、副専攻を希望する専攻・コースの条件をよく確認したうえで履修してください。

他専攻の科目を履修申請する場合は、指導教員の許可を得た後、情報学部教務係で他専攻科目履修の手続きをしてください。本専攻内で他コースを副専攻として履修を希望する場合、「アジアブリッジプログラム」を除いて事前の申請は必要ありません。「アジアブリッジプログラム」副専攻を希望する学生は、毎学期の履修登録時に「アジアブリッジプログラム副専攻対象科目受講申請書」を情報学部教務係に提出する必要があります。

##### (2) 副専攻プログラム

各専攻、コース、分野（共通科目）の副専攻対象科目及び認定の条件は、下記及び表のとおりです。

学生の選択により、主専攻のほか、副専攻の履修ができるように、コース専門科目及び研究科共通科目のなかに指定された分野（各専攻・コースに対応した分野及び「防災」「生物情報科学」「アジアブリッジプログラム」の専攻横断的分野）の副専攻科目群を置き、8単位以上の履修をそれぞれの分野の副専攻認定の条件とします。

##### (3) 副専攻修了認定

- ① 副専攻の修了認定を希望する学生は、修了時まで、当該副専攻プログラムから8単位以上修得してください。
- ② 副専攻修了認定を希望する学生は、指定された期日までに所定の事務手続きを完了してください。
- ③ 副専攻修了認定は、教授会の議を経て、研究科長が認定します。
- ④ 研究科長は、副専攻修了認定を受けた学生に修了したことを証明する修了証を授与します。
- ⑤ 副専攻修了を証明する書類は前記④の修了証のほかは別途に証明書は発行しません。

##### (4) 副専攻履修科目の単位

副専攻の修了要件と主専攻の修了要件は独立に定められているので、それぞれに必要な単位を履修するようにしてください。

●情報学専攻基盤情報学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	※ システム・ネットワーク論	2	この4科目のうちから、2単位以上を修得すること
	※ コミュニケーション論	2	
	※ 情報資源総論	2	
	※ 情報社会セキュリティ論	2	
コース選択科目	※ ソフトウェア工学	2	この12科目のうちから、6単位以上を修得すること
	※ アーキテクチャ設計論	2	
	※ データ工学	2	
	※ 通信システム応用論(基盤)	2	
	※ 認知科学論	2	
	※ 知的インターフェース論	2	
	※ 音声情報処理論(基盤)	2	
	※ 画像情報処理論	2	
	※ デジタルコンテンツ特論(基盤)	2	
	※ 情報システム設計論(基盤)	2	
	※ 地理情報科学特論	2	
※ 言語理論特論	2		

●情報学専攻領域情報学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	※ システム・ネットワーク論	2	この5科目のうちから、2単位以上を修得すること
	※ コミュニケーション論	2	
	※ 情報資源総論	2	
	※ 情報社会セキュリティ論	2	
	産業イノベーション特論	2	
コース選択科目	領域情報学概論	2	この3科目のうちから、6単位以上を修得すること
	領域情報学特別講義	2	
	DX 実践論	2	

●理学専攻数学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	※ 代数学特論	2	この12科目のうちから、8単位以上を修得すること
	※ 代数系特論	2	
	※ 幾何学特論	2	
	※ 幾何系特論	2	
	※ 解析学特論	2	
	※ 解析系特論	2	
	※ 数理論理学特論	2	
	※ 数学基礎論特論	2	
	※ 確率論特論	2	
	※ 複素解析学特論	2	
	※ 位相数学特論	2	
	※ 組合せ数学特論	2	

●理学専攻物理学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	※ 物理学特別演習Ⅲ	2	この17科目のうちから、8単位以上を修得すること
	※ 物理学特別演習Ⅳ	2	
	※ 多体系数理特論	2	
	※ 量子光学特論	2	
	※ 量子力学特論	2	
	※ 素粒子物理学特論	2	
	※ 物性物理学特論	2	
	※ 実験物理学特論	1	
	※ 生物物理学特論	2	
	※ 磁性物理学特論	2	
	※ 極限物性物理学特論	2	
	※ 電波宇宙物理学特論	2	
	※ X線宇宙物理学特論	2	
	物理学特別講義Ⅰ	1	
	物理学特別講義Ⅱ	1	
	物理学特別講義Ⅲ	1	

物理学特別講義IV	1
-----------	---

●理学専攻化学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択科目	※ 構造物理化学特論	2	この24科目のうちから、8単位以上を修得すること
	※ 光物理化学特論	2	
	※ 分子動力学特論	2	
	※ 遺伝生化学特論	2	
	※ 核酸構造化学特論	2	
	※ 無機化学特論	2	
	※ 無機固体化学特論	2	
	※ 無機量子化学特論	2	
	※ 機能物質化学特論	2	
	※ 有機化学特論	2	
	※ 有機金属化学特論	2	
	※ 有機超分子化学特論	2	
	※ 放射線測定・解析特論	1	
	※ 放射能利用分析特論	1	
	※ 放射科学特別演習	1	
	※ 先進放射化学特論	2	
	※ 先進エネルギー化学特論	2	
	※ 放射線管理学特別実習	1	
	化学特別講義Ⅰ	1	
	化学特別講義Ⅱ	1	
	化学特別講義Ⅲ	1	
	化学特別講義Ⅳ	1	
	化学特別講義Ⅴ	1	
	化学特別講義Ⅵ	1	

●理学専攻生物科学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	※ 細胞生物学特論	1	この17科目のうちから、8単位以上を修得すること
	※ 分子生物学特論	1	
	※ 内分泌学特論	1	
	※ 動物生理学特論	1	
	※ 動物発生再生生物学特論	1	
	※ 微生物学特論	1	
	※ 植物発生学特論	1	
	※ 植物生理学特論	1	
	※ 分子発生学特論	1	
	※ 植物分類学特論	1	
	※ バイオ知財学特論	1	
	※ 組織学特論	1	
	※ 比較生物学特論	1	
	生物科学特別講義Ⅰ	1	
	生物科学特別講義Ⅱ	1	
	生物科学特別講義Ⅲ	1	
	生物科学特別講義Ⅳ	1	

●理学専攻地球科学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	※ 進化古生物学特論	2	この13科目のうちから、8単位以上を修得すること
	※ 多様性生物学特論	2	
	※ 沈み込み帯流体論	2	
	※ 岩石鉱物物理学特論	2	
が	※ 岩石変形学特論	2	
	※ 第四紀学特論	2	
	※ 海洋学特論	2	
	※ 古動物学特論	2	
	※ 地球微生物学特論	2	
	※ 地震学特論	2	
	※ 地球連続体力学特論	2	
	※ マグマ学特論	2	
	※ Agent-based Modeling	2	

●工学専攻機械工学コース

※印は英語対応科目

科目区分		授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	コア専門科目	宇宙工学特論	2	この9科目のうちから、4単位以上を修得すること
		流体力学特論	2	
		※ 応用熱工学特論Ⅰ	2	
		材料強度設計	2	
		※ ロボット工学特論	2	
		生産システム特論	2	
		信号処理	2	
		フォトニクス工学	2	
		※ メカトロニクス特論	2	
	一般専門科目	航空工学特論	2	この11科目のうちから、4単位以上を修得すること
		環境エネルギー工学特論	2	
		※ 応用熱工学特論Ⅱ	2	
		先進材料の強度と破壊	2	
		塑性理論	2	
		数値塑性力学	2	
		情報工学特論	2	
		超精密計測	2	
		マイクロメカニクス	2	
		振動・波動工学	2	
伝熱工学特論		2		

●工学専攻電気電子工学コース

※印は英語対応科目

科目区分		授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	コア専門科目	※ 応用エレクトロニクス特論	2	この4科目のうちから、8単位を修得すること
		デジタル通信システム特論	2	
		※ パワーエレクトロニクス特論	2	
		画像情報処理工学特論	2	

●工学専攻電子物質科学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件	
コース選択科目	コア専門科目	Advanced Solid State Physics	2	この22科目のうちから、8単位以上を修得すること。 ただし、工学専攻電気電子工学コースの学生は「集積電子回路工学特論」を除く21科目から、8単位以上を修得すること。
	※ 集積電子回路工学特論	2		
	Advanced Quantum Electronics	2		
	Nanomaterials	2		
	Advanced Energy Chemistry	2		
	一般専門科目	プラズマエレクトロニクス	2	
	結晶工学	2		
	半導体電子物性論	2		
	半導体光物性論	1		
	熱電デバイス物性論	1		
	量子電子物性	2		
	ナノ構造物の電気伝導論	2		
	量子効果デバイス	2		
	光デバイス特論	2		
	電子ディスプレイ工学	1		
	無機材料特論	2		
	高分子材料特論	1		
	光機能材料特論	2		
	エネルギー材料特論	2		
	材料物性特論	2		
	材料評価特論	1		
	電子物質科学特別講義	1		

●工学専攻化学バイオ工学コース

科目区分		授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	コア専門科目	無機化学特論	2	この9科目のうちから、6単位以上を修得すること
		物理化学特論	2	
		ケミカルバイオロジー特論	2	
		バイオマテリアル特論	2	
		バイオプロセス特論	2	
		Advanced Organic Chemistry	2	
		Advanced Chemical Engineering	2	
		Advanced Biochemical Engineering	2	
		Advanced Biofunctional Molecules	2	
	一般専門科目	応用化学特論	2	この4科目のうちから、2単位以上を修得すること。 ただし、工学専攻数理システム工学コースの学生は「Environmental Engineering」を除く3科目のうちから、2単位以上を修得すること。
		バイオ応用工学特論	2	
		Environmental Engineering	2	
		Advanced Molecular Biology	2	
			2	

●工学専攻数理システム工学コース

※印は英語対応科目

科目区分		授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	コア専門科目	環境計画	2	この5科目のうちから、4単位以上を修得すること
		動的システム論	2	
		※ 分散システム論	2	
		集合・論理・位相	2	
		※ 数理計画特論	2	
	一般専門科目	離散システム論	2	この9科目のうちから、4単位以上を修得すること。
		自然の数理論	2	
		※ 環境シミュレーション特論	2	
		リスクマネジメント	2	
		メディア情報処理論	2	
		数値計算アルゴリズム論	2	
		線形代数学続論	2	
		数学解析	2	
		微分方程式	2	

●農学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
	花卉園芸学特論	1	この10科目のうちから、4単位以上を修得すること
	野菜園芸学特論	1	
	収穫後生理学特論	1	
	応用昆虫学特論	1	
	植物病理学特論	1	
	持続可能型農業科学特論	1	
	農業経営経済学特論	1	
	植物化学特論	1	
	生物化学特論	1	
	細胞生物学特論	1	
コース選択科目	害虫防除学特論	1	この22科目のうちから、4単位以上を修得すること
	植物分子遺伝学特論	1	
	農業生態学特論	1	
	流域社会学特論	1	
	生態学特論	1	
	環境微生物学特論	1	
	住環境科学特論	1	
	食品栄養化学特論	1	
	分子生体機能学特論	1	
	応用微生物学特論	1	
	生物学特論	1	
	植物機能生理学特論	1	
	生物産業特論	1	
	造林学特論Ⅰ	1	
	造林学特論Ⅱ	1	
	砂防工学特論	2	
	改良木材学特論	2	
	木質構造学特論	2	
	セルロースナノファイバー科学特論	2	
	木質生化学特論	2	
高分子複合材料学特論	2		

	木質素材機能学特論	2	
--	-----------	---	--

●生物情報科学

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
	統合オミックス特論	2	この5科目8単位を修得すること
	生体高分子構造解析特論	2	
	分子構造解析特論	2	
	分子構造解析演習	1	
	次世代シーケンサーDRY解析演習	1	

●アジアブリッジプログラム

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	Science and Technology in Japan	2	この2科目4単位を修得すること
	Shizuoka Enterprises in South and Southeast Asia	2	
上記以外の研究科共通科目及び各専攻のコース選択科目で、英語によって提供される科目(科目名が英語のもの)及び「英語対応科目(英語のテキストを使用し、英語による説明を併用)」のうちから、4単位以上を修得すること			

どの科目が英語対応科目であるかについては、10ページの英語対応科目の一覧を参照してください。「アジアブリッジプログラム副専攻」を認定されるためには、L2～L4の表記がある科目を、指定された単位数以上修得することが必要です。

## 5. 工学専攻および情報学専攻 産業イノベーション人材育成プログラム

産業イノベーション人材育成プログラムは、工学専攻および情報学専攻の学生が選択可能であり、各コースの専門分野の知識に加え、論理的な思考に基づいてチームワークよく仕事を進め得る資質を持ち、失敗を恐れず、自ら課題解決に向かっていける力を身につけた、イノベティブな「もの・ことづくり」に優れた人材の育成を目指しています。実際の「もの・こと」に触れながら、自ら主体的に課題解決にあたる経験を積むことで、専門分野の知識と他分野の知識を融合し、いかにそれらを現実の問題に応用するかを学びます。このプログラムの履修を希望する者は、以下の基準に合わせたカリキュラムに沿った履修が必要となります。

### [1] 産業イノベーション人材育成プログラムの履修上の注意

#### ① 履修申請

本プログラムは、産業イノベーション創造演習では学生のチームで活動し、また産業イノベーションインターンシップは企業との協働のもとに進めるため、履修をする学生は、指導教員と十分に協議の上、「産業イノベーション人材育成プログラム履修願」を指定の期日までに所属する専攻の教務係へ提出するようにしてください。途中で履修を取りやめる場合には、必ず担当教員に申し出て、指導教員及び所属する専攻の教務係にも連絡するようにしてください。

#### ② 問い合わせ

履修に関し、質問等がある場合には、所属する専攻の教務係へ問い合わせてください。

### [2] 履修基準と開講科目

プログラムの認定には、以下の修士課程の i、ii、iii の条件を満たして単位を修得する必要があります。

#### i. 修士課程の修了要件に含まれない科目

科目区分	授業科目	単位数	開講時期	選択・必修の別	備考
プログラム 選択科目 (産業イノベーション人材育成プログラム関連科目)	産業イノベーションフィールドワーク A (3ヶ月以上)*	4	原則として1年生後期	選択必修	どちらかの科目を修得すること
	産業イノベーションフィールドワーク B (2週間以上)	1	原則として1生前期	選択必修	
	産業イノベーション創造演習	1	前期	必修	

\* 基本的には修士研究に関連するテーマを企業にて行う。

#### ii. 修士課程の修了要件に含まれる科目 (産業イノベーション人材育成プログラム関連科目)

科目区分	授業科目	単位数	開講時期	選択・必修の別	備考
研究科共通科目	産業イノベーション特論**	2	後期	必修	

\*\* 企業の方によるオムニバスのものづくりに関する講義。

#### iii. 修士課程の修了単位に含まれる科目

次に示す対象科目の中から 6 単位以上修得してください。ただし、工学専攻の学生は情報学専

攻の科目を、情報学専攻の学生は工学専攻の科目を2単位以上修得してください。

### 工学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
機械工学コース選択科目	ロボット工学特論	2	
	生産システム特論	2	
	メカトロニクス特論	2	
	環境エネルギー工学特論	2	
	先進材料の強度と破壊	2	
	塑性理論	2	
	超精密計測	2	
電気電子工学コース選択科目	パワーエレクトロニクス特論	2	
	応用エレクトロニクス特論	2	
	集積プロセス・デバイス工学特論	2	
電子物質科学コース選択科目	集積電子回路工学特論	2	
	光デバイス特論	2	
	エネルギー材料特論	2	
	電子ディスプレイ工学	1	
	材料評価特論	1	
化学バイオ工学コース選択科目	応用化学特論	2	
	バイオ応用工学特論	2	
数理システム工学コース選択科目	リスクマネジメント	2	夜間、週末開講
コース共通科目	Advanced Physics for Engineers	2	全コース
	Advanced Chemistry for Engineers	2	全コース
	Environmental Engineering	2	化学バイオ、数理システム
コース共通科目	Technical Writing&Presentation	2	機械、数理システム、事業開発マネジメント

### 情報学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考	
研究科共通科目	システム・ネットワーク論	2		
	情報社会セキュリティ論	2		
	情報資源総論	2		
基盤情報学コース選択科目	アーキテクチャ設計論	2		
	情報システム設計論（基盤）	2		
	ソフトウェア工学	2		
	ソフトウェア設計技術	2		
	実践マネジメント特論	2		
	知的インターフェース論	2		
	認知科学論	2		
	企業情報システム論	2		
	IT技術倫理と社会	2		
	情報組織化論	2		
	eコマース特論	2		
		グローバルコミュニケーション特論	2	
		電子メディア特論	2	

	データ工学	2	
	デジタルコンテンツ特論（基盤）	2	
	地理情報科学特論	2	
領域情報学コース選択科目	領域情報学概論	2	
	アーキテクチャ設計論	2	
	情報システム設計論（領域）	2	
	ソフトウェア工学	2	
	ソフトウェア設計技術	2	
	実践マネジメント特論	2	
	知的インターフェース論	2	
	認知科学論	2	
	企業情報システム論	2	
	I T技術倫理と社会	2	
	情報組織化論	2	
	e コマース特論	2	
	グローバルコミュニケーション 特論	2	
	電子メディア特論	2	
	データ工学	2	
	デジタルコンテンツ特論（領域）	2	
	地理情報科学特論	2	
	領域情報学特別講義	2	
	DX 実践論	2	

## 6. 工学専攻および情報学専攻 医工学プログラム

医工学プログラムは、工学専攻および情報学専攻の学生が選択可能であり、各コースの専門分野の知識に加え、医工学に関する基礎的な知識を身につけ、工学および情報学の知識と医学的な知識を修得し、将来の課題に果敢に取り組むことのできる力を身につけた優れた人材の育成を目指す。実際の医工学研究者による講義、演習などを通して、医学・医療分野における課題を理解し、それらを解決するために工学および情報学的な知識を身につけることで、専門分野の知識と医学・医療分野の知識を融合し、いかにそれらを現実の問題に応用するかを学ぶ。このプログラムの履修を希望する者は、以下の基準に合わせたカリキュラムに沿った履修が必要である。

### 1. 医工学プログラムの履修上の注意

#### ① 履修申請

本プログラムを履修をする学生は、指導教員と十分に協議の上、「医工学プログラム履修願」を指定の期日までに所属する専攻の教務係へ提出すること。途中で履修を取りやめる場合には、必ず担当教員に申し出て、指導教員及び所属する専攻の教務係にも連絡すること。

#### ② 問い合わせ

履修に関し、質問等がある場合には、所属する専攻の教務係へ問い合わせること。

### 2. 履修基準と開講科目

プログラムの認定には、以下の i, ii の条件を満たして単位を修得する必要がある。

#### i. 修士課程の修了要件に含まれない科目

科目区分	授業科目	単位数	開講時期	選択・必修の別	備考
プログラム 選択科目 (医工学プログラム 関連科目)	医工学特別講義 I	2	原則として 1 年生前期	必修	いずれかの科目を 修得すること
	医工学特別講義 II	2	原則として 1 年生後期	必修	
	医工学インターンシップ	1	原則として 1 年生前期	選択必修	
	医工学演習	1	原則として 1 年生後期	選択必修	
	医学系研究基礎演習*	1	原則として 2 年生前期	選択必修	

\* 光医工学共同専攻に進学予定の学生のみ履修可

#### ii. 修士課程の修了単位に含まれる科目

下記の対象科目の中からプログラム選択科目を含めて 8 単位以上修得すること。

#### 研究科共通科目

科目区分	授業科目	単位数	備考
研究科共通科目	先端機器分析科学 I	2	
	先端機器分析科学 II	2	
	応用生命科学概論	2	
	統合オミックス特論	2	

工学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
機械工学コース選択科目	フotonics工学	2	
	Advanced Photonics	2	
	超精密計測	2	
電気電子工学コース選択科目	応用エレクトロニクス特論	2	
	光エレクトロニクス	2	
	生命工学特論	2	
電子物質科学コース選択科目	集積電子回路工学特論	2	
	Advanced Quantum Electronics	2	
	光デバイス特論	2	
	電子ディスプレイ工学	1	
化学バイオ工学コース選択科目	ケミカルバイオロジー特論	2	
	バイオマテリアル特論	2	
	バイオプロセス特論	2	
	バイオ応用工学特論	2	
	Advanced Molecular Biology	2	

情報学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
基盤情報学コース選択科目	画像情報処理論	2	
	認知科学論	2	
	データ工学	2	
	知的インターフェース論	2	
	I T技術倫理と社会	2	
	脳情報学	2	
領域情報学コース選択科目	画像情報処理論	2	
	認知科学論	2	
	データ工学	2	
	知的インターフェース論	2	
	I T技術倫理と社会	2	
	脳情報学	2	

理学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
物理学コース選択科目	生物物理学特論	2	
化学コース選択科目	遺伝生化学特論	2	
生物科学コース選択科目	細胞生物学特論	1	
	分子生物学特論	1	
	内分泌学特論	1	
	動物生理学特論	1	
	バイオ知財学特論	1	
地球科学コース選択科目	多様性生物学特論	2	

農学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考
生物資源科学コース選択科目	バイオインフォマティクス特論	1	
応用生命科学コース選択科目	細胞生物学特論	1	

	応用微生物学特論	1	
	生物学特論	1	

## 7. 全専攻 カーボンニュートラル推進人材育成プログラム

カーボンニュートラル推進人材育成プログラムは、総合科学技術研究科の各専攻・コースの専門性に加え、カーボンニュートラル推進に関する幅広い知識をあわせもつ高度な専門知識を持つ人材を養成することを目的とする。このプログラムの履修を希望する者は、以下の基準に合わせたカリキュラムに沿った履修が必要である。

### 1. カーボンニュートラル推進人材育成プログラムの履修上の注意

#### ①履修申請及び修了認定

本プログラムの履修申請及び修了認定の手続きについては、所属する専攻からの案内に従うこと。

#### ②問い合わせ

履修に関し、質問等がある場合には、所属する専攻の学務係・教務係へ問い合わせること。

### 2. 履修基準と開講科目

プログラムの認定には、以下の i, ii の条件を満たして単位を修得する必要がある。

#### i. 修士課程の修了要件に含まれない科目

科目区分	授業科目	単位数	開講時期	選択・必修の別	備考
プログラム選択科目 (カーボンニュートラル推進人材育成プログラム関連科目)	カーボンニュートラル特論 I	2	前期	必修	どちらかの科目を修得すること
	カーボンニュートラル特論 II	2	後期	必修	
	カーボンニュートラル演習	1		選択必修	
	カーボンニュートラルインターンシップ	1		選択必修	

#### ii. 修士課程の修了単位に含まれる科目

各専攻・コースで指定された下記の対象科目の中から8単位以上修得すること。また、他専攻・コースで指定された科目も本プログラムの対象科目とすることができる。

科目区分	授業科目	単位数	備考
研究科共通科目	応用生命科学概論	2	
情報学専攻 基盤情報学コース	通信システム応用論 (基盤)	2	
	計算言語学	2	
	情報システム設計論 (基盤)	2	
	I T技術倫理と社会	2	
情報学専攻 領域情報学コース	領域情報学概論	2	
	通信システム応用論 (領)	2	

	域)		
	計算言語学	2	
	情報システム設計論 (領域)	2	
	I T技術倫理と社会	2	
	領域情報学特別講義	2	
	DX 実践論	2	
理学専攻 物理学コース	X線宇宙物理学特論	2	
理学専攻 化学コース	無機固体化学特論	2	
	機能物質化学特論	2	
	先進エネルギー化学特論	2	
理学専攻 生物科学コース	分子生物学特論	1	
	植物発生学特論	1	
	植物生理学特論	1	
	植物分類学特論	1	
理学専攻 地球科学コース	海洋学特論	2	
	地球微生物学特論	2	
工学専攻 機械工学コース	環境エネルギー工学特論	2	
	先進材料の強度と破壊	2	
	伝熱工学特論	2	
	応用熱工学特論II	2	
工学専攻 電気電子工学コース	環境・エネルギー管理特論	2	
	パワーエレクトロニクス特論	2	
	放電工学特論	2	
	デジタル通信システム特論	2	
工学専攻 電子物質科学コース	エネルギー材料特論	2	
	熱電デバイス物性論	1	
	Nanomaterials	2	
	電子ディスプレイ工学	1	
	光機能材料特論	2	
	高分子材料特論	1	
工学専攻 化学バイオ工学コース	Advanced Biochemical Engineering	2	
	バイオプロセス特論	2	
	希少資源戦略論	2	
	物理化学特論	2	
	バイオマテリアル特論	2	

工学専攻 数理システム工学コ ース	Environmental Engineering	2	
	環境計画	2	
	リスクマネジメント	2	
	OR 及び演習	2	
	環境シミュレーション特 論	2	
農学専攻 生物資源コース	土壌微生物学特論	1	
	木質生化学特論	2	
	改良木材学特論	2	
	高分子複合材料学特論	2	
	セルロースナノファイバ ー科学特論	2	
	造林学特論 I	1	
	造林学特論 II	1	
	森林水文学特論 I	1	
	森林水文学特論 II	1	
	持続可能型農業科学特論	1	
農学専攻 応用生命コース	生物化学特論	1	
	植物機能生理学特論	1	
	植物分子遺伝学特論	1	
	環境微生物学特論	1	
	応用光合成学特論	1	
	植物化学特論	1	
	応用微生物学特論	1	
	生物工学特論	1	

#### 8. 転専攻、転コース、転プログラムについて

別に定める申し合わせ（「XIV 静岡大学総合科学技術研究科転専攻及び転コースに関する申し合わせ」を参照）により、転専攻、転コースについて認める場合があります。転プログラムは原則として認めません。

## 9. 教職免許の取得について

本専攻では、教育関係の公的資格の一つとして、高等学校「情報」の教員免許状（専修）を取得できるようになっています。教員免許状（専修）を取得するためには、既に一種免許状（高等学校教諭）を取得していることが前提となります（専攻進学後に一種免許状を取得することは不可能ではありませんが、きわめて困難です）。なお、静岡大学大学院では、修士課程在学中の学生が教職等の資格取得のために学部授業の単位取得（16単位まで）することを認めています。詳しいことは、「XIII 静岡大学大学院学生の学部授業受講に関する申合せ（抜粋）」を参照してください。

高等学校「情報」の教員免許状（専修）を取得するためには、上記の条件を満たした上で、以下に示す科目の中から24単位以上を修得しなければなりません。

科目名	単位数	科目名	単位数
情報社会セキュリティ論	2	デジタルコンテンツ特論(基盤)	2
計算過程論	2	デジタルコンテンツ特論(領域)	2
アーキテクチャ設計論	2	コミュニティデザイン特論	2
プログラミング言語論	2	IT技術倫理と社会	2
ソフトウェア工学	2	グローバルコミュニケーション特論	2
通信システム応用論(基盤)	2	ミュージアムコンテンツ論	2
通信システム応用論(領域)	2	メディアスタディーズ特論	2
企業情報システム論	2	システム・ネットワーク論	2
情報セキュリティ論	1	情報資源総論	2
情報科学特論	1	情報教育カリキュラム設計論	2
言語理論特論	2	情報拡散過程論	2
教育情報システム論	2	情報科教育法特論	2
画像情報処理論	2	情報システム設計論(基盤)	2
音声情報処理論(基盤)	2	情報システム設計論(領域)	2
音声情報処理論(領域)	2	地理情報科学特論	2
知的インターフェース論	2		
認知科学論	2		

## 10. 研究室国際交流・国外インターンシップ

本専攻では、研究室国際交流プログラムや国外インターンシップといった海外の大学との訪問活動の単位認定を行っています。単位認定をする科目は、「大学院インターンシップ」（1単位）です。研究室国際交流プログラムには、JASSO（日本学生支援機構）の奨学金を得て実施されるものや山本基金（SSSV）によるものなどがあります。いずれも大学院生の所属する研究室毎の応募となりますので、指導教員に相談したうえで参加するようにしてください。なお同プログラムに参加するための事前学習や事後の報告会等への参加が義務づけられていますので、これらも含めてきちんと参加したうえで、事後に指導教員を経て単位認定を申し出るようにしてください。

## 11. 大学院生の学部日本語科目の受講について

留学生は日本語の習得のために、大学教育センターが開講する「留学生科目」「日本語・日本文化研修科目」を受講できます。受講については指導教員および所属専攻長の許可が必要です。

なお、取得した単位は大学院の課程を修了するための単位には算入しません。

## 12. 学務情報システム

静岡大学での履修登録は、学務情報システム（<https://gakujo.shizuoka.ac.jp/lcu-web/>）を使用したWeb履修登録としています。

学務情報システムには、さまざまな機能があります。「履修登録」の方法、「成績の参照」や

「単位修得情報の参照」、「カリキュラム参照」等の機能の他、「時間割関連」の機能では、個人別の時間割画面や定期試験の時間割情報が確認できます。

また、「Web 掲示板」の機能では履修登録している授業科目の休講情報や授業担当教員からの連絡事項等が確認できますが、公式には情報学部教務系の掲示板で最終確認してください。

### 13. 成績に関する疑義申し立て

履修科目の成績評価に関して疑義があるときは、「成績評価に関する質問書」の様式を情報学部教務係で受け取り、同係に提出してください。申し出の期限は、次学期の履修登録期間終了日（修了判定等に係る前学期の成績評価については8月末日まで、後学期の成績評価については2月末日まで）です。

※1 成績の記入ミスなど、明らかに授業担当教員の誤りと思われるものについては、学生から授業担当教員に直接問い合わせることも可能です。

※2 質問書への回答は、提出後2週間以内に学生へ通知されます。この回答によっても成績評価に疑義がある学生は、「成績評価に関する申立書」を上記係に提出してください。

### 14. 学位審査に関わる通報・相談窓口について

学位の審査や取得に関して疑義が生じた際には、その通報・相談窓口として、教務委員がその通報・相談を受けつけます。また、相談箱への投書による通報も受け付けます。詳しくは、掲示、メール、ガイダンス等を通じて周知します。

### 15. 研究指導に関する情報学専攻の取り組み

情報学専攻では、全国に先駆けて、下記のガイドラインを定め、大学院の研究指導にFD（Faculty Development、授業内容や教育研究方法の向上、改善を目指す組織的な取り組み）を導入しました。皆さんが教員との相互理解を深め、研究に精励することを期待します。

## 研究指導の改善に関する基本ガイドライン

平成19年11月15日制定  
静岡大学大学院総合科学技術研究科  
情報学専攻

教員の研究と教育の自由を確保し、併せて、研究指導の改善をいっそう促進するために、静岡大学大学院総合科学技術研究科情報学専攻は教員が学生の研究指導を行う際に留意すべき事項を確認する。

### 1. 研究の自由について

研究室に配属された学生にも研究の自由が保障されるが、学生を受け入れた教員が学問上の責任をもって指導しうる研究テーマには限界がある。学生の研究の自由はこの限度において制限される。

教員は指導学生に対してなるべく早い時期に指導可能な研究テーマを示すように努める。特に、工学系の研究室においては、工学系の学問が研究室単位で継承・発展するものであることを、教員は早期に学生に理解させ工学系における研究の自由の意味を理解させるように努力する。

### 2. 研究指導の過少と過剰について

教員の研究指導のスタイルは各人各様で、それ自体が学問の自由の一部である。そのため、研究指導に対する考え方が教員によって異なり、その違いは研究指導のばらつきとして表れている。放任主義の研究指導では教員が何もしてくれないと学生が不満をもつ可能性があり、過剰な研究指導では研究の自由がないと学生が不満をもつ可能性がある。

教員は、学生に課題を与える一方で、学生が自主的に取り組むべき事項と教員が踏込むべきでない事項に関する自分自身の研究指導上の立場を、学生に理解させるように努力する。

### 3. 研究成果について

教員と学生の研究テーマは類似または関連しているのが普通である。また、教員と学生は研究テーマについてアイデアと研究成果を共有している場合が多い。

学生の研究テーマと教員の研究テーマが類似または関連する場合、かかるテーマについて学外で発表する教員は教員の貢献と学生の貢献を可能な限り区別し、研究のオリジナリティについて学生と共通の認識をもつように努力する。

### 4. 学生の人格について

学生は研究能力において発達途上であるが、教員は研究指導において個々の学生を独立した人格をもつ人間として尊重する。

### 5. このガイドラインの性質

このガイドラインは研究指導の改善に関するミニマム・スタンダードであって、個々の教員が自らの研究指導において創意工夫を凝らすことを妨げるものではない。

## IV 授業時間割

授業時間割は、学生教務ポータル ([https://wwp.shizuoka.ac.jp/acad-affairs-portal/student\\_e/inf](https://wwp.shizuoka.ac.jp/acad-affairs-portal/student_e/inf)) により確認できます。

各時限の開始時刻と終了時刻

時限	1・2	3・4	5・6	7・8	9・10
開始時刻	8時40分	10時20分	12時45分	14時25分	16時05分
終了時刻	10時10分	11時50分	14時15分	15時55分	17時35分

開講する講義について

隔年で開講する講義は、学情システムで確認してください。

集中講義となる科目（日程は、掲示等により追って連絡する）

集中講義となる科目は、学務情報システムで確認できるので、受講する人は所定の手続きをしてください。日程などは別途掲示します。

## V シラバス

シラバスは、学務情報システム (<https://gakujo.shizuoka.ac.jp/>) により参照することができます。

※ 「期別」の欄が空欄となっている科目は、当該年度には開講されません。

## VI 学生生活の手引き

### 1. 研究指導教員について

勉学その他常に遠慮なく相談し、指導を受けてください。

### 2. S-Port（教務係・学生支援係）で取り扱う事項

教務・学生生活等に関わる下記の事項の事務窓口は S-Port 1 階の情報学部教務係、学生支援係・留学生係です。証明書自動発行機は S-Port 1 階ホールにあります。

窓口での受付時間：午前8時30分～午後12時30分、午後1時30分～5時15分

取り扱う事項： 講義（休講案内、教室変更）に関すること  
履修手続き、成績に関すること  
入学、休学、復学、修了、退学に関すること  
入学試験に関すること  
留学に関すること  
学生証の発行に関すること  
成績証明書の発行に関すること（和文は自動発行機での出力）  
事故、盗難に関すること  
奨学金、授業料免除に関すること  
学生相談に関すること  
遺失物に関すること など

### 3. 学生に関する連絡事項について

教務・学生生活等に関わる連絡事項、学生個人の呼び出しなどは、大学院生用掲示板（情報学

部2号館内)に掲示しますので、適宜見るようにしてください。

#### 4. 各種の届けや願い出について

次の届けや願い出は指導教員の了解と認印を受けてから情報学部教務係に提出してください。

1. 履修申告表 (学務情報システムによる履修申告のみの場合は不要)
2. 休学願
3. 退学願
4. 復学願
5. 留学願
6. 保証人変更届

※令和5年度より、大学間及び部局間交流協定に基づく交換留学中の在籍は「留学」となります。留学期間は在学期間に算入され、留学期間中の授業料は納入する必要がありますが、交流協定により留学先での授業料は不徴収となります。

#### 5. 学生証 (IC カード)

学生証は、入学時に交付される顔写真付きの IC カードです。IC 学生証は、みなさんが静岡大学の学生であることを証明する大事な身分証であるとともに、情報学部棟への時間外入館や教室への入室の際にはカードキーとして用いることができるほか、図書館の貸し出しカードとしても利用します。証明書自動発行機を利用する際にも必要です。みなさんの学生生活にとってなくてはならないものですので、失くすことがないように注意しましょう。もし紛失した場合は、すぐに情報学部教務係に届け出てください (再発行する場合は有償となりますのでご了承ください)。また、電磁波を出す機器の間近に置かないなど、取り扱いに注意してください。

#### 6. 学生カード

学生カードとは、学生個人の氏名、現住所、保証人と住所などを記載したもので、緊急時の連絡などに利用されます。毎年度の始め、所定の期日までに情報学部教務係まで提出してください。

#### 7. 住所変更・身上異動の際の届出

住所の変更や改姓など、提出した学生カード、保証人等の内容に変更があるときは情報学部教務係に届け出てください。届け出がされていないと、緊急時に大学から下宿先や保証人に連絡できません。

#### 8. いろいろな証明書類の申し込み

大学では、いろいろな証明書類を発行しています。そのうちの一部は、証明書自動発行機で発行します。証明書自動発行機を使う場合は、学生証が必要です。また、証明書自動発行機では発行できない証明書については、使用予定の1週間前までに情報学部教務係まで申し込みれば手に入れることができます。なお、当日、急な発行を頼みに来ても、応じられないことがありますので注意してください。また、申し込みおよび受領は必ず本人が直接行ってください。

##### [1] 情報学部教務係で発行する証明書

- (a) 在学証明書 (英文)
- (b) 成績証明書 (英文)

##### [2] S-Port 内浜松学生支援課で発行する証明書

- (a) 地方奨学団体推薦書  
募集要項、願書等を添えて申し出てください。
- (b) 通学証明書

交付願に所要事項を記入し、学生証を添えて提出してください。通学証明書の乗車区間は自宅最寄駅から大学に最も近い駅までに限られます。通学以外のアルバイトなどのためには発行できません。

(c) 団体（グループ）旅行申込書

教職員に引率された学生団体（8人以上）で鉄道などを利用するときは、「団体割引」が適用されることがあります。申し込み用紙に所定事項を記入し、所定の期限内に申し込んでください。

[3] 証明書自動発行機で発行する証明書(S-Port 内1階ロビー)

- (a) 在学証明書（和文）
- (b) 成績証明書（和文）
- (c) 修了見込証明書（和文）
- (d) 学生割引証
- (e) 健康に関する証明書

※証明書を利用する際の注意事項

- ① 本学で発行する書類は、すべて社会一般では公文書として通用しますので、その取扱いには十分注意し、期限切れや不使用等のときは必ず返却してください。また紛失したり盗難にあったときは直ちに情報学部教務係に届け出てください。
- ② 申込書には正確・明瞭に、空欄のないように記入し、内容に不備がないようにしてください。
- ③ 書類の不正使用は厳禁されています。特に学割証や学割証で購入した乗車券の貸与、譲渡は禁止されています。不正行為を摘発されたときは、公文書不正使用として高額の追徴金を徴収され、静岡大学全体が発行停止の処分を受けることにもなります。
- ④ 学割証は発行の日を含めて3カ月有効です。この範囲内でできるだけ早めに申し込むようにしてください。
- ⑤ 私鉄で特別に定められた証明書用紙がある場合は、自分で用紙を準備のうえ、所要事項を記入して申し込んでください。

9. 授業料・寄宿料の納入について

前期分は4月30日、後期分は10月31日までに納入してください。納期までに納入しない場合は保証人に督促し、年度内に納入しないと除籍処分となります。

10. 免除制度と奨学金制度等

[1] 授業料免除制度

経済的な理由により、授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者に対して、本人の申請に基づき選考のうえ、納付すべき授業料の全額または半額が免除されることがあります。免除を受けようとする者は、所定の期日までに免除申請書を提出してください。

[2] 奨学金制度

日本学生支援機構奨学金は、学業、人物とも優秀かつ健康であって、経済的理由により就学が困難と認められる者に対して、本人の申請に基づき選考のうえ、貸与されます。奨学金貸与を受けようとする者は、所定の期日までに申請書を学生支援係に提出してください。

そのほかに各種の奨学団体等による奨学金制度があります。それらについては、その都度、掲示・募集します。

11. 健康管理について

保健センター（浜松支援室）が実施する定期健康診断は必ず受診してください。定期健康診断を受診していない者には、進学、就職等で必要な健康診断証明書が発行できません。

同センター支援室では、内科医・精神科医・整形外科医及び看護師が身体・精神面の相談に応じるとともに、応急処置を実施します。

詳しくは、「VII 心身の健康管理」を参照してください。

12. 交通規制及び事故処理について

本キャンパスは、浜松市の市街地にあり敷地も狭いため、交通安全と騒音対策が大きな問題になっています。交通規制を実施していますので、厳守してください。静岡大学生として品位を疑

われるような、大学周辺での迷惑駐車（公園、銀行、スーパー等）は絶対にしてはいけません。キャンパスの内外を問わず、交通マナーと安全についてはみなさんの自覚・自重が強く望まれます。

#### [1] 交通規則

##### (a) 自動車（四輪車）

身体的な理由等、特別の理由がある場合を除いて、学生の自動車乗り入れは禁止されています。

##### (b) 自動二輪車及び原付自転車

住居が浜松キャンパスから直線距離で 1.0km 以内の学生は乗り入れ禁止です。

住居が浜松キャンパスから直線距離で 1.0km 以上の場合、入構許可を得られる場合があります。許可を受けた学生は自動二輪車、原付自転車等での通学ができます。許可を希望する者は、4 月のガイダンス時の説明に従って、学生支援係に申請書を提出してください。

##### (c) 自転車による通学

特別な許可証は必要としませんが、ガイダンス時に交付される駐輪場識別ステッカーを所定の場所に貼付し、指定の駐輪場にそろえて止めてください。また、出入り口も北門と自転車専用駐輪場出入り口（南門横）に指定されています。正門と南門通用口から自転車の出入りはできません。

構内での自転車による移動は、教育研究の環境を保ち、また事故防止のために厳禁されています。

#### [2] 事故処理

大学構内で交通事故や盗難などの事件・事故にあたり、目撃したりした場合などは、まず最寄りの教職員か守衛室へ連絡して（以下参照）、その指示を受けてから警察へ連絡してください。火災や人身事故、恐喝・暴力などの緊急事態に遭遇して警察や消防署に通報した場合も、必ず最寄りの教職員または守衛室に連絡し、現場の立ち会いのために待機するようにしてください。

学外における交通事故も増加の一途をたどっており、交通安全について学生諸君の自覚、自重を強く望みます。交通事故の被害者になった場合、あるいは加害者になった場合の両方とも、学生支援係に必ず早急に連絡するとともに、指導教員に相談してください。

また、大学周辺で現金を脅し取られたり、不審者に追われたりなどの事件が起こっています。早朝、深夜の一人歩きは慎み、護身のために防犯ブザーを携帯するなど、くれぐれも注意しましょう。

平日昼間	現場近くの教職員 情報学部教務係（内線：1511、直通：478-1511） 学生支援係（内線：1011、直通：478-1011） 守衛室（内線：1013、直通：478-1013） 負傷者がいる場合： 保健センター支援室（内線：1012、直通 478-1012）
休日または時間外で職員が不在の時	守衛室（内線：1013、直通：478-1013）

### 1 3. 大学構内における生活上の諸注意

#### [1] 構内における騒音防止及び美化について

大学は、学生には勉学の間であり、教員には教育・研究の間であり、事務員には大学運営のための職務を行う場です。アンプ（マイク・スピーカー）類を使用するの広報、演説、音楽活動等は、他に迷惑のかからない音量で行い、授業のない時間帯でも騒音防止には十分な配慮をしてください。特に音楽系サークルは音量に注意してください。

多勢の学生が共同利用する大学では、各人が構内の美化に配慮しなければ良好な環境が保てません。特に印刷物等が校舎内に散乱しないように努め、配布者も印刷物をそのまま放置せず、後始末をするように心がけてください。

また、備品（机・椅子等）を大切にし、整頓してください。

各サークルの連絡、案内や学生相互間の連絡のための学生専用掲示板を設けてありますから、活用してください。この掲示板以外の場所に貼ってある掲示物等は、環境を良好に保つために撤去します。

## [2] 構内の喫煙について

静岡大学は敷地内禁煙です。講義室や廊下での喫煙及び構内での歩きタバコは絶対にしてはいけません。敷地外であっても、マナーを守って喫煙し、携帯灰皿を利用するなど周辺環境に配慮してください。なお、健康保持のためなるべくタバコは控えましょう。

## [3] 落とし物や忘れ物をしたり、拾ったりした場合

落とし物や忘れ物をしたり、それらを拾得したりした場合は、速やかに学生支援係に届け出てください。拾得物は忘れ物ショーケースに展示しますから、心あたりがあれば印鑑持参の上、学生支援係に申し出てください。なお、名前のない落とし物や忘れ物が非常に多いので、所持品等には学籍番号・名前をつけるように心がけてください。

## [4] 盗難の届出と防止

貴重品、現金、自転車、バイク等の盗難が毎年多数発生しています。特に、専攻学生の場合、ノートPCが盗難にあうケースが目立っています。学内（駐輪場を含む）で盗難にあったとき、あるいは不審な者を認めたときは、直ちに教員または情報学部教務係に届け出てください。

### ※盗難防止のための留意事項

- ① 多額の現金は持ち歩かないように心がけてください。銀行・郵便局等のキャッシュカードを利用するようにしましょう。キャッシュコーナーは銀行用が南会館、郵便局用が北会館の各入口に設置してあります。下宿先等でも多額の現金を置かないように心がけてください。現金や貴重品は、自分の身から離さないことが大切です。体育館の更衣室での盗難が特に多いので、体育の授業のときは必ず担当教員に預けてください。
- ② バイク、自転車から離れるときは必ず施錠をするとともに、バイクにはハンドルロックをし、ヘルメットは車体に取り付け、施錠しておくようにしてください。バイク、自転車には車体番号が付されていますから、車輛ナンバーとともに車体番号も必ず記録しておいてください。
- ③ ノートPCの取り扱いには特に注意しましょう。ロッカーの施錠を厳重にするほか、ロッカーに入れたままにしない、図書館の机などに置いたまま席を立たないなどの注意を怠らないようにしましょう。

## [5] 情報学部棟への入館

### (1) 情報1号館

#### (a) 通常の入退館

平日の8時から18時までは、正面玄関と2F西側の2号館との連絡扉は開錠されていますから、自由に入退館できます。

- (b) 時間外の入退館  
夜間および休日など、正面玄関と西側連絡扉は施錠されています。カードキーを使用することで入館が可能です。
  - (c) 非常口  
3階以上の西側扉と2階の東側扉は非常口です。緊急の場合のみ使用してください。
  - (d) エネルギーの節約  
 unnecessary 電灯、エアコン等はこまめに消すように心がけてください。また節電対策にご協力ください
- (2) 情報2号館
- (a) 通常の入退館  
平日の8時から18時までは、正面玄関、1Fおよび2F西側の1号館との連絡扉は開錠されていますから、自由に入退館できます。
  - (b) 時間外の入退館  
夜間および休日など、正面玄関、1号館との連絡扉が施錠されている間は、カードキーを使用することで入館が可能です（CAD&CALL 教室やマルチメディア演習室等に入室する際にもカードキーが必要です）。
  - (c) 非常口  
2号館の非常口・非常階段は建物の西端付近にあります。緊急の場合にのみ使用してください。
  - (d) 防火シャッター  
火災が発生すると、自動的に防火シャッターが降ります。必要に応じて、非常口、または非常階段を利用して退館してください。
  - (e) ゴミ箱  
1階のリフレッシュスペースに、ゴミ箱が設置されています。
  - (f) 学生用掲示板  
2階の西リフレッシュスペースには「学生用掲示板」があります。掲示の際は、事前に届け出る必要はありませんが、期限がすぎた掲示物等の処理は各自が責任を持って実行してください。
  - (g) エネルギーの節約  
 unnecessary 電灯、エアコン等はこまめに消すように心がけてください。また節電対策にご協力ください。

[6] 共通講義棟への入館

- (a) 通常の入退館  
平日の8時から18時までは、正面玄関と北側扉は開錠されていますから、自由に入退館できます。
- (b) 時間外の入退館  
原則、入退館できません。
- (c) 防火シャッター  
火災が発生すると、自動的に防火シャッターが降ります。必要に応じて、屋外階段を利用して退館してください。
- (d) ゴミ箱  
1・2階に、ゴミ箱が設置されています。
- (e) 飲食禁止  
共通講義棟は飲食禁止です。
- (f) エネルギーの節約  
 unnecessary 電灯、エアコン等はこまめに消すように心がけてください。また節電対策にご協力ください。

[7] 大規模地震防災について

日ごろ、地震対策を心掛け、非常時における避難場所・避難出口を確認し、実験・実習中の処置等に熟知しておくとともに、警戒宣言が発せられた場合や地震が突発的に発生した場合、あわてずに対処できるようにしておいてください。

なお、第1次避難場所は「運動場」です。

詳しくは、Ⅷ 南海トラフ巨大地震に備えて を参照してください。

[8] ゴミの分別収集

浜松キャンパスにおける可燃ごみの処分については、下表に従ってください。可燃ごみは、生ごみの袋とその他のごみの袋を別にして透明又は半透明の袋に入れ、研究室名等を明記するようにしてください。

パス廃棄物一覧

連絡先：調達第1係 (1688) 施設係 (1690) 安全衛生センター (1721)

区分	対象	担当	収集場所、収集日	排出方法	備考
生活系ごみ (可燃ごみ)	紙くず、シュレ ッターくず 弁当の容器等 保冷剤	調達第一係	廃棄物収集場所 (2号館南) 毎週木曜 12:00~12:30	透明、半透明の袋 に入れる 袋には研究室名を 書く	一般廃棄物 弁当の容器等以外のプラス チック類は事業系ごみ
事業系ごみ (不燃ごみ)	缶(リサイクル できないもの) 椅子、計器類、 かさ プラスチック類 (研究等に伴っ て排出されるも のの場合は減菌 済み、薬品の付 着がないもの) 発泡スチロール 等の緩衝材	調達第一係	廃棄物収集場所 (2号館南) 第1、3月曜 12:00~12:30 受付	そのまま、または 透明な袋に入れる 袋には研究室名等 を書く	産業廃棄物にできないもの 排出できないものは別紙に 記載 カッターナイフ・カミソリ 等小型の刃物は、缶等に入れ ガムテープなどで口が開 かないようにして、中身を 明記の上廃棄する。 ナイフ・包丁等は、刃の部 分をガムテープ等で覆い切 れないようにして廃棄す る。
資源ごみ (リサイクル)	びん、缶(食料 品類のみ) ペットボトル	調達第一係	廃棄物収集場所 (2号館南)	内部を洗浄してから 廃棄 それぞれ指定のか ごに分別する	缶はアルミとスチールを分 ける
古紙	ダンボール 新聞 雑誌 その他古紙	調達第一係	正面通り 偶数月第一月曜日 (4月は別途回 収) 8:30~12:15	紙紐で縛る 種類ごとに分ける	シュレッターくず、感圧 紙、カーボンのついた紙、 コピー紙の包装紙は可燃ご み バインダーの金具、綴り 紐、プラスチックのクリッ プ等ははずし、事業系ごみ
金属収集	机(事務机含 む)、ロッカ ー、書庫等、一 斗缶	調達第一係	廃棄物収集場所 (2号館南) 6,9,12,3月 第2水 曜	forms で事前に申 請が必要	
機密文書	機密文書 個人情報に記載 されているもの	施設課	年2回 6月12月		
家電製品	テレビ、冷蔵 庫、エアコン、 洗濯機	施設課	年2回 (9月、3月)	forms で申請後、 指定収集日に搬入	使用できるものはガルー ンで使用希望者の有無を確認 する フロン使用の製品はあらか じめ施設係へ問い合わせる こと
パソコン類	パソコン及び周 辺機器	施設課	年2回 (9月、3月)	forms で申請後、 指定収集日に搬入	
ガラス廃棄 物	食料品用でない びん 洗浄済みの試薬 びん、実験器具	施設課	毎月第3金曜日 12:00~12:30	薬品や金属が付着 していないものに 限る	
蛍光灯、電 池	蛍光灯・電球・ 水銀を含むラン プ類 電池・バッテリ ー(車・バイク用 を除く)	施設課	年1回※	事前に申請し、排 出	割れている蛍光灯、液漏れ 電池、水銀を含まない電球 も収集可能

廃液	無機廃液 有機廃液 廃油 写真廃液	安全衛生センター	廃液保管庫 申請受付 随時	メールにて申請、 受理後随時搬入可能 ポリタンクのみ受付 試薬びんでの排出は不可	分類、申請の詳細は別に定める 安全衛生センターHP 参照 (学内ページ) 内容不名物は分析後排出 (分析費用は排出者負担)
実験廃棄物	有害物 薬品付着可燃 薬品付着不燃 シリカゲル・イオン交換樹脂等	安全衛生センター	実験廃棄物置場 (ものづくりセンター南) 申請受付 随時 収集 年2回	メールにて申請、 受理後指定日時に搬入 10kg 以下とする	分類、申請の詳細は別に定める 安全衛生センターHP 参照 (学内ページ)
実験装置	薬品付着なし	調達第一係	廃棄物収集場所	事業系ごみ、または金属収集時に排出	
	薬品付着あり (10kg まで)	安全衛生センター	実験廃棄物置場 (ものづくりセンター南)	安全衛生センターに問い合わせの上 実験廃棄物として排出	付着薬品が有害物でなく、 洗浄や拭き取りが可能な装置類について、適切な処理の後、 事業系ごみとして排出できる場合がある(要相談)
	薬品付着あり (10kg 以上の装置)	(業者紹介)	業者引取り		
感染性廃棄物 (実験廃棄物)	保健センター排出物 注射針、メス シリンジ	安全衛生センター	実験廃棄物置場 (ものづくりセンター南) 年2回	メールにて申請、 受理後指定日時に搬入 メディカルペールで排出する	分類、申請の詳細は別に定める
廃棄試薬	不要となった薬品 使用予定がない薬品	安全衛生センター	実験廃棄物置場 (ものづくりセンター南) 年2回	申請書後配布されるラベルを貼って 指定日に排出	費用は排出者部局に請求 内容不名物は分析後排出 (分析費用は排出者負担)
水銀廃棄物	金属水銀、水銀化合物 水銀廃液 水銀付着廃棄物 水銀温度計、マノメータ等	安全衛生センター	実験廃棄物置場 (ものづくりセンター南) 年1回(または年2回)	申請後、指定収集日に排出 漏洩がない様に十分に梱包する	蛍光灯、電池は別途回収 (担当施設)
高圧ガスボンベ	買取品	安全衛生センター (業者紹介)	随時、業者引取り	安全衛生センターへ相談後、 ガスボンベ納入業者へ確認	処理費用は排出者負担 レンタル品は納入業者へ速やかに返却
アスベスト (石綿)	アスベスト(石綿)を含む機器	安全衛生センター	申請後取りまとめて 排出 2月頃排出。	12月頃に調査し、 排出物体積で応分負担	量が少ない場合は、 次年度持ち越し 調査は所有者が行うこと。
含フロン廃棄物	含フロン廃棄物	(業者紹介)	随時	メーカー、購入元に 問い合わせ(廃棄方法が 決まらなければ業者紹介)	
小動物の死骸	路上等にある小動物の死骸 (実験等で発生した場合を除く)	発見した教職員が対応		哺乳類：粗大ごみ受付センター (Tel 053-453-2288)に連絡し、 指示に従う  哺乳類以外：中身が見えないように して可燃ごみとして処分する。	複数の鳥類の死骸を発見した場合は 保健所に連絡する
インクカートリッジ	プリンターのインクカートリッジ		生協北館2階		コピー機のトナーはリース元で回収

#### 14. 就職支援

情報学部キャリア支援室が大学院生の就職活動を支援します。情報科学科教員の研究室に属する院生に対しては情報科学科就職担当が、行動情報学科教員の研究室に属する院生に対しては行動情報学科就職担当が、情報社会学科教員の研究室に属する院生に対しては情報社会学科就職担当が就職活動を支援します。

なお、研究生・社会人再教育プログラム院生への就職支援はできません。

### VII 心身の健康管理

#### 1. 保健センター（浜松支援室）

浜松キャンパスには、保健センター浜松支援室が設置されています。場所は、工学部7号館2階です。入学時に配布される「保健センター浜松支援室案内」をご覧ください。

※参照：静岡大学保健センター専用サイト <https://wwp.shizuoka.ac.jp/hoken/>

##### [1] 窓口受付時間

平日（月～金）	午前	8:30～12:30
	午後	13:30～16:30

※土曜日、日曜日、祝祭日、大学休業期間（夏季一斉休業・年末年始）はお休みです。

##### [2] 業務内容

###### <健康診断>

###### ① 定期健康診断（4月）

皆さんの健康状態を把握するため、4月に定期健康診断を実施しています。全員必ず毎年受診してください。健康診断結果に基づき、再検査や病院での精密検査の勧め、日常生活指導などを行っています。

###### ② 要経過観察者健康診断（10月）

定期健康診断で何らかの異常があり、継続して経過観察の必要な方に実施しています。

###### ③ 心電図検査

体育系部活動団体新入部員を対象に心電図検査を実施しています。

###### <健康相談・カウンセリング>

保健センターには、常勤の医師（1名）、カウンセラー（1名）がおります。また、非常勤の学校医（整形外科医（1名）、婦人科医（1名）、内科医（1名））がおり、身体面、精神面の健康相談を受けられるようになっています。身体の具合が悪くなったり、精神的に不安になったりするなど、気になることがあれば気軽に利用してください。（個人の秘密は厳守されます）。

###### <応急処置>

学内で起きた思いがけないケガや病気に対しては、医師・看護師が応急処置にあたっています。また、継続的な処置を要する方には、適切な医療機関を紹介しています。

###### <健康診断証明書の発行>

就職、進学、体育大会出場等に必要な健康診断証明書を発行しています。定期健康診断を受診していない人には発行できませんので注意してください。（学外の医療機関で有料の健康診断を受けなければなりません）。

###### <健康支援機器・検査の利用>

窓口受付時間中は、身長・体重・体脂肪計、血圧計、握力計を自由に利用できます。また、必要に応じて、心電図検査、超音波診断装置を用いた超音波検査（エコー）、視力検査、アルコールパッチテスト、禁煙支援のための呼気中一酸化炭素濃度測定を実施しています。

### [3] 医師・心理カウンセラーによる健康相談

内 科

曜日	診察時間	
月	9:00～12:30	13:30～16:30
火	9:00～12:30	13:30～16:30
水	9:00～12:30	13:30～16:30
木	—	—
金	9:00～12:30	13:30～16:30

心理相談（予約制）

曜日	相談時間	
月	9:00～12:30	13:30～16:30
火	9:00～12:30	13:30～16:30
水	—	—
木	9:00～12:30	13:30～16:30
金	9:00～12:30	13:30～16:30

非常勤学校医相談日（予約制）

学校医（整形外科）	第2火曜日 14:00～
学校医（婦人科）	第4火曜日 15:00～
学校医（内科・循環器科）	第4水曜日 14:00～

※健康診断実施期間や講義・会議・学会等の都合により変更することがあります。

連絡先：保健センター浜松支援室 TEL 053-478-1012  
メールアドレス hokehama@adb.shizuoka.ac.jp

## 2. 学生支援センター学生相談部門（学生相談室）

大学での勉強や研究活動はハードです。時にはしんどくなったり、大学に来るのが億劫になったりすることは誰にでもあることです。そんなとき、あまり自分で抱え込みすぎると動けなくなってしまうことも少なくありません。

学生相談室ではカウンセラー（公認心理師・臨床心理士）と学部教員が相談にあたります。保健センターや修学サポート室（障害学生支援室）とも連携して対応しています。心理的な問題だけでなく、勉強で、進路で、人間関係でつまずいたとき、迷ったときにぜひご相談ください。

年間100人を越える学生が利用しています。どんなことでもお気軽にご利用ください。学生への接し方に関する家族や教職員からの相談も受けています。

新型コロナウイルス流行に伴い、非対面（電話、Microsoft Teams、Zoom等）での相談もお受けしています。詳しくは連絡先に問い合わせてください。

<よくある相談>

- ・講義を休んでしまう、学業や研究に集中できない、単位が取れていない、勉強の仕方がわからない、休学、退学を考えている。
- ・再受験、編入、専攻、専攻研究室を考えている、進学か就職か迷っている。
- ・気分が落ち込む、やる気が出ない、夜眠れない、イライラする。
- ・自分が精神疾患や発達障害ではないか気になる。
- ・指導教員、友人、彼氏・彼女、家族とうまくいっていない、研究室の人間関係が難しい。
- ・ハラスメントを受けた、学費が払えない、宗教に勧誘されて困る。

### <相談室の開室期間>

常勤カウンセラーへの相談は通年行っています。学部教員への相談は夏季、冬季、春季の授業のない時は行っておりません。臨時で休室する際は、ドアに設置されたホワイトボードでお知らせします。

相談内容	どんなことでもお気軽にご相談ください。
相談日時	月～金 9時～17時（学部教員への相談は授業期間のみ）
相談員	常勤カウンセラー2名（臨床心理士・公認心理師）と工学部、情報学部の教員が担当します。
場所	学生相談室：工学部7号館3階301号室 （保健センター：工学部7号館2階を使用することもあります）
相談方法	「連絡先」のいずれか（メール、Microsoft Teamsチャット、電話）で予約してください。お名前・相談希望日時（複数）・あれば希望する相談員名などをお知らせください。 予約がなくても来室時に空いていれば相談できます。
連絡先	学生相談室： 053-478-1504 ( <a href="mailto:soudan-h@adb.shizuoka.ac.jp">soudan-h@adb.shizuoka.ac.jp</a> ) 学生支援センター共同利用室（藤居）： 053-478-1640 ( <a href="mailto:fujii.naoko@shizuoka.ac.jp">fujii.naoko@shizuoka.ac.jp</a> ) Teamsチャット <a href="https://teams.microsoft.com/join/fujii.naoko@cii.shizuoka.jp">fujii.naoko@cii.shizuoka.jp</a> 太田研究室： 053-478-1677 ( <a href="mailto:ota.yuichi@shizuoka.ac.jp">ota.yuichi@shizuoka.ac.jp</a> ) Teamsチャット <a href="https://teams.microsoft.com/join/you999@cii.shizuoka.jp">you999@cii.shizuoka.jp</a> 保健センター浜松支援室： 053-478-1012 ( <a href="mailto:hokehama@adb.shizuoka.ac.jp">hokehama@adb.shizuoka.ac.jp</a> )

★生命に関わるような緊急の場合を除き、相談の秘密は厳守されます。

★詳しい情報はウェブサイト (<https://www.scas.support.shizuoka.ac.jp/>) を参照してください。学生相談室&修学サポート室 公式Xもあります。@gakuseisoudan

### 3. 修学サポート室（『こみさぼ』）

修学サポート室は障害学生支援室の学内における通称です。修学サポート室では、障害があるために修学上の困難を感じている学生に対して、専任教員がご相談に応じ、特性やニーズに合わせて必要な支援や配慮の提供をコーディネートします。

具体的な支援例などはパンフレット「インクルねっと」をご参照ください。（「インクルねっと」は修学サポート室のウェブサイトからも閲覧できます。）

支援を希望する方、支援について考えたい方、授業参加や課題提出などで困ってしまっている方は、以下の「相談申込方法」からご連絡ください。

☆また未診断の人で、以下のような状況が継続的にあり、修学上の困難を抱えている場合も、一度ご相談ください。

- ・実習や実験など、グループワークが苦手な方
- ・友人をうまく作れない
- ・急な変更があるとどうしていいかわからなくなる
- ・頑張っているのに予定通りに作業をすすめることができない
- ・困ったことがあった時にうまく人に相談できない
- ・（思いをうまく伝えられずに）人から誤解されやすい など

☆修学サポート室「こみさぼ」では、ともに障害のある学生を支援してくれる学生サポーター（「こみさぼ倶楽部」メンバー）を随時募集しています。活動は月に1度程度です！活動の報告をウェブサイトに掲載していますので、そちらもご覧ください。

場所	「修学サポート室（こみさぼ）」工学部7号館4階403室（電話 053-478-1405）
受付時間	月～金（9：30～17：00） ＊後期は週1日、閉室日があります
相談申込方法	メール(syougai-h@adb.shizuoka.ac.jp)で申込

※ ウェブサイト <https://www.ossn.support.shizuoka.ac.jp>

#### 4. 保険

##### [1] 学生教育研究災害傷害保険

この保険は、学生が教育研究活動中（正課中、学校行事中、課外活動中、学校施設内で休憩中）及び通学中（大学の正課・学校行事・課外活動のために自宅と学校施設の間の通学、学校施設と学校施設の間の移動中）に受けた災害・傷害に対し、その程度に応じた保険金が支払われる全国規模の互助共済制度として日本国際教育支援協会が実施しているものです。

この保険には大学として、教育研究活動中、通学中の両方に全員加入いただくことになっています。保険料は、入学手続き時に徴収して、大学（情報学部学生福利厚生会）から一括納付しています。詳細については、「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照してください。

対 象 範 囲	内 容
正 課 中	講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間のほか、次の場合を含む。 ア 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間 イ 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間または、授業を行う場所、大学の図書館・資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間
学校行事中	大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間
大学施設内にいる間	授業間の休憩中あるいは昼休み中など、上記以外で大学の施設内にいる間
課外活動中	キャンパスの内外を問わず学校に届け出た課外活動を行っている間

##### 通学中等傷害保険担保特約

内 容
ア 大学の正課・学校行事・課外活動のために自宅と学校施設の間の通学 イ 学校施設と学校施設の移動中

注意： この保険において課外活動とは、大学の規則に則った所定の手続により大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動をいいます。キャンパス外で行う課外活動は、大学に届け出た活動に限ります。

4年間で卒業できなかった場合、保険責任期間が満了する前に1年分の保険料を納入することにより継続ができます。

☆問い合わせ先 学生支援係

## [2] 学研災付帯賠償責任保険

この保険は、学生教育災害傷害保険の適用になる正課・学校行事・ボランティア活動・インターンシップ・介護体験活動・教育実習とその往復のみを対象とする賠償責任保険です。  
情報学部・専攻ではこの保険は全員に加入していただくことになっています。

＜保険金が支払われる場合＞

国内外において、学生が、正課・学校行事・ボランティア活動・インターンシップ・介護体験活動・教育実習とその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりしたことによる被る法律上の損害賠償を補償します。

具体例

- |   |
|---|
| ① インターンシップ活動中、派遣先の機械を誤操作して他人にケガをさせてしまった。              |
| ② インターンシップ活動中、派遣先の機械を使用し、誤って壊してしまった。                  |
| ③ インターンシップ活動のため、派遣先に自動車に向かう途中で、誤って通行人に接触し、ケガをさせてしまった。 |
| ④ 教育実習中、実習先のパソコンを落として破損させてしまった。                       |

☆問い合わせ先 学生支援係

## 5. 浜松市の救急医療体制

夜間、休日に急病やケガをしたときには、下記の浜松市の救急医療体制を参考にしてください。受診の際は健康保険証を持参してください。

夜間	内科：20:00～翌朝7:00 外科：20:00～深夜0:00	浜松市夜間救急室 中央区伝馬町311-2（浜松医師会館1階） 電話：053-455-0099
土曜日午後	14:00～18:00 年末年始・休日を除く	同上（浜松市夜間救急室）
休日	日曜日・休日の日中 8:00～20:00	休日在宅当番医 浜松市HPに掲載
休日の歯科	9:00～11:30 13:00～15:30	口腔保健医療センター（歯の健康センター） 中央区鴨江二丁目11番2号 電話：053-453-6129

## 6. 応急処置や救命処置

創傷・熱傷・骨折・熱中症などの応急処置や心肺蘇生法・AEDの取り扱いなどの救命処置は、誰でもできるようにしておきましょう。

AED（自動体外式除細動器）は、心室細動という不整脈を起こした心臓に電気ショックを与え、心臓突然死から命を救うための装置です。突然心臓が停止した傷病者に対し、直ちに「心肺蘇生法（CPR）」を実施し、続けて「AEDを使った除細動」を2～3分以内に行えば、助かる可能性が非常に高くなります。操作は音声ガイダンスにより指示され、電気ショックが必要かどうかはAEDが判断します。浜松キャンパスには、守衛所・工学部7号館1階西・工学部1号館玄関脇・イノベーション棟玄関・生協南館玄関口にAEDが設置されています。操作は簡単ですので、いざという時に行動できるようにしておきましょう。別途配布される学生案内や保健センターホームページ（<https://wpp.shizuoka.ac.jp/hoken/>）には、応急処置や救命処置の具体的な方法が記載されていますので参考にしてください。また、講習会等の機会があれば積極的に参加しましょう。

**\*急性アルコール中毒にご用心**

研究室のコンパ等でお酒を飲む際、先輩や友達から勧められるままにお酒を飲むと、大変なことになる場合があります。お酒に弱い人、あるいは飲めない体質の人もいるからです。こうした人が無理に飲む（飲まされる）と「急性アルコール中毒」を引き起こし、最悪の場合は死に至ることがあります。お酒は適量を楽しく飲むものです。飲酒の強要はアルコール・ハラスメントになります。「一気飲み」など無理に飲ませる、無理に飲むことは絶対に止めてください。

## VIII 南海トラフ巨大地震に備えて

静岡県地震防災対策強化地域に指定されており、近い将来大地震に襲われる危険性が十分に考えられます。したがって、学生諸君は常日頃からいつ起こるかもしれない地震に対する心構えをぜひ持ってください。

### 1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）が発表された場合 令和3年度第1回静岡大学防災対策委員会 令和3年6月作成

【A】 授業時間中の場合：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒/巨大地震注意）が発表された場合、全ての授業、実験、研究は直ちに停止となるため、地震による被害や津波警報・注意報等の情報を確認し、安全に帰宅できるかを検討する。（自宅の耐震性が十分でない場合や自宅及び帰宅経路が津波による浸水の危険性があるなど、大学構内が安全と考えられる場合は大学に留まること。）

（帰宅可能な場合）

➤ 担当教員、守衛所等に所属と氏名を知らせたうえで速やかに帰宅する。

（帰宅困難な場合）

➤ 学内へ留まり、対策本部の指示のもと、学内の保全及び避難住民に対して必要な対応等に協力する。

【B】 授業時間外、夜間及び休日の場合：学内にいる場合は、地震による被害や津波警報・注意報等の情報を確認し、安全に帰宅できるかを検討する。（【A】と同様に対応すること）自宅等にいる場合は、居住地域の自主防災組織体制下で行動すること。

### 2. 突発的に地震が発生した場合

【A】 大学構内にいた場合：本学では耐震建築がなされ、建物そのものが倒れることはないと考えられるので、地震が発生しても以下のようにあわてず各自で対処すること。

(1) 講義室等で授業中の場合…直ちに出入口扉を開け、速やかに机の下等に身体（特に頭部）を隠す。

(2) 実験中や室内にいる場合…火気を使用中ならば、直ちに火を消すなどの安全措置を講じ、部屋の出入口扉を開け、速やかに机の下等に身体（特に頭部）を隠す。

(3) 廊下を通行中の場合…壁の近くに身を寄せ、安全に注意する。渡り廊下または階段を通行中の場合、速やかにそこから離れ、近くの安全な場所に退避する。

(4) 体育館にいる場合…壁に身を寄せ（静岡地区の場合、北側の壁）、落下物に注意する。

(5) 生協にいる場合…物品及びガラス等の飛散に注意し、生協職員の指示に従う。

(6) 野外にいる場合…速やかに建物、高い壁、階段等から離れ、最寄りの幹線避難路で身の安全を守る。以上の対応後、地震の揺れが収まったら、担当教員等の指示に従い周囲の安全を確かめながら、なるべく幹線道路を通り、速やかにそれぞれが所属する部局の避難場所または最寄りの避難場所に避難し、互いの安全を確認した後、そこでの指示に従う。また、静岡県若しくは隣

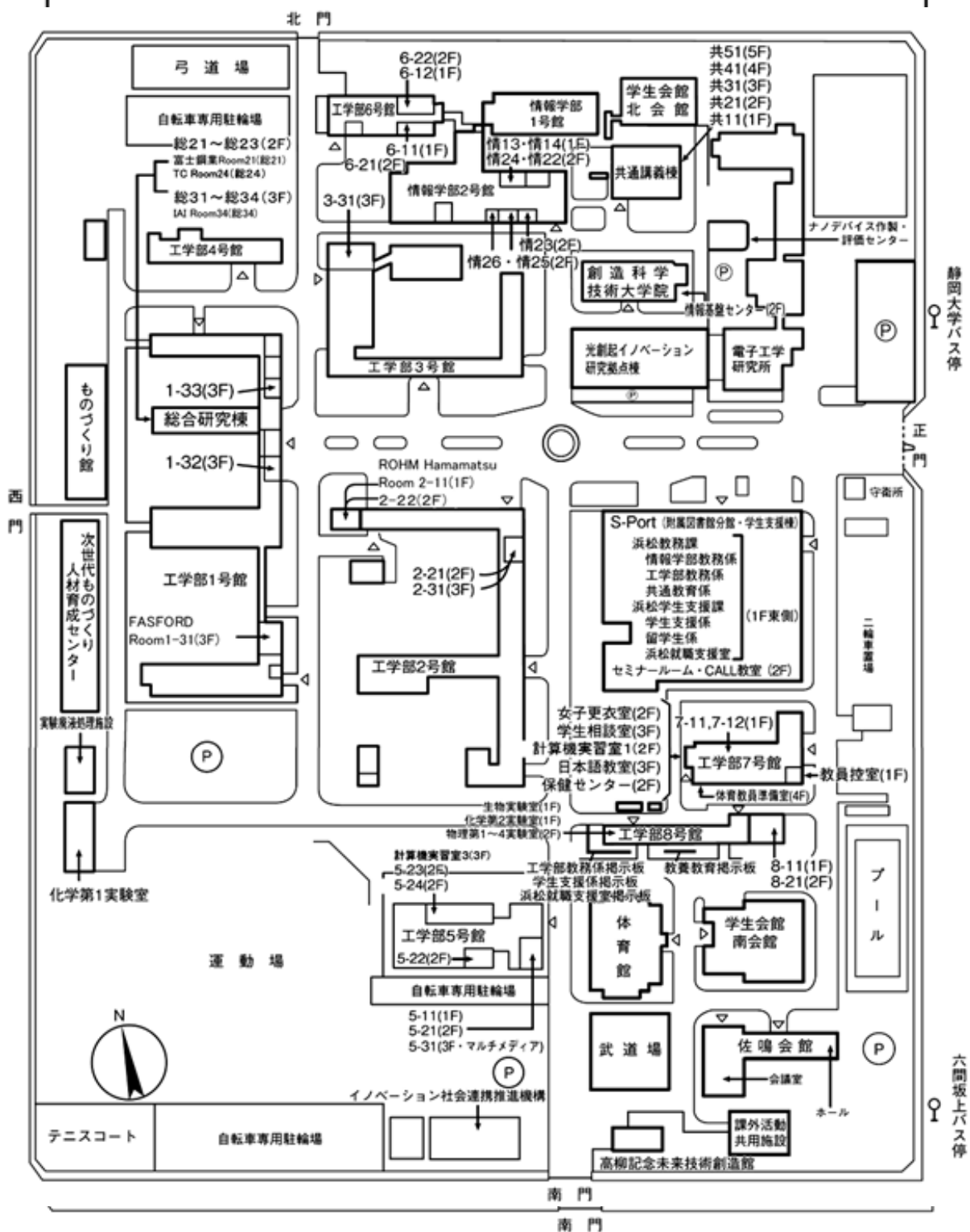
接県で震度 5 弱以上または国内で震度 7 を観測した場合、安否情報システム (<http://anpi.ipc.shizuoka.ac.jp/>) から入力を促すメールが自動配信されるので、メール受信後、直ちに自分自身の安否情報を入力すること。

**【B】** 学外にいた場合：まず、その場で身の安全を図ること。その後、地域の避難場所へ避難し、地震が収束するまで居住地域の自主防災組織体制下で行動すること。また、静岡県若しくは隣接県で震度 5 弱以上または国内で震度 7 を観測した場合、安否情報システム (<http://anpi.ipc.shizuoka.ac.jp/>) から入力を促すメールが自動配信されるので、メール受信後、直ちに自分自身の安否情報を入力すること。さらに、静岡県若しくは隣接県で震度 6 弱以上または国内で震度 7 を観測した場合には、安否確認のため、必ず指導教員と所属学部の学務係に所在を知らせること。所在の連絡方法は、安否情報システムを利用した安否情報の入力、メール、電話、FAX、直接窓口へ行くなど、利用可能ないずれかの方法によること。

3. 第1次避難場所

第1次避難場所は、運動場です。

浜松キャンパス建物配置図・教室名  
和地山グラウンド



## IX 自然災害等による一斉休講措置のガイドライン

平成 30 年 10 月 17 日 教育研究評議会決定  
令和 8 年 2 月 18 日改正

(趣旨)

1. 本ガイドラインは、自然災害等の影響により学生の安全又は通学手段に支障が出る場合に、大学の授業の休講（定期試験等の中止を含む。以下同じ。）をするために必要な事項を定める。

(適用する授業)

2. 本ガイドラインは、対面授業及び同時双方向型のオンライン授業（定期試験を含む。）に適用する。

(対象キャンパスの決定)

3. 一斉休講判断は、原則として、静岡又は浜松の各キャンパス単位で行う。ただし、地震や津波等の広域災害により全学的な影響が想定される場合には、各キャンパスの判断を統一することがある。

なお、判断の方法等は、別に定める実施要領にて定める。

(大雨・暴風等による休講の基準)

4. 大雨・暴風等により、キャンパスの所在地において、以下のいずれかの基準に該当した場合は、該当するキャンパスを一斉休講とする。
  - (1) 大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき
  - (2) 大雨警報又は暴風警報が発表された状況において、公共交通機関（大学に通じる市内路線バス、静岡駅・浜松駅発着のJR在来線。以下同じ。）のいずれかが不通となっているとき
  - (3) 避難指示又は緊急安全確保が発令されたとき

(地震による休講の基準)

5. 地震により、キャンパスの所在地（直近の観測点）において、以下のいずれかの基準に該当した場合は、該当するキャンパスを一斉休講とする。
  - (1) 震度 6 弱以上の地震が発表されたとき
  - (2) 震度 5 弱以上の地震が発表された状況において、公共交通機関のいずれかが不通となっているとき
  - (3) その他、地震の影響で学生の安全又は通学手段に重大な支障が出ているとき
  - (4) 気象庁による「南海トラフ地震臨時情報」の発表を受け、本学において一斉休講が必要であると判断したとき

(津波による休講の基準)

6. 津波により、キャンパスの所在地において、以下のいずれかの基準に該当した場合は、該当するキャンパスを一斉休講とする。
  - (1) 大津波警報が発表されたとき
  - (2) 津波警報が発表された状況において、公共交通機関のいずれかが不通となっているとき
  - (3) 避難指示又は緊急安全確保が発令されたとき
  - (4) その他、津波の影響で学生の安全又は通学手段に重大な支障が出ているとき

(授業等開始前の休講の適用対象)

7. 4 から 6 の休講基準に該当した場合、次の授業の開講時間帯に応じて、休講の判断を行う。ただし、各時間帯への影響が基準時よりも早期に判明する場合には、判明した時点で判断を行う。
  - (1) 午前の授業：午前 6 時 30 分の時点で休講基準に該当している場合は休講とする。
  - (2) 午後の授業：午前 11 時の時点で休講基準に該当している場合は休講とする。
  - (3) 夜間の授業：午後 3 時 30 分の時点で休講基準に該当している場合は休講とする。
  - (4) 集中講義・休日授業：(1)から(3)を基本としつつ、各科目の開講時間帯等を考慮し休講とする。

(授業等開始後の休講の適用対象)

8. 4から6の休講基準に準じて、取り扱う。

なお、本学が帰宅困難であるが授業等を行うことが安全と判断するときは、学内で安全を確保したうえで授業等を継続して実施する場合がある。

(居住地又は通学経路に係る取扱い)

9. 7から8の取扱いにより、授業等が休講とならなかった場合でも、居住地又は通学経路にかかる地域で、4から6の休講基準に該当する場合には、当該学生に不利益が生じないように取り扱うものとする。

なお、オンデマンド型のオンライン授業、あるいは期末レポート等の一定の期間に実施する授業等においても、同様に扱うものとする。

(注)

実習等を学外施設で実施する場合は、開講部局、各実施先又は随行している教員が判断する。

(休講決定の周知)

10. 本ガイドラインにより大学が休講を決定したときは、本学公式ウェブサイトのトップページへの掲載により、影響を受ける学生・教職員等に通知する。また、学務情報システムの一斉メール等による通知もあわせて行う。

判断の状況に応じ、全学一斉の措置の場合は全学を対象に、キャンパス単位の措置の場合は当該キャンパス所属者を対象に周知する。

なお、夜間の授業及び集中講義・休日授業の場合は、学務情報システムの一斉メール等により通知する。

また、休講等の通知前であっても、学生は天候や交通状況を踏まえ、自身の安全確保を最優先として行動するものとする。

(その他)

11. その他、自然災害等により、キャンパスの所在地において、学生の安全又は通学手段に重大な支障が出ていると本学が判断した場合は、状況に応じ、本学が該当するキャンパスを一斉休講又はその他必要な措置を決定する。

附 則

1. このガイドラインは、平成30年10月17日から実施する。
2. 地震以外の気象警報発令時等における授業休止措置のガイドラインは廃止する。

附 則

このガイドラインは、令和8年2月18日から実施する。

## X 静岡大学大学院規則

最新情報は静岡大学規則集(<https://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/>)の現行規則一覧 第3編第1章 大学院規則のなかの静岡大学大学院規則を参照のこと。

---

○静岡大学大学院規則（抜粋）

（昭和39年4月27日）

改正 令和7年2月19日

### 目次

第1章 総則(第1条－第8条)

第2章 授業科目、単位及び履修方法(第9条－第16条の2)

第3章 課程修了の認定(第17条－第20条)

第4章 学位(第21条)

第5章 入学、転学、留学、休学及び退学(第22条－第33条)

第6章 懲戒及び除籍(第34条・第35条)

第7章 授業料、入学料及び検定料(第36条－第38条)

第8章 教員組織(第39条・第39条の2)

第9章 運営組織(第40条－第42条)

第10章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生(第43条－第47条)

第11章 専門職学位課程(第48条－第52条)

第12章 補則(第53条)

附則

### 第1章 総則

(大学院の目的)

第1条 静岡大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院は、研究科、教育部、研究科等連係課程実施基本組織(以下「研究科等」という。)又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科等規則に定め、公表するものとする。

(自己評価等)

第2条 大学院の教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検及び評価の結果について、大学院以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科)

第3条 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科  
教育学研究科  
総合科学技術研究科  
光医工学研究科

(教育部及び研究部)

第3条の2 大学院に、教育組織として自然科学系教育部を、研究組織として創造科学技術研究部を置く。

2 前項の教育部及び研究部を、「創造科学技術大学院」と称する。

3 前2項に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究科等連係課程実施基本組織)

第3条の3 大学院に、研究科等連係課程実施基本組織(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第30条の2に定める研究科等連係課程実施基本組織をいう。以下同じ。)として山岳流域研究院を置く。

(修士課程、博士課程、専門職学位課程)

第4条 人文社会科学研究科、総合科学技術研究科及び山岳流域研究院に修士課程を、光医工学研究科及び自然科学系教育部に後期3年みの博士課程(以下「博士課程」という。)を、教育学研究科に博士課程及び専門職学位課程(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)を置く。ただし、教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程として取り扱うものとする。

2 修士課程においては、広い視野に立った精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

3 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

5 専門職学位課程のうち、教職大学院の課程においては、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

(専攻)

第5条 各研究科及び教育部に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻
	比較地域文化専攻
	経済専攻
教育学研究科	共同教科開発学専攻
	教育実践高度化専攻
総合科学技術研究科	情報学専攻
	理学専攻
	工学専攻

光医工学研究科  
自然科学系教育部

農学専攻  
光医工学共同専攻  
ナノビジョン工学専攻  
光・ナノ物質機能専攻  
情報科学専攻  
環境・エネルギーシステム専攻  
バイオサイエンス専攻

2 前項の教育学研究科共同教科開発学専攻は、前条第1項に規定する博士課程とし、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻と共同で実施する。

3 第1項の教育学研究科教育実践高度化専攻は、前条第1項に規定する教職大学院の課程とする。

4 第1項の光医工学研究科光医工学共同専攻は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻と共同で実施する。

(岐阜大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第6条 岐阜大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学及び岐阜大学が協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、岐阜大学の応用生物科学部（共同獣医学科及び附属動物病院を除く。）、教育学部、地域科学部、流域圏科学研究センター及び生命科学総合研究支援センターの教員とともに、本学の総合科学技術研究科、グリーン科学技術研究所、大学教育センター、防災総合センター及び保健センターの教員がこれを担当するものとする。

(収容定員及び募集人員)

第7条 大学院の収容定員及び募集人員は、別表Iのとおりとする。

(標準修業年限、在学年限)

第8条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とし、博士課程の標準修業年限は3年とする。

2 修士課程及び教職大学院の課程には4年、博士課程には6年を超えて在学することができない。

第2章 授業科目、単位及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第9条 大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、修士課程にあっては修士論文又は特定の課題についての研究成果、博士課程にあっては博士論文（以下「学位論文等」という。）の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第9条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

(成績評価基準等の明示)

第9条の3 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目、単位等)

第9条の4 各研究科及び教育部に設ける専攻並びに研究科等連係課程実施基本組織の授業科目及び単位数等は、研究科等ごとに別に定める。

第10条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。

(1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。

(4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1.5時間又は3時間
実験、実習及び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間

(履修方法)

第11条 学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻又は研究科等連係課程実施基本組織の授業科目から、修士課程にあっては30単位以上、博士課程にあっては当該研究科及び教育部において定める所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた上、学位論文等の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 専門職学位課程については、当該研究科において定める所定の単位を修得しなければならない。

3 第1項の履修方法については、研究科等ごとに別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 11 条の 2 学生が、職業を有している等の事情により、第 8 条第 1 項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第 12 条 大学院においては、特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

(他の研究科等における授業科目の履修)

第 13 条 学生は、研究科長等の許可を得て、大学院の他の研究科等の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第 14 条 大学院（教職大学院を除く。）は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15 単位を超えない範囲で、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教職大学院が修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第 15 条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 16 条 大学院（教職大学院を除く。）は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、大学院（教職大学院を除く。）において修得した単位以外のものについては、15 単位を超えないものとする。

3 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が教職大学院に入学する前に大学院、教職大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教職大学院に入学した後の教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、教職大学院において修得した単位以外のものについては、教職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(修得したものとみなすことのできる単位数の上限)

第16条の2 第14条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)及び前条第2項の規定により、大学院(教職大学院を除く。)において修得したものとみなすことのできる単位数の合計は、20単位を超えないものとする。

2 第14条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)及び前条第4項の規定により、教職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の合計は、教職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

### 第3章 課程修了の認定

(課程修了の認定)

第17条 修士課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について、教授会の意見を聴いて、学長が行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程修了の認定は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了したものにあっては、2年)以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について、教授会の意見を聴いて、学長が行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(他の大学院修士課程及び博士前期課程において同様の規定による修了認定をされた者を含む。)の博士課程の修了の要件については、前項中「1年」とあるのは「3年(修士課程及び博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 教職大学院の課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して、所定の単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(大学院における在学期間の短縮)

第17条の2 大学院(修士課程に限る。以下、この項において同じ。)は、第16条第1項の規定により大学院に入学する前に修得した単位(第23条第1項第1号から第10号の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 教職大学院は、第16条第3項の規定により教職大学院に入学する前に修得した単位(第23条第1項第1号から第10号の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を教職大学

院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により教職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して標準修業年限の2分の1を超えない範囲で教職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

(教員免許状)

第18条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状の授与を受けることができる。

2 前項の規定により授与を受けることのできる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表Ⅱのとおりとする。

(単位の認定)

第19条 履修授業科目の単位修得の認定は、試験の上行う。

第20条 履修した授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

2 前項の規定のほか、授業科目によっては、合及び否の評語で表すことができることとし、合を合格とし、否を不合格とする。

第4章 学位

第21条 修士課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、教職大学院の課程を修了した者には教職修士(専門職)の学位を授与する。ただし、博士の学位は、大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定された者にも授与することができる。

2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、転学、留学、休学及び退学

(入学時期)

第22条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第23条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻又は研究科等連係課程実施基本組織を履修するに相当と認められたものとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部

科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者させる場合には、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(11) 大学に3年以上在学した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

(12) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

(13) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

(14) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

2 前項第11号から第14号までの規定により学生を入学させる場合(以下本項において「飛び入学制度」という。)は、次の各号によるものとする。

(1) 飛び入学制度の適用の有無は、研究科ごとに定めるものとする。

(2) 大学院の定める「所定の単位」は、研究科ごとに定めるものとする。

(3) 飛び入学制度に関し必要な事項をあらかじめ公表するなど、制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。

(4) 飛び入学制度の運用状況について、点検評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。

(1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。)を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学志願手続)

第24条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願い出なければならない。

(選抜試験)

第25条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、当該研究科等で適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第26条 選抜試験に合格した者は、誓約書に所定の書類及び入学料(入学料の免除を申請中の者を除く。)を添えて提出しなければならない。

2 前項の手続をしない者には、合格を取り消すことがある。

(転研究科、転専攻)

第26条の2 学生で、他の研究科に転研究科を志望する者があるときは、関係両研究科の教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

2 学生で、同一研究科等の他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

3 第1項の規定により転研究科を許可された者の修得単位の取扱い、第8条に規定する修業年限並びに同条及び第17条に規定する在学期間の通算については、当該研究科の教授会が認定する。

(進学)

第27条 大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き、博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

2 愛知教育大学大学院教育学研究科の修士課程又は愛知教育大学大学院教育実践研究科の専門職学位課程を修了し、引き続き、教育学研究科の博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

3 進学の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第28条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き2月以上就学することができないときは、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他の理由で修学が不相当と認められる者は、その教授会の議を経て学長が休学を命ずることができる。

3 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第 29 条 休学は、1 年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

2 休学期間は、修士課程及び教職大学院の課程においては通算 2 年を、博士課程においては通算 3 年を超えることはできない。

3 休学期間は在学期間に算入しない。

(再入学)

第 30 条 第 33 条の規定により退学し、又は第 35 条の規定（第 1 号による場合を除く。）により除籍となった者が、所属した研究科等に再入学を願い出た場合は、学長は、当該研究科等の教授会の議を経て、相当学年に再入学を許可することができる。

(転入学)

第 30 条の 2 他の大学院の学生で、大学院に転入学を希望する者については、選考の上、入学を許可することがある。

(転学)

第 31 条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、あらかじめ所定の手続を経て承認を得なければならない。

(留学)

第 32 条 学生が外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。)において学修しようとするときは、研究科長等を経て学長に願い出て、留学の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による留学の期間は、原則として 1 年以内とし、その期間を第 8 条に規定する修業年限に含めることができる。

(退学)

第 33 条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

## 第 6 章 懲戒及び除籍

(懲戒)

第 34 条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は教授会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 訓告

(2) 停学

(3) 退学

(除籍)

第 35 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会の意見を聴いて、除籍する。

(1) 第 8 条第 2 項に規定する在学期間を超えた者

(2) 第 29 条第 2 項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者

- (3) 授業料又は寄宿料が未納で督促してもなお納付しない者
- (4) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者
- (5) 疾病その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- (6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

## 第7章 授業料、入学料及び検定料

(授業料の納付)

第36条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第37条 授業料、入学料及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第38条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第8章 教員組織

第39条 研究科等における授業、研究指導及び研究指導の補助の担当者は、次のとおりとする。

- (1) 授業は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。
- (2) 研究指導は、大学院の教授及び准教授が担当する。
- (3) 研究指導の補助は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。

2 前項の規定にかかわらず、研究科規則等の定めるところにより、授業は助教及び特任教員が、研究指導は講師、助教及び特任教員が、研究指導の補助は助教及び特任教員が担当することができる。

3 研究科等における研究指導は、原則として研究指導の補助を担当する教員を含めた複数の教員によって行うものとする。

4 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

5 教育学研究科共同教科開発学専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から前項までの規定に定めるもののほか、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教員がこれを行う。

6 光医工学研究科光医工学共同専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から第4項までの規定に定めるもののほか、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教員がこれを行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第39条の2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## 第9章 運営組織

(大学院教務・入試委員会)

第 40 条 大学院の各研究科等に共通する教育及び入学者選抜に関する重要事項を審議するため、大学院教務・入試委員会を置く。

2 前項の大学院教務・入試委員会に関する規則は、別に定める。

(研究科長等)

第 41 条 各研究科に研究科長を置く。

2 創造科学技術大学院に大学院長を置く。

3 教育部に教育部長を、研究部に研究部長を置く。

4 山岳流域研究院に山岳流域研究院長を置く。

(教授会)

第 42 条 教授会に関する規則は、研究科等ごとに別に定める。

第 10 章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生

(大学院特別研究学生)

第 43 条 他の大学院に在学する学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、学長は、大学院特別研究学生として入学を許可することができる。

2 修士課程において研究指導を受けることができる期間は、1 年以内とする。

(大学院研究生)

第 44 条 大学院において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院研究生として入学を許可することができる。

2 大学院研究生の入学資格は、修士課程にあつては修士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認められた者、博士課程にあつては博士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認められた者とする。

3 研究期間は1年以内とする。ただし、研究期間が満了してもなお引き続き研究しようとするときは、その期間を更新することができる。

(大学院科目等履修生)

第 45 条 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院科目等履修生として入学を許可することができる。

2 大学院科目等履修生として入学することができる者は、第 23 条第 1 項各号のいずれか若しくは同条第 3 項各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認められた者とする。

3 大学院科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受け単位を修得することができる。

4 履修期間は、1 年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

5 大学院科目等履修生が教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表 II のとおりとする。

(大学院聴講生)

第 46 条 大学院の授業科目中 1 科目又は数科目を選び聴講しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、大学院聴講生として入学を許可することができる。

2 大学院聴講生の入学資格は、第 23 条第 1 項又は第 3 項に規定する大学院入学資格を有する者とする。ただし、大学院において、当該授業科目を聴講する能力があると認められた場合には、入学を許可することができる。

3 聴講期間は 1 年以内とする。ただし、引き続き聴講を希望するときは、その期間を更新することができる。

(大学院特別聴講学生)

第 47 条 他の大学院又は外国の大学院の学生が、大学院の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

## 第 11 章 専門職学位課程

(専門職学位課程)

第 48 条 前章までの規定のほか、専門職学位課程に関する特別の事項は、この章の定めるところによる。

(教育課程の編成方針)

第 49 条 専門職学位課程においては、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職学位課程においては、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(教育課程連携協議会)

第 50 条 専門職学位課程を置く研究科に、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、専門職大学院設置基準第 6 条の 2 に規定する教育課程連携協議会を置く。

2 前項の教育課程連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法等)

第 51 条 専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うため事例研究、実習又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 52 条 専門職学位課程においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

## 第 12 章 補則

第 53 条 この規則に定めるもののほかは、本学学則・学部共通細則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

○静岡大学大学院規則

(昭和39年4月27日)

<b>改正</b>	昭和40年5月18日	昭和40年7月17日	昭和41年5月13日
	昭和42年6月30日	昭和43年4月22日	昭和44年4月28日
	昭和45年5月1日	昭和46年3月31日	昭和47年4月21日
	昭和48年4月21日	昭和48年5月17日	昭和49年4月17日
	昭和50年4月1日	昭和50年4月16日	昭和50年6月25日
	昭和51年4月2日	昭和51年4月21日	昭和51年6月16日
	昭和52年4月20日	昭和53年1月10日	昭和53年4月19日
	昭和53年6月14日	昭和54年4月18日	昭和55年4月16日
	昭和56年4月15日	昭和57年4月21日	昭和58年4月20日
	昭和59年4月18日	昭和60年4月17日	昭和61年4月16日
	昭和62年2月18日	昭和63年3月23日	平成元年1月25日
	平成元年3月15日	平成2年3月14日	平成2年4月18日
	平成3年2月20日	平成3年4月1日	平成3年4月17日
	平成3年7月17日	平成3年7月17日	平成3年11月20日
	平成4年1月22日	平成4年2月19日	平成4年4月10日
	平成5年3月16日	平成6年4月20日	平成6年6月22日
	平成6年12月14日	平成8年2月21日	平成9年2月19日
	平成10年3月18日	平成11年2月17日	平成11年12月22日
	平成12年2月16日	平成12年7月19日	平成13年4月11日
	平成13年6月20日	平成14年5月15日	平成15年4月1日規則
	平成16年2月10日規則	平成16年2月18日規則	平成16年3月10日規則
	平成16年6月9日規則	平成16年9月15日規則	平成17年2月16日規則
	平成17年3月16日規則	平成17年4月13日規則	平成17年5月18日規則
	平成17年10月12日規則	平成18年2月15日規則	平成19年3月1日規則
	平成19年3月14日規則	平成20年4月1日規則	平成20年5月7日規則
	平成21年2月18日規則第3号	平成21年5月13日規則第1号	平成21年10月21日規則
	平成22年2月17日規則	平成22年2月17日規則第1号	平成22年4月1日規則
	平成22年12月15日規則	平成23年3月16日規則	平成24年2月15日規則第24号
	平成24年3月14日規則第42号	平成24年6月20日規則第6号	平成25年1月9日規則第43号
	平成25年1月16日規則第50号	平成25年3月6日規則第66号	平成25年5月15日規則第18号
	平成26年3月19日規則第92号	平成27年1月21日規則第41号	平成27年2月18日規則第53号
	平成27年3月4日規則第80号	平成27年3月18日規則第88号	平成28年2月17日規則第116号
	平成28年6月15日規則第16号	平成29年2月15日規則第75号	平成29年3月14日規則第96号
	平成29年12月20日規則第38号	平成30年3月20日規則第80号	平成30年3月20日規則第81号
	平成31年3月19日規則第43号	令和元年7月17日規則第100号	令和2年1月15日規則第131号
	令和2年2月19日規則第151号	令和2年3月18日規則第213号	令和2年3月26日規則第243号

令和3年3月17日規則第59号	令和3年5月13日規則第2号	令和4年3月16日規則第58号
令和4年3月31日規則第68号	令和4年6月15日規則第8号	令和4年11月30日規則第28号
令和7年2月19日規則第48号	令和7年2月26日規則第50号	

## 目次

第1章	総則(第1条—第8条)
第2章	授業科目、単位及び履修方法(第9条—第16条の2)
第3章	課程修了の認定(第17条—第20条)
第4章	学位(第21条)
第5章	入学、転学、留学、休学及び退学(第22条—第33条)
第6章	懲戒及び除籍(第34条・第35条)
第7章	授業料、入学料及び検定料(第36条—第38条)
第8章	教員組織(第39条・第39条の2)
第9章	運営組織(第40条—第42条)
第10章	大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生(第43条—第47条)
第11章	専門職学位課程(第48条—第52条)
第12章	補則(第53条)
附則	

## 第1章 総則

### (大学院の目的)

第1条 静岡大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院は、研究科、教育部、研究科等連係課程実施基本組織(以下「研究科等」という。)又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科等規則に定め、公表するものとする。

### (自己評価等)

第2条 大学院の教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検及び評価の結果について、大学院以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### (研究科)

第3条 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

教育学研究科

総合科学技術研究科

光医工学研究科

### (教育部及び研究部)

第3条の2 大学院に、教育組織として自然科学系教育部を、研究組織として創造科学技術研究部を置く。

2 前項の教育部及び研究部を、「創造科学技術大学院」と称する。

3 前2項に関し、必要な事項は、別に定める。

### (研究科等連係課程実施基本組織)

第3条の3 大学院に、研究科等連係課程実施基本組織(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第30条の2に定める研究科等連係課程実施基本組織をいう。以下同じ。)として山岳流域研究院を置く。

(修士課程、博士課程、専門職学位課程)

第4条 人文社会科学研究科、総合科学技術研究科及び山岳流域研究院に修士課程を、光医工学研究科及び自然科学系教育部に後期3年のみの博士課程(以下「博士課程」という。)を、教育学研究科に博士課程及び専門職学位課程(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。))第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)を置く。ただし、教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程として取り扱うものとする。

2 修士課程においては、広い視野に立った精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

3 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

5 専門職学位課程のうち、教職大学院の課程においては、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

(専攻)

第5条 各研究科及び教育部に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科 臨床人間科学専攻

比較地域文化専攻

経済専攻

教育学研究科 共同教科開発学専攻

教育実践高度化専攻

総合科学技術研究科 情報学専攻

理学専攻

工学専攻

農学専攻

光医工学研究科 光医工学共同専攻

自然科学系教育部 ナノビジョン工学専攻

光・ナノ物質機能専攻

情報科学専攻

環境・エネルギーシステム専攻

バイオサイエンス専攻

2 前項の教育学研究科共同教科開発学専攻は、前条第1項に規定する博士課程とし、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻と共同で実施する。

3 第1項の教育学研究科教育実践高度化専攻は、前条第1項に規定する教職大学院の課程とする。

4 第1項の光医工学研究科光医工学共同専攻は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻と共同で実施する。

(岐阜大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第6条 岐阜大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学及び岐阜大学が協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる専攻は、岐阜大学の応用生物科学部(共同獣医学科及び附属動物病院を除く。)、教育学部、地域科学部、高等研究院環境社会共生体研究センター及び糖鎖生命コア研究所の教員とともに、本学の総合科学技術研究科、グリーン科学技術研究所、大学教育センター、防災総合センター及び保健センターの教員がこれを担当するものとする。

(収容定員及び募集人員)

第7条 大学院の収容定員及び募集人員は、別表Iのとおりとする。

(標準修業年限、在学年限)

第8条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とし、博士課程の標準修業年限は3年とする。

2 修士課程及び教職大学院の課程には4年、博士課程には6年を超えて在学することができない。

第2章 授業科目、単位及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第9条 大学院は、教育上の目的を達成するために、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに、修士課程にあつては修士論文又は特定の課題についての研究成果、博士課程にあつては博士論文（以下「学位論文等」という。）の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第9条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

(成績評価基準等の明示)

第9条の3 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目、単位等)

第9条の4 各研究科及び教育部に設ける専攻並びに研究科等連係課程実施基本組織の授業科目及び単位数等は、研究科等ごとに別に定める。

第10条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、原則として、次に定める基準により計算する。

(1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。

(4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1.5時間又は3時間
実験、実習及び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間

(履修方法)

第 11 条 学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻又は研究科等連係課程実施基本組織の授業科目から、修士課程にあつては 30 単位以上、博士課程にあつては当該研究科及び教育部において定める所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた上、学位論文等の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 専門職学位課程については、当該研究科において定める所定の単位を修得しなければならない。

3 第 1 項の履修方法については、研究科等ごとに別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 11 条の 2 学生が、職業を有している等の事情により、第 8 条第 1 項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第 12 条 大学院においては、特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

(他の研究科等における授業科目の履修)

第 13 条 学生は、研究科長等の許可を得て、大学院の他の研究科等の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第 14 条 大学院（教職大学院を除く。）は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15 単位を超えない範囲で、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教職大学院が修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第 15 条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 16 条 大学院（教職大学院を除く。）は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、大学院（教職大学院を除く。）において修得した単位以外のものについては、15 単位を超えないものとする。

3 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が教職大学院に入学する前に大学院、教職大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教職大学院に入学した後の教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、教職大学院において修得した単位以外のものについては、教職大学院が修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。

(修得したものとみなすことのできる単位数の上限)

第 16 条の 2 第 14 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）及び前条第 2 項の規定により、大学院（教職大学院を除く。）において修得したものとみなすことのできる単位数の合計は、20 単位を超えないものとする。

2 第 14 条第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）及び前条第 4 項の規定により、教職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の合計は、教職大学院が修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。

### 第 3 章 課程修了の認定

#### (課程修了の認定)

第 17 条 修士課程修了の認定は、第 8 条に規定する当該課程の標準修業年限を満たして、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について、教授会の意見を聴いて、学長が行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程修了の認定は、第 8 条に規定する当該課程の標準修業年限を満たして、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について、教授会の意見を聴いて、学長が行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1 年（標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

3 第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(他の大学院修士課程及び博士前期課程において同様の規定による修了認定をされた者を含む。)の博士課程の修了の要件については、前項中「1 年」とあるのは「3 年(修士課程及び博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 教職大学院の課程修了の認定は、第 8 条に規定する当該課程の標準修業年限を満たして、所定の単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

#### (大学院における在学期間の短縮)

第 17 条の 2 大学院（修士課程に限る。以下、この項において同じ。）は、第 16 条第 1 項の規定により大学院に入学する前に修得した単位（第 23 条第 1 項第 1 号から第 10 号の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

2 教職大学院は、第 16 条第 3 項の規定により教職大学院に入学する前に修得した単位(第 23 条第 1 項第 1 号から第 10 号の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を教職大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により教職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して標準修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で教職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

#### (教員免許状)

第 18 条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状の授与を受けることができる。

2 前項の規定により授与を受けることのできる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表 II のとおりとする。

#### (単位の認定)

第 19 条 履修授業科目の単位修得の認定は、試験の上行う。

第 20 条 履修した授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

2 前項の規定のほか、授業科目によっては、合及び否の評語で表すことができることとし、合を合格とし、否を不合格とする。

#### 第4章 学位

第21条 修士課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、教職大学院の課程を修了した者には教職修士（専門職）の学位を授与する。ただし、博士の学位は、大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定された者にも授与することができる。

2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 入学、転学、留学、休学及び退学

##### (入学時期)

第22条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の初めとすることができる。

##### (入学資格)

第23条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻又は研究科等連係課程実施基本組織を履修するに相当と認められたものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者させる場合には、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (12) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (13) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (14) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において

位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

2 前項第 11 号から第 14 号までの規定により学生を入学させる場合（以下本項において「飛び入学制度」という。）は、次の各号によるものとする。

(1) 飛び入学制度の適用の有無は、研究科ごとに定めるものとする。

(2) 大学院の定める「所定の単位」は、研究科ごとに定めるものとする。

(3) 飛び入学制度に関し必要な事項をあらかじめ公表するなど、制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。

(4) 飛び入学制度の運用状況について、点検評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。

(1) 修士の学位又は専門職学位（法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者

(入学志願手続)

第 24 条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願い出なければならない。

(選抜試験)

第 25 条 入学志願者に対しては、学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により定める方針に基づき、選抜試験を行う。入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、当該研究科等で適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第 26 条 選抜試験に合格した者は、誓約書に所定の書類及び入学料(入学料の免除を申請中の者を除く。)を添えて提出しなければならない。

2 前項の手続をしない者には、合格を取り消すことがある。

(転研究科、転専攻)

第 26 条の 2 学生で、他の研究科に転研究科を志望する者があるときは、関係両研究科の教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

2 学生で、同一研究科等の他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

3 第 1 項の規定により転研究科を許可された者の修得単位の取扱い、第 8 条に規定する修業年限並びに同条及び第 17 条に規定する在学期間の通算については、当該研究科の教授会が認定する。

(進学)

第 27 条 大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き、博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

2 愛知教育大学大学院教育学研究科の修士課程又は愛知教育大学大学院教育実践研究科の専門職学位課程を修了し、引き続き、教育学研究科の博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

3 進学の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第28条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き2月以上就学することができないときは、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他の理由で修学が不相当と認められる者は、その教授会の議を経て学長が休学を命ずることができる。

3 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第29条 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

2 休学期間は、修士課程及び教職大学院の課程においては通算2年を、博士課程においては通算3年を超えることはできない。

3 休学期間は在学期間に算入しない。

(再入学)

第30条 第33条の規定により退学し、又は第35条の規定（第1号による場合を除く。）により除籍となった者が、所属した研究科等に再入学を願い出た場合は、学長は、当該研究科等の教授会の議を経て、相当学年に再入学を許可することができる。

(転入学)

第30条の2 他の大学院の学生で、大学院に転入学を希望する者については、選考の上、入学を許可することがある。

(転学)

第31条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、あらかじめ所定の手続を経て承認を得なければならない。

(留学)

第32条 学生が外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。)において学修しようとするときは、研究科長等を経て学長に願い出て、留学の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による留学の期間は、原則として1年以内とし、その期間を第8条に規定する修業年限に含めることができる。

(退学)

第33条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 懲戒及び除籍

(懲戒)

第34条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は教授会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 訓告

(2) 停学

(3) 退学

(除籍)

第35条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会の意見を聴いて、除籍する。

(1) 第8条第2項に規定する在学期間を超えた者

(2) 第29条第2項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者

(3) 授業料又は寄宿料が未納で督促してもなお納付しない者

(4) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者

- (5) 疾病その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- (6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

## 第7章 授業料、入学料及び検定料

(授業料の納付)

第36条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第37条 授業料、入学料及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第38条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第8章 教員組織

第39条 研究科等における授業、研究指導及び研究指導の補助の担当者は、次のとおりとする。

(1) 授業は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。

(2) 研究指導は、大学院の教授及び准教授が担当する。

(3) 研究指導の補助は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。

2 前項の規定にかかわらず、研究科規則等の定めるところにより、授業は助教及び特任教員が、研究指導は講師、助教及び特任教員が、研究指導の補助は助教及び特任教員が担当することができる。

3 研究科等における研究指導は、原則として研究指導の補助を担当する教員を含めた複数の教員によって行うものとする。

4 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

5 教育学研究科共同教科開発学専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から前項までの規定に定めるもののほか、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教員がこれを行う。

6 光医工学研究科光医工学共同専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から第4項までの規定に定めるもののほか、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教員がこれを行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第39条の2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## 第9章 運営組織

(大学院教務・入試委員会)

第40条 大学院の各研究科等に共通する教育及び入学者選抜に関する重要事項を審議するため、大学院教務・入試委員会を置く。

2 前項の大学院教務・入試委員会に関する規則は、別に定める。

(研究科長等)

第41条 各研究科に研究科長を置く。

2 創造科学技術大学院に大学院長を置く。

3 教育部に教育部長を、研究部に研究部長を置く。

4 山岳流域研究院に山岳流域研究院長を置く。

(教授会)

第42条 教授会に関する規則は、研究科等ごとに別に定める。

## 第10章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生

(大学院特別研究学生)

第43条 他の大学院に在学する学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、学長は、大学院特別研究学生として入学を許可することができる。

2 修士課程において研究指導を受けることができる期間は、1年以内とする。

(大学院研究生)

第44条 大学院において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院研究生として入学を許可することができる。

2 大学院研究生の入学資格は、修士課程にあつては修士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認められた者、博士課程にあつては博士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認められた者とする。

3 研究期間は1年以内とする。ただし、研究期間が満了してもなお引き続き研究しようとするときは、その期間を更新することができる。

(大学院科目等履修生)

第45条 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院科目等履修生として入学を許可することができる。

2 大学院科目等履修生として入学することができる者は、第23条第1項各号のいずれか若しくは同条第3項各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認められた者とする。

3 大学院科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受け単位を修得することができる。

4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

5 大学院科目等履修生が教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表Ⅱのとおりとする。

(大学院聴講生)

第46条 大学院の授業科目中1科目又は数科目を選び聴講しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、大学院聴講生として入学を許可することができる。

2 大学院聴講生の入学資格は、第23条第1項又は第3項に規定する大学院入学資格を有する者とする。ただし、大学院において、当該授業科目を聴講する能力があると認められた場合には、入学を許可することができる。

3 聴講期間は1年以内とする。ただし、引き続き聴講を希望するときは、その期間を更新することができる。

(大学院特別聴講学生)

第47条 他の大学院又は外国の大学院の学生が、大学院の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

## 第11章 専門職学位課程

(専門職学位課程)

第48条 前章までの規定のほか、専門職学位課程に関する特別の事項は、この章の定めるところによる。

(教育課程の編成方針)

第49条 専門職学位課程においては、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職学位課程においては、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(教育課程連携協議会)

第 50 条 専門職学位課程を置く研究科に、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、専門職大学院設置基準第 6 条の 2 に規定する教育課程連携協議会を置く。

2 前項の教育課程連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法等)

第 51 条 専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うため事例研究、実習又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 52 条 専門職学位課程においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

## 第 12 章 補則

第 53 条 この規則に定めるもののほかは、本学学則・学部共通細則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

附 則

この規則は、昭和 39 年 4 月 27 日から施行し、昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 40 年 5 月 18 日)

この規則は、昭和 40 年 5 月 18 日から施行し、昭和 40 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 40 年 7 月 17 日)

この規則は、昭和 40 年 7 月 17 日から施行する。

附 則(昭和 41 年 5 月 13 日)

1 この規則は、昭和 41 年 5 月 13 日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

2 昭和 41 年度に入学する者に係る検定料の額は、改正後の第 25 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 42 年 6 月 30 日)

この規則は、昭和 42 年 6 月 30 日から施行し、昭和 42 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 43 年 4 月 22 日)

この規則は、昭和 43 年 4 月 22 日から施行し、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 44 年 4 月 28 日)

この規則は、昭和 44 年 4 月 28 日から施行し、昭和 44 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 45 年 5 月 1 日)

この規則は、昭和 45 年 5 月 1 日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 46 年 3 月 31 日)

この規則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 47 年 4 月 21 日)

1 この規則は、昭和 47 年 4 月 21 日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

2 昭和 46 年度以前の入学者に係る授業料の額、昭和 47 年度の入学者に係る入学料の額及び昭和 47 年度の入学に係る検定料の額は、この規則による改正後の第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和 47 年度の入学者に係る昭和 47 年度の授業料の額は、この規則による改正後の第 25 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項の規定にかかわらず年額 27,000 円とし、前期分は 9,000 円、後期分は 18,000 円とする。

4 この規則適用の日以後において転入学又は再入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則(昭和 48 年 4 月 21 日)

この規則は、昭和 48 年 4 月 21 日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 48 年 5 月 17 日)

この規則は、昭和 48 年 5 月 17 日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 49 年 4 月 17 日)

この規則は、昭和 49 年 4 月 17 日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 50 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 50 年度の入学に係る検定料の額は、この規則による改正後の第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 50 年 4 月 16 日)

この規則は、昭和 50 年 4 月 16 日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 50 年 6 月 25 日)

この規則は、昭和 50 年 6 月 25 日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 51 年 4 月 2 日)

この規則は、昭和 51 年 4 月 2 日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 51 年 4 月 21 日)

この規則は、昭和 51 年 4 月 21 日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 51 年 6 月 16 日)

1 この規則は、昭和 51 年 6 月 16 日から施行し、昭和 51 年 6 月 1 日から適用する。

- 2 昭和 51 年度に電子科学研究科に入学した者の修了の要件としての在学期間は、第 9 条第 2 項本文の規定にかかわらず、2 年 10 月とする。

附 則(昭和 52 年 4 月 20 日)

この規則は、昭和 52 年 4 月 20 日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 53 年 1 月 10 日)

この規則は、昭和 53 年 1 月 10 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 19 日)

この規則は、昭和 53 年 4 月 19 日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 53 年 6 月 14 日)

この規則は、昭和 53 年 6 月 14 日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 54 年 4 月 18 日)

この規則は、昭和 54 年 4 月 18 日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 55 年 4 月 16 日)

この規則は、昭和 55 年 4 月 16 日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 56 年 4 月 15 日)

この規則は、昭和 56 年 4 月 15 日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 57 年 4 月 21 日)

この規則は、昭和 57 年 4 月 21 日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 58 年 4 月 20 日)

この規則は、昭和 58 年 4 月 20 日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 59 年 4 月 18 日)

この規則は、昭和 59 年 4 月 18 日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 60 年 4 月 17 日)

この規則は、昭和 60 年 4 月 17 日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 61 年 4 月 16 日)

1 この規則は、昭和 61 年 4 月 16 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 別表 I 学生定員表に定める教育学研究科の総定員は、この規則による改正後の同表の規定にかかわらず、昭和 61 年度は次のとおりとする。

専攻名	総定員	専攻名	総定員
学校教育専攻	20	美術教育専攻	9
国語教育専攻	10	保健体育専攻	9
社会科教育専攻	10	技術教育専攻	9
数学教育専攻	10	家政教育専攻	9
理科教育専攻	10	英語教育専攻	10

音楽教育専攻	4	計	110
--------	---	---	-----

附 則(昭和 62 年 2 月 18 日)

この規則は、昭和 62 年 2 月 18 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 23 日)

1 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

2 工学研究科電気工学第二専攻は、この規則による改正後の第 4 条の規定にかかわらず、昭和 63 年 3 月 31 日に当該専攻に在学するものが当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 工学研究科電気工学第二専攻において、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の別表 II の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成元年 1 月 25 日)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 15 日)

1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

2 工学研究科機械工学第二専攻は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第 4 条の規定にかかわらず、平成元年 3 月 31 日に当該専攻に在学するものが当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 I に規定する工学研究科エネルギー機械工学専攻の総定員は、同表の規定にかかわらず、平成元年度は次のとおりとする。

専攻名	総定員
エネルギー機械工学専攻	8
機械工学第二専攻	8

4 第 2 項の専攻において所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教材は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 II の規定にかかわらず、「高等学校教諭専修免許状 工業」とする。

附 則(平成 2 年 3 月 14 日)

1 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 工学研究科工業化学専攻及び合成化学専攻は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第 4 条の規定にかかわらず、平成 2 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 I に規定する工学研究科応用化学専攻及び材料精密化学専攻の総定員は、同表の規定にかかわらず、平成 2 年度は次のとおりとする。

専攻名	総定員
応用化学専攻	10
工業化学専攻	10
材料精密化学専攻	8
合成化学専攻	8

4 平成 2 年 4 月 1 日前に本学大学院修士課程に在学する者が同課程を修了するまでに所要資格を得ることができる高等学校教諭専修免許状の教科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 II の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 2 年 4 月 18 日)

この規則は、平成 2 年 4 月 18 日から施行する。

附 則(平成 3 年 2 月 20 日)

1 この規則は、平成 3 年 2 月 20 日から施行する。ただし、第 4 条、別表 I 及び別表 II の改正規定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 工学研究科情報工学専攻は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第4条の規定にかかわらず、平成3年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Iに規定する工学研究科情報知識工学専攻の総定員は、同表の規定にかかわらず、平成3年度は次のとおりとする。

専攻名	総定員
情報工学	8
情報知識工学	8

4 工学研究科情報工学専攻において、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の別表IIの規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則(平成3年4月1日)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年4月17日)

この規則は、平成3年4月17日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成3年7月17日)

この規則は、平成3年7月17日から施行する。

附 則(平成3年7月17日)

この規程は、平成3年7月17日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則(平成3年11月20日)

この規則は、平成3年11月20日から施行する。

附 則(平成4年1月22日)

この規則は、平成4年1月22日から施行する。

附 則(平成4年2月19日)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年4月10日)

1 この規則は、平成4年4月10日から施行する。

2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Iに規定する工学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成4年度は次のとおりとする。

専攻名	収容定員
機械工学専攻	26
エネルギー機械工学専攻	18
精密工学	18
光電機械工学専攻	18
電気工学	24
電子工学	49
情報知識工学	18
応用化学専攻	24
材料精密化学専攻	20
化学工学専攻	18
計	233

附 則(平成5年3月16日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 農学研究科農学専攻、園芸学専攻、林学専攻、林産学専攻及び農芸化学専攻は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第4条の規定にかかわらず、平成5年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰ中の農学研究科に係る部分は、同表の規定にかかわらず、平成5年度は次のとおりとする。

農学研究科	生物生産科学専攻	16	16		
	森林資源科学専攻	17	17		
	応用生物化学専攻	17	17		
	農学専攻		12		
	園芸学専攻		8		
	林学専攻		8		
	林産学専攻		10		
	農芸化学専攻		12		
	計	50	100		

4 附則第2項の規定により存続する専攻において所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成6年4月20日)

この規則は、平成6年4月20日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成6年6月22日)

この規則は、平成6年6月22日から施行する。

附 則(平成6年12月14日)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年2月21日)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成8年5月11日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

(理学研究科及び工学研究科に関する経過措置)

2 理学研究科及び工学研究科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第3条の規定にかかわらず、平成8年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(収容定員に関する経過措置)

3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成8年度における修士課程又は博士前期課程の収容定員のうち理工学研究科、理学研究科及び工学研究科の収容定員及び収容定員の合計並びに平成8年度及び平成9年度における博士後期課程又は後期3年博士課程の収容定員のうち理工学研究科の収容定員及び収容定員の合計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成8年度	平成8年度	平成9年度
理工学研究科	数学専攻	12		
	物理学専攻	14		
	化学専攻	18		
	生物地球環境科学専攻	26		
	計算機工学専攻	18		
	機械工学専攻	32		
	物質工学専攻	42		
	システム工学専攻	26		
	電気・電子工学専攻	32		

	環境科学専攻		5	10
	設計科学専攻		8	16
	物質科学専攻		8	16
	システム科学専攻		8	16
	計	220	29	58
理学研究科	数学専攻	8		
	物理学専攻	10		
	化学専攻	14		
	生物学専攻	8		
	地球科学専攻	8		
	計	48		
工学研究科	機械工学専攻	14		
	エネルギー機械工学専攻	10		
	精密工学専攻	10		
	光電機械工学専攻	10		
	電気工学専攻	16		
	電子工学専攻	28		
	情報知識工学専攻	10		
	応用化学専攻	14		
	材料精密化学専攻	12		
	化学工学専攻	10		
	計	134		
合計	624	92	121	

(教員免許に関する経過措置)

4 第2項の規定により存続する研究科において所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(研究指導に関する経過措置)

5 第2項の規定により存続する研究科における研究指導は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則附則第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成9年2月19日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(法学研究科に関する経過措置)

2 法学研究科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第3条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該研究科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(収容定員に関する経過措置)

3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成9年度における修士課程又は博士前期課程の収容定員のうち人文社会科学研究科、法学研究科及び農学研究科の収容定員及び収容定員の合計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
人文社会科学研究科	比較地域文化専攻	12

	法律経済専攻	17
	計	29
法学研究科	政策・経営法務専攻	6
	計	6
農学研究科	生物生産科学専攻	40
	森林資源科学専攻	41
	応用生物化学専攻	41
	計	122
	合計	707

(研究指導に関する経過措置)

4 第2項の規定により存続する研究科における研究指導は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月18日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Iの規定にかかわらず、平成10年度における修士課程又は博士前期課程の収容定員のうち理工学研究科の収容定員及び収容定員の合計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
理工学研究科	数学専攻	24
	物理学専攻	28
	化学専攻	36
	生物地球環境科学専攻	52
	計算機工学専攻	51
	機械工学専攻	86
	物質工学専攻	90
	システム工学専攻	62
	電気・電子工学専攻	86
	計	515
合計		827

附 則(平成11年2月17日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Iの規定にかかわらず、平成11年度における修士課程又は博士前期課程の収容定員のうち人文社会科学研究科及び教育学研究科の収容定員の合計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
人文社会科学研究科	比較地域文化専攻	31
	法律経済専攻	34
	計	65
教育学研究科	学校教育専攻	20
	国語教育専攻	12

	社会科教育専攻	12
	数学教育専攻	10
	理科教育専攻	15
	音楽教育専攻	8
	美術教育専攻	10
	保健体育専攻	8
	技術教育専攻	12
	家政教育専攻	8
	英語教育専攻	12
	計	127
合計		926

附 則(平成 11 年 12 月 22 日)

この規則は、平成 11 年 12 月 22 日から施行し、平成 11 年 12 月 15 日から適用する。

附 則(平成 12 年 2 月 16 日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(理工学研究科計算機工学専攻に関する経過措置)

2 理工学研究科計算機工学専攻は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第 5 条の規定にかかわらず、平成 12 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(収容定員に関する経過措置)

3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 I の規定にかかわらず、平成 12 年度における修士課程又は博士前期課程の収容定員のうち情報学研究科、理工学研究科計算機工学専攻及び農学研究科人間環境科学専攻の収容定員及び収容定員の合計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
情報学研究科	情報学専攻	45
	計	45
理工学研究科	計算機工学専攻	33
	計	33
農学研究科	人間環境科学専攻	15
	計	15
合計		977

(教員免許に関する経過措置)

4 第 2 項の規定により存続する理工学研究科計算機工学専攻において、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 II の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 7 月 19 日)

この規則は、平成 12 年 7 月 19 日から施行する。

附 則(平成 13 年 4 月 11 日)

この規則は、平成 13 年 4 月 11 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 13 年 6 月 20 日)

この規則は、平成 13 年 6 月 20 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 14 年 5 月 15 日)

1 この規則は、平成 14 年 5 月 15 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成13年度以前に学校教育法第67条第2項により大学院に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成15年4月1日規則)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(収容定員に関する経過措置)

2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Iの規定にかかわらず、平成15年度における修士課程又は博士前期課程の収容定員のうち、人文社会科学研究科の収容定員及び収容定員の合計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻	9
	比較地域文化専攻	31
	法律経済専攻	34
	計	74
合 計		1,006

附 則(平成16年2月10日規則)

この規則は、平成16年2月10日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成16年2月18日規則)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前に入学した学生の退学及び除籍については、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第33条及び第35条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月10日規則)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Iの規定にかかわらず、平成16年度における修士課程又は博士前期課程の収容定員のうち、情報学研究科の収容定員及び収容定員の合計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
情報学研究科	情報学専攻	95
合計		1,013

附 則(平成16年6月9日規則)

1 この規則は、平成16年6月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 平成15年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成16年9月15日規則)

この規則は、平成16年9月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年2月16日規則)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月16日規則)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Iの規定にかかわらず、平成17年度における修士課程又は博士前期課程の収容定員のうち、人文社会科学研究科の収容定員及び収容定員の合計、平成17年度及び平成18年度における博士後期課程又は後期3年博士課程の収容定員のうち、電子科学研究科の収容定員及び収容定員の合計並びに平成17年度及び平成18年度における専門職学位課程の収容定員のうち、法務研究科の収容定員及び収容定員の合計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成17年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度

人文社会科学研究科	臨床人間科専攻	18				
	比較地域文化専攻	24				
	法律経済専攻	17				
	経済専攻	10				
	計	69				
電子科学研究科	電子材料科学専攻		21	21		
	電子応用工学専攻		36	30		
	ナノビジョン工学専攻		6	12		
	計		63	63		
法務研究科	法務専攻				30	60
	計				30	60
合計		1011	150	150	30	60

3 平成16年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年4月13日規則)

1 この規則は、平成17年4月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

2 平成16年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年5月18日規則)

この規則は、平成17年5月18日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成17年10月12日規則)

この規則は、平成17年10月12日から施行する。

附 則(平成18年2月15日規則)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 理工学研究科及び電子科学研究科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第3条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成18年度における理学研究科及び工学研究科の収容定員の合計は、次のとおりとする。

平成18年度

研究科名	専攻名	収容定員
理学研究科	数学専攻	12
	物理学専攻	14
	化学専攻	18
	生物科学専攻	13
	地球科学専攻	13
	計	70
工学研究科	機械工学専攻	70
	電気電子工学専攻	70
	物質工学専攻	65

	システム工学専攻	37
	事業開発マネジメント専攻	20
	計	262

4 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成18年度及び平成19年度における自然科学系教育部の収容定員の合計は、次のとおりとする。

平成18年度

研究科名	専攻名	収容定員
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻	13
	光・ナノ物質機能専攻	12
	情報科学専攻	10
	環境・エネルギーシステム専攻	7
	バイオサイエンス専攻	8
	計	50

平成19年度

研究科名	専攻名	収容定員
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻	26
	光・ナノ物質機能専攻	24
	情報科学専攻	20
	環境・エネルギーシステム専攻	14
	バイオサイエンス専攻	16
	計	100

附 則(平成19年3月1日規則)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、「養護学校教諭専修免許状」とあるのは「特別支援学校教諭専修免許状」と読み替えるものとする。

附 則(平成19年3月14日規則)

附 則(平成20年4月1日規則)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月7日規則)

1 この規則は、平成20年5月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 農学研究科人間環境科学専攻、生物生産科学専攻及び森林資源科学専攻は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第5条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成20年度における教育学研究科の収容定員の合計は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	30
	国語教育専攻	14
	社会科教育専攻	13
	数学教育専攻	9

	理科教育専攻	16
	音楽教育専攻	8
	美術教育専攻	11
	保健体育専攻	10
	技術教育専攻	13
	家政教育専攻	8
	英語教育専攻	12
	合 計	144

4 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成20年度における農学研究科の収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	入学定員	収容定員
農学研究科	共生バイオサイエンス専攻	34	34
	応用生物化学専攻	35	59
	環境森林科学専攻	18	18
	人間環境科学専攻	—	15
	生物生産科学専攻	—	24
	森林資源科学専攻	—	24
	計	87	174

附 則(平成21年2月18日規則第3号)

1 この規則は平成21年4月1日から施行する。

2 大学院教育学研究科学校教育専攻、国語教育専攻、社会科教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、音楽教育専攻、美術教育専攻、保健体育教育専攻、技術教育専攻、家政教育専攻及び英語教育専攻は、第5条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成21年度における教育学研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	入学定員	収容定員
学校教育研究専攻	52	52
教育実践高度化専攻	20	20
学校教育専攻		20
国語教育専攻	—	7
社会化教育専攻	—	6
数学教育専攻	—	4
理科教育専攻	—	6
音楽教育専攻	—	4
美術教育専攻	—	5
保健体育専攻	—	6
技術教育専攻	—	5
家政教育専攻	—	4

英語教育専攻	—	5
合計	72	144

附 則(平成 21 年 5 月 13 日規則第 1 号)

この規則は、平成 21 年 5 月 13 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 10 月 21 日規則)

この規則は、平成 21 年 10 月 21 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 2 月 17 日規則)

この規則は、平成 22 年 2 月 17 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 2 月 17 日規則第 1 号)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 I の規定にかかわらず、平成 22 年度における法務研究科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	入学定員	収容定員
法務専攻	20	80

3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 I の規定にかかわらず、平成 23 年度における法務研究科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	入学定員	収容定員
法務専攻	20	70

附 則(平成 22 年 4 月 1 日規則)

この規則は、平成 22 年 9 月 15 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 12 月 15 日規則)

この規則は、平成 22 年 12 月 15 日から施行し、平成 22 年 7 月 15 日から適用する。

附 則(平成 23 年 3 月 16 日規則)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 15 日規則第 24 号)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 I の規定にかかわらず、平成 24 年度における人文社会科学部研究科、教育学研究科及び情報学研究科並びに平成 25 年度における教育学研究科の入学定員、収容定員及び収容定員の合計は、次のとおりとする。

#### 平成 24 年度

研究科等名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学部研究科	臨床人間科学専攻	11	22				
	比較地域文化専攻	10	20				
	経済専攻	15	25				
	計	36	67				
教育学研究科	学校教育研究専攻	52	104				
	共同教科開発学専攻			4(8)	4(8)		
	教育実践高度化専攻					20	40
	計	52	104	4(8)	4(8)	20	40

情報学研究科	情報学専攻	60	110				
	計	60	110				
合 計		567	1,119	54(8)	154(8)	40	100

備考 教育学研究科共同教科開発学専攻に係る入学定員、収容定員欄の（ ）内の数字は、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻を含む全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

平成25年度

研究科等名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	学校教育研究専攻	52	104				
	共同教科開発学専攻			4(8)	8(16)		
	教育実践高度化専攻					20	40
	計	52	104	4(8)	8(16)	20	40
合 計		567	1,134	54(8)	158(16)	20	40

備考 教育学研究科共同教科開発学専攻に係る入学定員、収容定員欄の（ ）内の数字は、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻を含む全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

附 則(平成24年3月14日規則第42号)

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成23年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月20日規則第6号)

この規則は、平成24年6月20日から施行し、平成24年3月14日から適用する。

附 則(平成25年1月9日規則第43号)

- この規則は平成25年4月1日から施行する。
- 工学研究科物質工学専攻及びシステム工学専攻は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第5条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成25年度における工学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	収容定員
機械工学専攻	148
電気電子工学専攻	119
電子物質科学専攻	52
化学バイオ工学専攻	49
数理システム工学専攻	24
事業開発マネジメント専攻	30
物質工学専攻	65
システム工学専攻	37
計	524

附 則(平成25年1月16日規則第50号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 6 日規則第 66 号)

- 1 この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学研究科物質工学専攻及びシステム工学専攻に在学する者が所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 5 月 15 日規則第 18 号)

この規則は、平成 25 年 5 月 15 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 19 日規則第 92 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 21 日規則第 41 号)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 情報学研究科、理学研究科、工学研究科及び農学研究科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第 3 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成 27 年度における総合科学技術研究科、情報学研究科、理学研究科、工学研究科及び農学研究科の修士課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
総合科学技術研究科	情報学専攻	60
	理学専攻	70
	工学専攻	262
	農学専攻	87
	計	479
情報学研究科	情報学専攻	60
	計	60
理学研究科	数学専攻	12
	物理学専攻	14
	化学専攻	18
	生物科学専攻	13
	地球科学専攻	13
	計	70
工学研究科	機械工学専攻	78
	電気電子工学専攻	49
	電子物質科学専攻	52
	化学バイオ工学専攻	49
	数理システム工学専攻	24
	事業開発マネジメント専攻	10
	計	262
農学研究科	共生バイオサイエンス専攻	34
	応用生物化学専攻	35
	環境森林科学専攻	18

	計	87
--	---	----

附 則(平成 27 年 2 月 18 日規則第 53 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 4 日規則第 80 号)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 情報学研究科、理学研究科、工学研究科及び農学研究科に在学する者が所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 18 日規則第 88 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 17 日規則第 116 号)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成 29 年度における法務研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
		平成 29 年度
法務研究科	法務専攻	20
	計	20

附 則(平成 28 年 6 月 15 日規則第 16 号)

この規則は、平成 28 年 6 月 15 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 2 月 15 日規則第 75 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 14 日規則第 96 号)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 28 年度以前に総合科学技術研究科に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 12 月 20 日規則第 38 号)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、静岡大学大学院規則第 28 条、第 29 条、第 32 条及び第 35 条の改正規定は、平成 29 年 12 月 20 日から施行する。

2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成 30 年度及び平成 31 年度における光医工学研究科及び自然科学系教育部の収容定員は、次のとおりとする。  
平成 30 年度

研究科名	専攻名	収容定員
光医工学研究科	光医工学共同専攻	5(8)
	計	5(8)
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻光・ナノ物質機能専攻情報科学専攻環境・エネルギーシステム専攻バイオサイエンス専攻	3633312124
	計	145

備考 光医工学研究科光医工学共同専攻に係る収容定員欄の( )内の数字は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻を含む光医工学共同専攻全体の収容定員を外数で表している。

平成 31 年度

研究科名	専攻名	収容定員
光医工学研究科	光医工学共同専攻	10(16)
	計	10(16)

自然科学系 教育部	ナノビジョン工学専攻光・ナノ物質機能専攻情報科学専攻環境・エ ネルギーシステム専攻バイオサイエンス専攻	3330322124
	計	140

備考 光医工学研究科光医工学共同専攻に係る収容定員欄の( )内の数字は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻を含む光医工学共同専攻全体の収容定員を外数で表している。

附 則(平成 30 年 3 月 20 日規則第 80 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 20 日規則第 81 号)

この規則は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 19 日規則第 43 号)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正前の第 52 条の規定は、令和 6 年 3 月 31 日を限度として、法務研修生が在籍する間、なお効力を有するものとする。この場合において、改正前の第 52 条第 1 項中「法務研究科は、」は「サステナビリティセンターは」と、「法務研究科の学習支援」は「サステナビリティセンターの学習支援」と、同第 2 項中「法務研究科の定めるところによる。」は「サステナビリティセンターの定めるところによる。」と、読み替えるものとする。

【参考】読替後の旧第 52 条

(法務研修生)

第 52 条 サステナビリティセンターは、法務研究科を修了した者が、サステナビリティセンターの学習支援の下で司法試験受験のための自学自習を行う者（以下「法務研修生」という。）として本学の施設、設備等の利用を希望するときは、これを受け入れることができる。

2 法務研修生について必要な事項は、サステナビリティセンターの定めるところによる。

附 則(令和元年 7 月 17 日規則第 100 号)

この規則は、令和元年 7 月 17 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年 1 月 15 日規則第 131 号)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 教育学研究科学校教育研究専攻及び旧教育実践高度化専攻に在学する者が所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 2 月 19 日規則第 151 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 18 日規則第 213 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 26 日規則第 243 号)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 教育学研究科学校教育研究専攻及びこの規則による改正前の静岡大学大学院規則第 5 条第 1 項に規定する教育実践高度化専攻（以下「旧教育実践高度化専攻」という。）は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、令和 2 年度における教育学研究科学校教育研究専攻、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第 5 条第 1 項に規定する教育実践高度化専攻（以下この項において「新教育実践高度化専攻」という。）及び旧教育実践高度化専攻並びに総合科学技術研究科工学専攻の収容定員並びに収容定員の合計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程	専門職学位課程
		収容定員	収容定員
教育学研究科	学校教育研究専攻	52	

	新教育実践高度化専攻		45
	旧教育実践高度化専攻		20
	計	52	65
総合科学技術研究科	情報学専攻	120	
	理学専攻	140	
	工学専攻	584	
	農学専攻	174	
	計	1,018	
合 計		1,142	65

附 則(令和3年3月17日規則第59号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月13日規則第2号)

この規則は、令和3年5月13日から施行する。

附 則(令和4年3月16日規則第58号)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和4年3月31日に総合科学技術研究科工学専攻に在学する者が所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月31日規則第68号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月15日規則第8号)

この規則は、令和4年6月15日から施行する。

附 則(令和4年11月30日規則第28号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年2月19日規則第48号)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、令和7年度における総合科学技術研究科及び自然科学系教育部並びに令和8年度における自然科学系教育部の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名等	令和7年度		令和8年度
		修士課程	博士課程	博士課程
		収容定員	収容定員	収容定員
総合科学技術研究科	情報学専攻	145		
	理学専攻	140【2】		
	工学専攻	644		
	農学専攻	174【10】		
	計	1,103		
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻		30	30
	光・ナノ物質機能専攻		27	27
	情報科学専攻		35	37
	環境・エネルギーシステム専攻		21	21
	バイオサイエンス専攻		24	24

	計		137	139
--	---	--	-----	-----

附 則(令和7年2月26日規則第50号)  
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 I(第7条関係)  
学生収容定員表

研究科名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻	11	22				
	比較地域文化専攻	10	20				
	経済専攻	15 【1】	30 【2】				
	計	36	72				
教育学研究科	共同教科開発学専攻			4 (8)	12 (24)		
	教育実践高度化専攻					45	90
	計			4 (8)	12 (24)	45	90
総合科学技術研究科	情報学専攻	85	170				
	理学専攻	70 【1】	140 【2】				
	工学専攻	322	644				
	農学専攻	87 【5】	174 【10】				
	計	564	1,128				
光医工学研究科	光医工学共同専攻			5 (8)	15 (24)		
	計			5 (8)	15 (24)		
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻			10	30		
	光・ナノ物質機能専攻			9	27		
	情報科学専攻			13	39		
	環境・エネルギーシステム専攻			7	21		
	バイオサイエンス専攻			8	24		
	計			47	141		
山岳流域研究院	—	7	14				
合計		600	1,200	56	168	45	90

備考

- 1 教育学研究科共同教科開発学専攻及び光医工学研究科光医工学共同専攻に係る入学定員、収容定員欄の( )内の数字は、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻を含む共同教科開発学専攻全体又は浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻を含む光医工学共同専攻全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。
- 2 【 】内の数字は、人文社会科学研究科及び総合科学技術研究科の入学定員及び収容定員のうち、研究科等連係課程実施基本組織である山岳流域研究院の入学定員及び収容定員を内数で表している。

別表 I(第7条関係)  
募集人員表

研究科名	専攻名等		修士課程	博士課程	専門職学位課程
			募集人員	募集人員	募集人員
人文社会科学研究所	臨床人間科学専攻		11		
	比較地域文化専攻		10		
	経済専攻		14		
	計		35		
教育学研究所	共同教科開発学専攻			4	
	教育実践高度化専攻				45
	計			4	45
総合科学技術研究所	情報学専攻	基盤情報学コース	50		
		領域情報学コース	35		
	理学専攻	数学コース	11		
		物理学コース	14		
		化学コース	18		
		生物科学コース	13		
		地球科学コース	13		
	工学専攻	機械工学コース	100		
		電気電子工学コース	64		
		電子物質科学コース	68		
		化学バイオ工学コース	64		
		数理システム工学コース	26		
	農学専攻	生物資源科学コース	43		
		応用生命科学コース	39		
計		558			
光医工学研究所	光医工学共同専攻			5	
	計			5	
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻			10	
	光・ナノ物質機能専攻			9	
	情報科学専攻			13	
	環境・エネルギーシステム専攻			7	
	バイオサイエンス専攻			8	
	計			47	
山岳流域研究院	-		7		
合計			600	56	45

備考 本表は、施行日以降の募集人員である。

別表Ⅱ（第18条関係）

研究科名	種類 専攻名	免許状の					
		幼稚園 教諭 専修 免許 状	小学校 教諭 専修 免許 状	中学校教諭 専修免許状	高等学校教 諭専修免許 状	特別支援 学校教諭 専修免許 状	養護教諭 専修免許 状
人文社会科学研究所	臨床人間科学専攻			社会	公民		
	比較地域文化専攻			国語, 社会, 英語	国語, 地理歴 史, 英語		
	経済専攻			社会	公民		

教育学研究科	教育実践高度化専攻	○	○	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 英語	国語, 書道, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 情報, 工業, 家庭, 英語	知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者	○
総合科学技術研究科	情報学専攻				情報		
	理学専攻			数学, 理科	数学, 理科		
	工学専攻				数学		
	農学専攻				理科, 農業		

## XI 静岡大学学位規程

最新情報は静岡大学規則集 (<https://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/aggregate/catalog/index.htm>) の現行規則一覧 第1編第7章 学務のなかの静岡大学学位規程を参照のこと。

○静岡大学学位規程 (抜粋)

(昭和53年7月19日)  
改正 令和5年2月15日

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条並びに国立大学法人静岡大学学則(昭和24年12月21日制定)第39条第2項及び静岡大学大学院規則(昭和39年4月27日制定)第21条第2項の規定に基づき、静岡大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、教職修士(専門職)及び博士とする。

2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、大学院の修士課程を修了した者に対し行う。

(教職修士(専門職)の学位の授与の要件)

第4条の2 教職修士(専門職)の学位の授与は、大学院の教職大学院の課程を修了した者に対して行う。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、大学院の後期3年の博士課程(以下「博士課程」という。)を修了した者に対し行う。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位の授与は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認(以下「学力の確認」という。)をされた者に対し行うことができる。

(学位論文の提出)

第6条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

(課程による者の提出)

第7条 大学院の課程による者の学位論文は、所属研究科長、教育部長又は研究院長（以下「研究科長等」という。）に提出するものとする。

2 研究科長等は、前項の学位論文を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第8条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に基づき定められた額の学位論文審査手数料を添え、申請する学位の専攻分野を指定して学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(学位論文及び学位論文審査手数料の還付)

第9条 受理した学位論文及び収納した学位論文審査手数料は、いかなる事情があっても還付しない。

(審査委員等)

第10条 教授会は、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。(必要に応じ、最終試験及び学力の確認の双方を行うものとする。以下この条及び第15条において同じ。)ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

2 前項の審査には、各研究科等の規則により、講師又は助教のうち、いずれか1人を含めることができる。

3 第1項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、前2項の規定により選出された審査委員のほか、これらの規定に規定する教員以外の本学の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員として加えることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、教育学研究科共同教科開発学専攻（以下「共同教科開発学専攻」という。）にあっては、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教授及び准教授のうちから5人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、光医工学研究科光医工学共同専攻（以下「光医工学共同専攻」という。）にあっては、第7条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教授及び准教授のうちから4人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授3人以上を含むものとする。

6 前2項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、大学院の他の研究科等又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第11条 博士論文の審査、博士の学位授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位授与の申請を受理した後、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

(最終試験)

第12条 最終試験は、学位論文の審査が終了した後、学位論文を中心として関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認)

第13条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認の特例)

第14条 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位の授与を申請したときは、共同教科開発学専攻にあっては1年以内に限り、光医工学研究科及び自然科学系教育部にあっては光医工学研究科及び自然科学系教育部で定める年限内に限り、学力の確認を免除することがある。

(審査委員の報告)

第15条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、速やかにその結果を教授会に報告しなければならない。

(教授会の議決)

第16条 教授会は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2 前項の議決を行うには、教授会構成員(外国出張中及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学部長等の報告)

第17条 学部教授会が所定の教育課程を修了したと認めたときは、学部長又は研究科長は、その氏名等を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(研究科長等の報告)

第18条 教授会が第16条第1項の議決をしたときは、研究科長等は、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果並びに議決の結果を、文書をもって、学長に報告しなければならない。(必要に応じ、最終試験の成績及び学力の確認の結果の双方を報告するものとする。)

(学位の授与)

第19条 学長は、前2条の報告に基づいて合否を決定し、合格と決定した者には所定の学位を授与し、学位の授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第19条の2 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該教授会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により論文を公表する場合には、静岡大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻における論文にあっては、当該共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻を構成する大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、教育学研究科、光医工学研究科又は自然科学系教育部の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「静岡大学」と付記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻に係る学位については、当該共同教科開発学専攻又は当該光医工学共同専攻を構成する大学名を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第22条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴いて、授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教授会が前項の議決を行う場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類の様式)

第23条 学位記及び学位授与申請関係書類は、別様式のとおりとする。

別表(第2条関係)

学位	学部・学科、研究科・専攻又は教育部		付記する専攻分野の名称
学士	人文社会科学部	社会学科	社会学又は学術
		言語文化学科	文学又は学術
		法学科	法学又は学術
		経済学科	経済学又は学術
	教育学部		教育学
	情報学部	情報科学科及び行動情報学科	情報学
		情報社会学科	情報学又は学術
	理学部	数学科	理学
		物理学科、化学科、生物科学科及び地球科学科	理学又は学術
	工学部	機械工学科及び化学バイオ工学科	工学又は学術
		電気電子工学科、電子物質科学科及び数理システム工学科	工学
	農学部	生物資源科学科	農学又は学術
応用生命科学科		農学	
グローバル共創科学部	グローバル共創科学科	学術	
修士	人文社会科学研究科		臨床人間科学、文学又は経済学
	総合科学技術研究科	情報学専攻	情報学
		理学専攻	理学
		工学専攻	工学
農学専攻		農学	
教職修士(専門職)	教育学研究科		
博士	教育学研究科		教育学
	光医工学研究科		光医工学

自然科学系教育部	学術、理学、工学、情報学又は農学
----------	------------------

備考 学士の学位の専攻分野の名称中「学術」については、地域創造学環の課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

## XII 静岡大学大学院総合科学技術研究科規則

最新情報は静岡大学規則集(<https://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/>)の現行規則一覧 第3編第4章 総合科学技術研究科のなかの静岡大学大学院総合科学技術研究科規則を参照のこと。

○静岡大学大学院総合科学技術研究科規則（抜粋）

（平成27年1月21日規則第9号）

改正 令和6年11月29日

（趣旨）

第1条 静岡大学大学院総合科学技術研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、静岡大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）又はこれに基づく特別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。

（研究科の目的）

第2条 研究科は、イノベーションや社会的技術的課題の解決のために個別的な専門分野を越えて柔軟に対応することができ、ますます進展するグローバル社会化の中で、国際的な場面で活躍できる理工系人材の育成を目的とする。

（専攻）

第3条 研究科は、大学院規則第5条に規定する次の専攻で構成する。

情報学専攻

理学専攻

工学専攻

農学専攻

2 前項に規定する専攻の目的は、次の各号のとおりとする。

(4) 情報学専攻は、情報科学と情報社会学を融合させた情報学についての幅広く豊かな識見と、専攻分野についての高度な専門知識及び研究能力を基盤として、応用・実践に優れた職業適応力とコミュニケーション能力を備え、望ましい高度情報社会の構築に積極的に貢献しうる人材の育成を目的とする。

(4) 理学専攻は、高度な科学技術社会の中で、基礎科学に基づいた問題解決能力を有する

人材の育成を目指し、社会の多様なニーズに応えるための洞察力、適応力、行動力を養う教育研究を行うことを目的とする。

(4) 工学専攻は、ものづくりを基盤とした体系的な専門教育を通じて人材を育成すること

を教育の目的とし、地域社会・産業と連携して、工学及び技術の中核とした研究開発を推進することを研究の目的とする。

(4) 農学専攻は、東海地域の豊かな環境や資源を背景に、環境・バイオサイエンスを基礎

として衣食住を充足するための学理や技術を深化させた教育と研究を行い、地域や国際社会の持続的発展に貢献できる人材の養成を目的とする。

(コース)

第4条 前条第1項に規定する専攻に、次のコースを置く。

情報学専攻	基盤情報学コース 領域情報学コース
理学専攻	数学コース 物理学コース 化学コース 生物科学コース 地球科学コース
工学専攻	機械工学コース 電気電子工学コース 電子物質科学コース 化学バイオ工学コース 数理システム工学コース
農学専攻	生物資源科学コース 応用生命科学コース

(研究科長及び副研究科長)

第5条 研究科に、研究科長及び副研究科長を置く。

2 研究科長及び副研究科長の選考及び任期については、別に定める。

(専攻長等)

第6条 第3条第1項に規定する専攻に専攻長を、第4条に規定するコースにコース長を置く。

2 専攻長及びコース長に関する事項は、別に定める。

(授業及び研究指導の担当)

第7条 研究科における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 授業は、教授、准教授、講師、助教及び特任教員が担当する。

3 研究指導は、研究指導資格を有する教授、准教授、講師及び助教が担当する。

4 研究指導の補助は、教授、准教授、講師及び助教が担当する。

(指導教員)

第8条 研究科における研究指導を行うため、学生ごとに指導教員及び副指導教員を置く。

2 指導教員は、研究指導を担当する教員のうちから、静岡大学大学院総合科学技術研究科教授会(以下「教授会」という。)が定める。

3 副指導教員は、研究指導及び研究指導の補助を担当する教員のうちから、教授会が定める。

(教育方法の特例)

第9条 教授会が特別の必要があると認めるときは、情報学専攻及び工学専攻の学生に対し、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第 10 条 研究科における授業科目及び単位数は、別表 I のとおりとする。

(履修方法)

第 11 条 学生は、別表 II に定めるところにより修了に必要な授業科目 30 単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた上、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに所定の手続に従い登録しなければならない。

(他の専攻における授業科目の履修)

第 12 条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、所属する専攻以外の専攻の授業科目を履修することができる。

(他の研究科における授業科目の履修)

第 13 条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、研究科長の許可を得て、他の研究科の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第 14 条 教育上有益と認めるときは、大学院規則の定めるところにより、学生が他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、10 単位を超えない範囲で、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定等)

第 15 条 教育上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前に、研究科、他の研究科又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科に入学した後の研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについては、10 単位を超えないものとする。

(他の専攻の授業科目の履修等により修得した単位の修了要件の取扱い)

第 16 条 第 12 条及び第 13 条の規定により修得した単位並びに第 14 条の規定により研究科における授業科目の履修により修得したとみなす単位の課程修了の要件の取扱いについては、別表 II の定めるところによる。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第 17 条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、研究科長の許可を得て、他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は 1 年を超えないものとする。

(単位修得の認定)

第 18 条 研究科における授業科目の単位修得の認定は、成績評価に基づき当該授業科目の担当教員が行う。

2 他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位及び入学前の既修得単位を研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことの認定は、教授会が行う。

(修士論文又は特定の課題についての研究成果の提出)

第 19 条 研究科において研究指導を受け、所定の単位を修得した者又は修得見込みの者は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出することができる。

2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、研究科長に提出するものとする。

3 研究科長は、前項の修士論文又は特定の課題についての研究の成果を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査)

第 20 条 教授会は、研究科長から修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから 3 人以上の審査委員を選出して、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を行う。ただし、審査委員には教授 1 人以上を含むものとする。

2 前項の審査には、講師又は助教のいずれか 1 人を含めることができる。

3 第 1 項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、前 2 項の規定により選出された審査委員のほか、これらの規定に規定する教員以外の本学の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員として加えることができる。

4 審査委員は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験が終了したときは、速やかにその結果を教授会に報告しなければならない。

(課程修了の認定)

第 21 条 課程修了の認定は、研究科に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を挙げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第 22 条 課程を修了した者に対する修士の学位の授与は、静岡大学学位規程の定めるところによる。

(補則)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教授会が定める。

別表 I 専攻別授業科目表 (第10条関係)

## 研究科共通科目

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	備 考
研 究 科 共 通 科 目	現代経営論	2	講義	1・2	
	希少資源戦略論	2	講義	1・2	
	先端機器分析科学 I	2	講義	1・2	
	先端機器分析科学 II	2	講義	1・2	
	フロンティア科学特論	1	講義	1・2	
	現代科学の最前線 I	1	講義	1・2	
	現代科学の最前線 II	1	講義	1・2	
	科学技術政策特論	2	講義	1・2	
	マーケティング論	2	講義	1・2	
	情報システム論	2	講義	1・2	
	情報セキュリティマネジメント論	2	講義	1・2	
	応用数学概論	2	講義	1・2	
	応用数学特論	2	講義	1・2	
	量子工学特論	2	講義	1・2	
	工学基礎化学特論 I	2	講義	1・2	
	工学基礎化学特論 II	2	講義	1・2	
	応用生命科学概論	2	講義	1・2	
	応用プログラミング	2	演習	1・2	
	システム・ネットワーク論	2	講義	1・2	
	コミュニケーション論	2	講義	1・2	
	情報資源総論	2	講義	1・2	
	情報社会セキュリティ論	2	講義	1・2	
	先端フィールド科学特別演習	1	演習	1・2	
	統合オミックス特論	2	講義	1・2	
	分子構造解析特論	2	講義	1・2	
	分子構造解析演習	1	演習	1・2	
	生体高分子構造解析特論	2	講義	1・2	
	次世代シーケンサーDRY解析演習	1	演習	1・2	
	災害情報学特論	2	講義	1・2	
	津波工学特論	2	講義	1・2	
地震災害論	1	講義	1・2		
火山災害論	1	講義	1・2		
Science and Technology in Japan	2	講義	1・2		
Shizuoka Enterprises in South and Southeast Asia	2	講義	1・2		

研究 科 共 通 科 目	Professional Presentations in English	1	演習	1・2	
	English Thesis Writing	1	演習	1・2	
	大学院キャリアデザイン	1	講義	1・2	
	大学院インターンシップ	1	実習	1・2	
	スクールインターンシップ	4	実習	1	
	海外実践活動準備研修	1	演習	1・2	
	海外大学交流研修	2	実習	1・2	
	創造科学技術入門セミナーⅡ	1	講義	1・2	
	創造科学技術先端機器分析演習Ⅱ	1	演習	2	
	産業イノベーション特論	2	講義	1・2	
	産業イノベーション特論	2	講義	1・2	

情報学専攻 基盤情報学コース

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	備 考	
コース 必修科目	基盤情報学演習Ⅰ	2	演習	1		
	基盤情報学演習Ⅱ	2	演習	2		
	基盤情報学研究Ⅰ	4	演習	1		
	基盤情報学研究Ⅱ	4	演習	2		
コース 選択科目	計算機科学プログラム	ソフトウェア工学	2	講義	1・2	
		ソフトウェア設計技術	2	講義	1・2	
		アーキテクチャ設計論	2	講義	1・2	
		データ工学	2	講義	1・2	
		通信システム応用論（基盤）	2	講義	1・2	
		情報セキュリティ論	1	講義	1・2	
		情報科学特論	1	講義	1・2	
		知的インターフェース論	2	講義	1・2	
		離散情報処理論	2	講義	1・2	
		計算過程論	2	講義	1・2	
		音声情報処理論（基盤）	2	講義	1・2	
		画像情報処理論	2	講義	1・2	
		プログラミング言語論	2	講義	1・2	
		計算言語学	2	講義	1・2	
		認知科学論	2	講義	1・2	
		脳情報学	2	講義	1・2	
		行動情報学	ソフトウェア工学	ソフトウェア工学	2	講義
通信システム応用論（基盤）	2			講義	1・2	
情報セキュリティ論	1			講義	1・2	
情報科学特論	1			講義	1・2	

		知的インターフェース論	2	講義	1・2		
		認知科学論	2	講義	1・2		
		企業情報システム論	2	講義	1・2		
		情報組織化論	2	講義	1・2		
		デジタルコンテンツ特論（基盤）	2	講義	1・2		
		エージェント・シミュレーション論	2	講義	1・2		
		教育情報システム論	2	講義	1・2		
		学習分析学特論	2	講義	1・2		
		情報システム設計論（基盤）	2	講義	1・2		
		地理情報科学特論	2	講義	1・2		
		実践マネジメント特論	2	講義	1・2		
		自然言語処理特論	2	講義	1・2		
		プログラミング言語論	2	講義	1・2		
		データ工学	2	講義	1・2		
		計算言語学	2	講義	1・2		
		e コマース特論	2	講義	1・2		
		脳情報学	2	講義	1・2		
コース 選択科目	情報社会デザインプログラム	認知科学論	2	講義	1・2		
		企業情報システム論	2	講義	1・2		
		情報組織化論	2	講義	1・2		
		地理情報科学特論	2	講義	1・2		
		実践マネジメント特論	2	講義	1・2		
		I T技術倫理と社会	2	講義	1・2		
		コミュニティデザイン特論	2	講義	1・2		
		電子メディア特論	2	講義	1・2		
		メディアスタディーズ特論	2	講義	1・2		
		e コマース特論	2	講義	1・2		
		グローバルコミュニケーション特論	2	講義	1・2		
		デジタルコンテンツ特論（基盤）	2	講義	1・2		
		脳情報学	2	講義	1・2		
		プログラム 外科目群	言語理論特論	2	講義	1・2	
			ミュージアムコンテンツ論	2	講義	1・2	
情報拡散過程論	2		講義	1・2			
情報教育カリキュラム設計論	2		講義	1・2			
情報科教育法特論	2		講義	1・2			

情報学専攻 領域情報学コース

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	備 考	
コース 必修科目	領域情報学概論	2	講義	1		
	領域情報学演習Ⅰ	2	演習	1		
	領域情報学演習Ⅱ	2	演習	2		
	領域情報学研究Ⅰ	4	演習	1		
	領域情報学研究Ⅱ	4	演習	2		
コース 選択科目	計算機科学プログラム	ソフトウェア工学	2	講義	1・2	
		ソフトウェア設計技術	2	講義	1・2	
		アーキテクチャ設計論	2	講義	1・2	
		データ工学	2	講義	1・2	
		通信システム応用論（領域）	2	講義	1・2	
		情報セキュリティ論	1	講義	1・2	
		情報科学特論	1	講義	1・2	
		知的インターフェース論	2	講義	1・2	
		離散情報処理論	2	講義	1・2	
		計算過程論	2	講義	1・2	
		音声情報処理論（領域）	2	講義	1・2	
		画像情報処理論	2	講義	1・2	
		プログラミング言語論	2	講義	1・2	
		計算言語学	2	講義	1・2	
		認知科学論	2	講義	1・2	
	脳情報学	2	講義	1・2		
	領域情報学特別講義	2	講義	1・2		
	DX 実践論	2	講義	1・2		
	行動情報学プログラム	ソフトウェア工学	2	講義	1・2	
		通信システム応用論（領域）	2	講義	1・2	
情報セキュリティ論		1	講義	1・2		
情報科学特論		1	講義	1・2		
知的インターフェース論		2	講義	1・2		
認知科学論		2	講義	1・2		
企業情報システム論		2	講義	1・2		
情報組織化論		2	講義	1・2		
デジタルコンテンツ特論（領域）		2	講義	1・2		
エージェント・シミュレーション論		2	講義	1・2		
教育情報システム論		2	講義	1・2		
学習分析学特論		2	講義	1・2		
情報システム設計論（領域）		2	講義	1・2		
地理情報科学特論		2	講義	1・2		

		実践マネジメント特論	2	講義	1・2	
		プログラミング言語論	2	講義	1・2	
		データ工学	2	講義	1・2	
		計算言語学	2	講義	1・2	
		e コマース特論	2	講義	1・2	
		生成 AI 特論	2	講義	1・2	
		脳情報学	2	講義	1・2	
		領域情報学特別講義	2	講義	1・2	
		DX 実践論	2	講義	1・2	
コース選択科目	情報社会デザイン プログラム	認知科学論	2	講義	1・2	
		企業情報システム論	2	講義	1・2	
		情報組織化論	2	講義	1・2	
		地理情報科学特論	2	講義	1・2	
		実践マネジメント特論	2	講義	1・2	
		I T 技術倫理と社会	2	講義	1・2	
		コミュニティデザイン特論	2	講義	1・2	
		電子メディア特論	2	講義	1・2	
		メディアスタディーズ特論	2	講義	1・2	
		e コマース特論	2	講義	1・2	
		グローバルコミュニケーション特論	2	講義	1・2	
		デジタルコンテンツ特論 (領域)	2	講義	1・2	
		脳情報学	2	講義	1・2	
		領域情報学特別講義	2	講義	1・2	
	DX 実践論	2	講義	1・2		
	社会人再教育のための特別プログラム	情報組織化論	2	講義	1・2	社会人再教育のための特別プログラムの学生は、この10科目のうちから、6単位以上を選択必修
		情報システム設計論 (領域)	2	講義	1・2	
		実践マネジメント特論	2	講義	1・2	
		e コマース特論	2	講義	1・2	
		グローバルコミュニケーション特論	2	講義	1・2	
社会人再教育のための情報学特別講義 I		2	講義	1		
社会人再教育のための情報学特別講義 II		2	講義	1		
社会人再教育のための情報学特別講義 III		2	講義	2		
情報教育カリキュラム設計論		2	講義	1・2		
情報科教育法特論		2	講義	1・2		
情報数学特論		2	講義	1・2		
プログラミング特論		2	講義	1・2		
ネットワーク特論	2	講義	1・2			

プログラム外科目群	言語理論特論	2	講義	1・2	
	ミュージアムコンテンツ論	2	講義	1・2	
	情報拡散過程論	2	講義	1・2	
	情報教育カリキュラム設計論	2	講義	1・2	
	情報科教育法特論	2	講義	1・2	

産業イノベーション人材育成プログラム関連科目

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	備 考
	産業イノベーションフィールドワーク A	4	実習	1・2	修了単位に含めることはできない。
	産業イノベーションフィールドワーク B	1	実習	1・2	
	産業イノベーション創造演習	1	演習	1・2	
	産業イノベーション特論	2	講義	1・2	

(注) 上表の科目は工学専攻及び情報学専攻の学生を履修対象とする。

医工学プログラム関連科目

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	備 考
	医工学特別講義Ⅰ	2	講義	1・2	修了単位に含めることはできない。
	医工学特別講義Ⅱ	2	講義	1・2	
	医工学インターンシップ	1	実習	1・2	
	医工学演習	1	演習	1・2	
	医学系研究基礎演習	1	演習	2	

(注) 上表の科目は工学専攻及び情報学専攻の学生を履修対象とする。

カーボンニュートラル推進人材育成プログラム関連科目

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	備 考
	カーボンニュートラル特論Ⅰ	2	講義	1・2	修了単位に含めることはできない。
	カーボンニュートラル特論Ⅱ	2	講義	1・2	
	カーボンニュートラル演習	1	演習	1・2	
	カーボンニュートラルインターンシップ	1	実習	1	

(注) 上表の科目は全専攻の学生を履修対象とする。

別表Ⅱ 修了に必要な単位数（第11条、第16条関係）

情報学専攻基盤情報学コース

科目区分 プログラム名	研究科 共通科目	コース 必修科目	コース 選択科目	合計
計算機科学プログラム	4 単位以上	1 2 単位	1 4 単位以上	3 0 単位以上
行動情報学プログラム	4 単位以上	1 2 単位	1 4 単位以上	3 0 単位以上
情報社会デザインプログラム	4 単位以上	1 2 単位	1 4 単位以上	3 0 単位以上

プログラムごとの所定の単位の内訳は以下のとおりである。

【計算機科学プログラム】

- ① コース必修科目 12 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」、「コミュニケーション論」、「情報資源総論」及び「情報社会セキュリティ論」のうち 2 科目を含む 4 単位以上を修得していること。
- ③ 計算機科学プログラムの選択科目から 14 単位以上を修得していること。ただし研究科共通科目の単位を 4 単位を超えて修得した場合、超過単位は 4 単位まで計算機科学プログラムの選択科目の単位に算入できる。なお、他大学院、他研究科、他専攻、他コース、他プログラム（「社会人再教育のための特別プログラム」を除く）及びプログラム外科目群から 10 単位まで計算機科学プログラムの選択科目の単位に算入できる。ただし、他大学院、他研究科及び他専攻で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。また、同一科目名の末尾に「（基盤）」又は「（領域）」が付く選択科目については、いずれか一方のみを修得できる。

【行動情報学プログラム】

- ① コース必修科目 12 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」、「コミュニケーション論」、「情報資源総論」及び「情報社会セキュリティ論」のうち 2 科目を含む 4 単位以上を修得していること。
- ③ 行動情報学プログラムの選択科目から 14 単位以上を修得していること。ただし研究科共通科目の単位を 4 単位を超えて修得した場合、超過単位は 4 単位まで行動情報学プログラムの選択科目の単位に算入できる。なお、他大学院、他研究科、他専攻、他コース、他プログラム（「社会人再教育のための特別プログラム」を除く）及びプログラム外科目群から 10 単位まで行動情報学プログラムの選択科目の単位に算入できる。ただし、他大学院、他研究科及び他専攻で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。また、同一科目名の末尾に「（基盤）」又は「（領域）」が付く選択科目については、いずれか一方のみを修得できる。

【情報社会デザインプログラム】

- ① コース必修科目 12 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」、「コミュニケーション論」、「情報資源総論」及び「情報社会セキュリティ論」のうち 2 科目を含む 4 単位以上を修得していること。
- ③ 情報社会デザインプログラムの選択科目から 14 単位以上を修得していること。ただし研究科共通科目の単位を 4 単位を超えて修得した場合、超過単位は 4 単位まで情報社会デザインプログラムの選択科目の単位に算入できる。なお、他大学院、他研究科、他専攻、他コース、他プログラム（「社会人再教育のための特別プログラム」を除く）及びプログラム外科目群から 10 単位まで情報社会デザインプログラムの選択

科目の単位に算入できる。ただし、他大学院、他研究科及び他専攻で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。また、同一科目名の末尾に「(基盤)」又は「(領域)」が付く選択科目については、いずれか一方のみを修得できる。

情報学専攻領域情報学コース

科目区分 プログラム名	研究科 共通科目	コース 必修科目	コース 選択科目	合計
計算機科学プログラム	4 単位以上	1 4 単位	1 2 単位以上	3 0 単位以上
行動情報学プログラム	4 単位以上	1 4 単位	1 2 単位以上	3 0 単位以上
情報社会デザインプログラム	4 単位以上	1 4 単位	1 2 単位以上	3 0 単位以上
社会人再教育のための 特別プログラム	—	1 4 単位	1 6 単位以上	3 0 単位以上

プログラムごとの所定の単位の内訳は以下のとおりである。

【計算機科学プログラム】

- ① コース必修科目 14 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」、「コミュニケーション論」、「情報資源総論」及び「情報社会セキュリティ論」のうち 2 科目を含む 4 単位以上を修得していること。
- ③ 計算機科学プログラムの選択科目から 12 単位以上を修得していること。ただし研究科共通科目の単位を 4 単位を超えて修得した場合、超過単位は 4 単位まで計算機科学プログラムの選択科目の単位に算入できる。なお、他大学院、他研究科、他専攻、他コース、他プログラム（「社会人再教育のための特別プログラム」を除く）及びプログラム外科目群から 12 単位まで計算機科学プログラムの選択科目の単位に算入できる。ただし、他大学院、他研究科及び他専攻で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。また、同一科目名の末尾に「(基盤)」又は「(領域)」が付く選択科目については、いずれか一方のみを修得できる。

【行動情報学プログラム】

- ① コース必修科目 14 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」、「コミュニケーション論」、「情報資源総論」及び「情報社会セキュリティ論」のうち 2 科目を含む 4 単位以上を修得していること。
- ③ 行動情報学プログラムの選択科目から 12 単位以上を修得していること。ただし研究科共通科目の単位を 4 単位を超えて修得した場合、超過単位は 4 単位まで行動情報学プログラムの選択科目の単位に算入できる。なお、他大学院、他研究科、他専攻、他コース、他プログラム（「社会人再教育のための特別プログラム」を除く）及びプログラム外科目群から 12 単位まで行動情報学プログラムの選択科目の単位に算入できる。ただし、他大学院、他研究科及び他専攻で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。また、同一科目名の末尾に「(基盤)」又は「(領域)」が付く選択科目については、いずれか一方のみを修得できる。

【情報社会デザインプログラム】

- ① コース必修科目 14 単位を修得していること。

- ② 研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」、「コミュニケーション論」、「情報資源総論」及び「情報社会セキュリティ論」のうち2科目を含む4単位以上を修得していること。
- ③ 情報社会デザインプログラムの選択科目から12単位以上を修得していること。ただし研究科共通科目の単位を4単位を超えて修得した場合、超過単位は4単位まで情報社会デザインプログラムの選択科目の単位に算入できる。なお、他大学院、他研究科、他専攻、他コース、他プログラム（「社会人再教育のための特別プログラム」を除く）及びプログラム外科目群から12単位まで情報社会デザインプログラムの選択科目の単位に算入できる。ただし、他大学院、他研究科及び他専攻で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。また、同一科目名の末尾に「（基盤）」又は「（領域）」が付く選択科目については、いずれか一方のみを修得できる。

**【社会人再教育のための特別プログラム】**

- ① コース必修科目のうち14単位を修得していること。
- ② コース選択科目から16単位以上を修得していること。この場合において、当該16単位には、「情報組織化論」、「情報システム設計論」、「実践マネジメント特論」、「eコマース特論」、「グローバルコミュニケーション特論」、「社会人再教育のための情報学特別講義Ⅰ」、「社会人再教育のための情報学特別講義Ⅱ」、「社会人再教育のための情報学特別講義Ⅲ」、「情報教育カリキュラム設計論」及び「情報科教育法特論」のうちから修得した6単位を含んでいなければならない。また、研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」、「コミュニケーション論」、「情報資源総論」及び「情報社会セキュリティ論」の単位を修得した場合、コース選択科目の単位に算入できる。さらに上記4科目以外の研究科共通科目の単位を修得した場合、4単位までコース選択科目の単位に算入できる。なお、他大学院、他研究科、他専攻及び他コースから12単位までコース選択科目の単位に算入できる。ただし、他大学院、他研究科及び他専攻で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。また、同一科目名の末尾に「（基盤）」又は「（領域）」が付く選択科目については、いずれか一方のみを修得できる。

### XIII 静岡大学大学院学生の学部授業受講に関する申合せ（抜粋）

平成 19 年 1 月 17 日教育研究評議会承認  
令和 5 年 9 月 21 日一部改正

（趣旨）

第 1 この申合せは、本学大学院学生の学部又は大学教育センターが開講する教職等の資格取得及び静岡大学防災マイスターの称号を受けるため（以下「資格取得等」という。）に必須の授業科目の受講、及び本学大学院留学生の大学教育センターが開講する留学生科目及び日本語・日本文化研修科目の受講に関し、必要な事項を申し合わせる。

（受講資格）

第 2 本学大学院に在学する学生は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、学部授業の受講を願い出ることができる。

- (1) 受講する授業科目は、当該学生が所属する研究科（総合科学技術研究科においては専攻）の基礎となる学部又は大学教育センターが開講し、当該学生が別表で定める期日までに取得しなかった不足単位を補うものであること。ただし、静岡大学防災マイスターの称号を受けるために受講する授業科目は、この限りではない。
- (2) 受講する授業科目の総単位数は、16 単位を超えない範囲とし、当該学生が、その範囲内において資格取得等が可能であること。ただし、教育学研究科の小学校免許取得プログラムに関しては、別に定める。
- (3) 受講する授業科目は、当該学生の指導教員及び所属研究科の長が、当該学生の資格取得等のために必要であると認め、当該授業科目の授業担当教員が受講を認めたものであること。

第 3 第 2 に規定する受講資格に関わらず、本学大学院に在学する留学生は、大学教育センターが開講する留学生科目及び日本語・日本文化研修科目の受講を願い出ることができる。ただし、受講する授業科目の総単位数は、上記規定の科目を除き 20 単位を超えない範囲とし、当該留学生の指導教員及び所属研究科の長が、当該学生の日本語教育のために必要であると認め、当該授業科目の授業担当教員が受講を認めたものであることとする。

（実習科目の受講）

第 4 資格取得等に係る教育実習、博物館実習等の実習科目については、当該学生が所属する研究科の長の申し出により、当該実習科目の授業担当教員（教育実習の場合は受入れ学校長）が特別に認めた場合に限り、当該実習科目を開講する部局の長は、受講を許可することができる。

（成績）

第 5 受講した科目の成績は、大学院の成績簿に記載する。

（修得単位の取扱い）

第 6 本申合せにより修得した単位は、大学院の課程を修了するための単位に算入しない。

（証明書の発行）

第 7 資格取得等の申請に必要な証明書は、大学院の成績簿に基づき学長又は研究科長が発行する。

（実施日）

第 8 この申合せの実施日は、平成 29 年 4 月 1 日とする。

別表

研究科等名	研究科等で定める期日
人文社会科学研究科	大学院入学日
教育学研究科	大学院 1 年次後学期開始日

総合科学技術研究科	大学院入学日
山岳流域研究院	大学院入学日
光医工学研究科	大学院入学日
自然科学系教育部	大学院入学日

#### XIV 静岡大学総合科学技術研究科転専攻及び転コースに関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡大学大学院規則第26条の2の規定に基づき、総合科学技術研究科における転専攻及び転コースに関し必要な事項を定める。

(出願)

第2条 転専攻及び転コースを志願する学生（以下「転専攻等志願者」という。）は、所属コース長および所属専攻長の下承を得て、所定の期間内に、別に定める転専攻・転コース願を学長に提出するものとする。

(人員)

第3条 転専攻及び転コースの受入れは、当該専攻及びコースごとに若干名とする。

(転専攻及び転コースの選考)

第4条 転専攻等志願者は、別途実施する転専攻・転コース試験を受験し、志願する専攻及びコース（以下「受入専攻等」という。）の審査を受けなければならない。

(転専攻及び転コースの許可)

第5条 転専攻等志願者が受入専攻等の審査に合格した場合は、総合科学技術研究科教務・入試委員会で審議し、学長が転専攻及び転コースを許可する。

(転専攻及び転コースの時期)

第6条 転専攻及び転コースの時期は、学期の始めとする。

(単位認定)

第7条 転専攻及び転コースした者が既に修得した単位は、受入専攻等における修了に必要な単位として、総合科学技術研究科教務・入試委員会で審議し、学長が認定する。

(履修)

第8条 転専攻及び転コースした者は、転専攻及び転コース後の属する専攻及びコースの年次の在学者に係る教育課程を履修する。

(在学年限)

第9条 転専攻及び転コースした者の在学年限は、転専攻及び転コースする前に在籍した年数を通算し4年とする。

(休学期間)

第10条 転専攻及び転コースした者の休学の期間は、転専攻及び転コースする前に休学した年数を通算し2年を超えることができない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、転専攻および転コースに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## XV 大学院総合科学技術研究科における標準修業年限未満での修了に関する申合せ

平成 31 年 2 月 27 日 総合科学技術研究科代議員会 承認

(趣旨)

第 1 条 この申合せは、静岡大学大学院規則第 17 条および静岡大学大学院総合科学技術研究科規則第 21 条に基づき、総合科学技術研究科における標準修業年限未満での修了（以下「早期修了」という。）に関して必要な事項を定める。

(申請)

第 2 条 早期修了を希望する者は、所定の期日までに総合科学技術研究科長に申請書を提出するものとする。

第 3 条 申請者は、申請書とともに「優れた業績」であることを証明するための資料を提出しなければならない。

(審査)

第 4 条 申請者は、専攻やコース等が定める「優れた業績を挙げた者」と認定されるための審査を受けなければならない。

第 5 条 申請者が前条の審査に合格した場合は、総合科学技術研究科教務・入試委員会で審議し、総合科学技術研究科代議員会の議を経て、結果を当該申請者に通知する。

(認定)

第 6 条 「優れた業績を挙げた者」と認定された者が、以下の各号に掲げる要件を満たした場合は、専攻会議の議を経て総合科学技術研究科教授会にて課程修了を認定する。

- (1) 総合科学技術研究科に所定の年数以上在学すること。
- (2) 履修要件にしたがって 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。

第 7 条 早期修了の審査に合格した者が修了までに第 6 条に定めた認定条件を満たせない場合は、早期修了を認めないこととする。

この申合せは、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。